

1 環境基本条例関係

(平成8年10月1日 岡山県条例第30号)

(1) 岡山県環境基本条例

目 次

- 第1章 総則(第1条 - 第8条)
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策
 - 第1節 施策の策定等に係る指針(第9条)
 - 第2節 岡山県環境基本計画(第10条)
 - 第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等(第11条 - 第22条)
 - 第4節 地球環境保全及び国際協力の推進(第23条・第24条)
- 第3章 岡山県環境保全委員会への提言(第25条 - 第27条)
- 第4章 雑則(第28条)
- 附則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、本県の恵まれた環境が県民共有の財産であることにかんがみ、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。) 土壌汚染、騒音、振動、地盤

の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第9条第1号及び第13条第4項において同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。

3 地球環境保全(人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又は3その広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。第23条において同じ。)は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、市町村が実施する環境の保全に関する施策について支援又は協力するように努めなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する

環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、その保有する環境への負荷に関する情報を広く提供するとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の責務）

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（岡山県環境白書）

第8条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにした岡山県環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第9条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げ

る事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第2節 岡山県環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者及び市町村の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定による岡山県環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境へ

の負荷の低減に資する措置その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境影響評価の推進）

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、環境影響評価に関する手続等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第13条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 県は、採取、損傷その他の行為であって、保護することが必要な自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（誘導的措置）

第14条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、その負荷活動を行う者に適正かつ公平な経済的な負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）

第15条 県は、環境の保全に関する公共施設及び公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（快適な環境の創造）

第16条 県は、快適な環境を創造するため、優れた自然景観の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用等の推進）

第17条 県は、環境への負荷の低減を図るため、市町村、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境の保全に関する教育、学習等）

第18条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

第19条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（次条において「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第20条 県は、第18条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査及び研究の実施）

第21条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境

の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うものとする。

（監視等の体制の整備）

第22条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第4節 地球環境保全及び国際協力の推進

（地球環境保全の推進）

第23条 県は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全が積極的に推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

（国際協力の推進）

第24条 県は、環境の保全に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 岡山県環境保全委員会への提言

（環境の保全に関する提言）

第25条 県民参加の下に環境の保全を図るため、次に掲げるものは、岡山県附属機関条例（昭和27年岡山県条例第92号）に基づく岡山県環境保全委員会（第27条において「委員会」という。）に対し、知事その他の県の執行機関及び公営企業管理者（以下この条及び第27条において「知事等」という。）の施策について、環境の保全に関する提言を行うことができる。

- 一 県内に住所を有する者
- 二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 県内に存する学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事等の施策に利害関係を有するもの

（適用除外）

第26条 次に掲げる事項に関する提言については、前条の規定は、適用しない。

- 一 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- 二 裁判所で係争中の事項又は行政不服審査法

（昭和37年法律第160号）に基づき不服申立てを行っている事項

三 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づきあつせん、調停、仲裁又は裁定の申請を行っている事項

四 地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条第1項の規定により監査の請求を行っている事項又は同法第242条第1項の規定により住民監査請求を行っている事項

五 地方自治法第124条の規定により岡山県議会に請願を行っている事項

六 その他法令（告示を含む。）の規定により意見の申立て等の手続を行っている事項

（提言及び調査審議の手続）

第27条 第25条の規定による提言は、その趣旨及び理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。

2 委員会は、提言の内容が環境の保全に関するものと認められないこと等により提言についての調査審議を行わないこととしたときは、提言を行ったもの（以下この条において「提言者」という。）に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知には、理由を付さなければならない。

4 委員会は、提言についての調査審議を行うこととしたときは、その旨を知事等に通知しなければならない。

5 委員会は、調査審議のため必要であると認めるときは、知事等若しくは提言者に対し説明若しくは必要な資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

6 委員会は、調査審議の結果、必要であると認めるときは、知事等に対し、施策の是正その他の措置を講ずべき旨の意見書を提出することができる。

7 知事等は、前項の意見書の提出を受けたときは、これを尊重しなければならない。

8 委員会は、提言者に対し、速やかに、書面により調査審議の結果を通知しなければならない。

9 委員会は、毎年、提言及び調査審議の状況を公表しなければならない。

第4章 雑 則

(規則への委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 岡山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表第一岡山県消費者苦情処理委員会の項の次に次のように加える。

岡山県環境保全委員会

岡山県環境基本条例（平成8年岡山県条例第30号）の規定による環境の保全に関する提言についての調査審議及び意見書の提出に関する事務

(2)岡山県環境基本計画

1 岡山県環境基本計画の概要

(1) 計画目標と主要施策（主なもの）

基 本 目 標	計 画 目 標	主 要 施 策
空気をきれいに保ちます	・二酸化窒素の環境基準の達成維持等 ・自動車からの窒素酸化物の排出量を平成6年度レベル以下に削減する。	・自動車からの大気汚染物質の削減 ・工場・事業場からの大気汚染物質排出量の削減 ・有害化学物質による環境汚染の未然防止
水をきれいに保ちます	・BODの環境基準の達成維持等 ・COD汚濁負荷量を55 t / 日とする。	・下水道整備など生活排水対策の推進 ・工場・事業場対策の推進 ・児島湖の水質改善対策の推進
静けさを保ちます	・一般地域での騒音に係る環境基準の達成維持等	・道路交通騒音・振動の防止 ・新幹線鉄道騒音・振動の防止 ・航空機騒音の防止
廃棄物を減らします	・一般廃棄物の総排出量を1,828 t / 日とする。 ・産業廃棄物の処分対象量を1,175 千 t / 年とする。	・循環型社会の構築 ・一般廃棄物対策 ・産業廃棄物対策
豊かな自然を保ち、自然とのふれあいを確保します	・自然公園や自然環境保全地域等については、その面積を現在の県土の11%から全国平均の14%に近づけるよう拡大し、保全する。 ・生物の多様性を確保するとともに、野生生物との共生を図る。	・優れた自然・生態系や身近な自然の保護 ・生物の多様性の確保と野生動植物との共生 ・自然と調和した開発指導
地球環境を守ります	・我が国の削減目標に向けて県内の二酸化炭素排出量を削減する。	・温室効果ガスの排出抑制 ・脱フロン社会の実現 ・酸性雨の監視

(2) 重点プロジェクトとアクションプログラム（主なもの）

重 点 プ ロ ジ ェ ク ト		ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム
自動車公害対策プロジェクト	・自動車公害防止総合指針の策定 ・交通需要マネジメント施策（公共交通機関の充実・利用促進等） ・低公害車の普及・導入 ・アイドリング・ストップ運動等	公共交通機関一人当たり利用回数 61.8回／年→100回／年 低公害車導入台数 行政12台→750台 民間7台→2,250台
清流保全プロジェクト	・清流保全総合指針の普及啓発 ・森林、農地等の保全 ・河川等の自然浄化機能の維持向上（多自然型川づくり等） ・上下流域の交流、ふるさとの川づくり、水辺教室の開催	水源地域の整備 1,239ha→1,662ha（H12） 保安林面積 168,645ha→174,000ha（H15） 水辺教育の開催 9地区→30地区
瀬戸内海・湖沼水質保全プロジェクト	・瀬戸内海の自然景観の保全 ・瀬戸内海の藻場及び干潟等の保全 ・児島湖に係る水質保全計画の推進 ・児島湖水辺環境整備基本計画の推進 ・ダム湖の水質浄化対策	沿岸漁場整備開発事業による人口干潟の造成 0→3カ所 （児島湖） 公共下水道普及率 45%（H7）→59%（H12） ヨシ原等の造成 0→5カ所 親水公園等の整備 0→2カ所
有害化学物質削減プロジェクト	・有害化学物質の使用・排出実態調査 ・環境モニタリングの充実 ・有害化学物質管理指導指針の策定等	公共用水域でのモニタリング地点数 21地点→30地点 大気環境モニタリング地点数 0→9地点
ごみゼロ社会プロジェクト	・廃棄物減量化の推進（分別収集、事業者の排出抑制） ・リユース・リサイクルの推進（リサイクルセンター・ストックヤードの整備） ・エネルギー源としての有効利用の推進 ・ゼロ・エミッションモデル事業の実施	一般廃棄物のリサイクル率 11%（H7）→15%（H15） 容器包装廃棄物の7種分別実施市町村数 6市町村（H9）→78市町村 産業廃棄物の減量化・資源化率 79.2%（H4）→82%（H11） 建設廃棄物の再利用率 36%（H7）→70%（H12）
自然との共生プロジェクト	・保護地域の拡大と保全の推進 ・野生動植物基礎調査の実施（レッドデータブックの作成） ・ビオトープ（野生生物の生息・生育空間）の整備	自然公園面積 79,489ha→100,000ha 自然保護条例による指定地区数 73カ所→146カ所 ビオトープ整備カ所数 1カ所→15カ所
緑の環境づくりプロジェクト	・参加交流型の緑化の推進（緑の募金運動等） ・森林の整備（広葉樹林の造成、複層林施業の導入） ・ふるさとの緑の保全 ・道路、河川、公共施設等の緑化	緑の募金金額 年間2,200万円→年間4,400万円 美しい森整備カ所 8カ所→10カ所（H12） 道路緑化延長 457km（H7）→799km（H12）
地球温暖化防止プロジェクト	・地域温暖化防止行動計画の策定・推進 ・環境共生都市（エコシティ）の整備 ・新・省エネルギー設備の導入 ・グリーンオフィスの推進	太陽光発電住宅数（補助分） 58件→1,000件 フロン回収装置の導入数 16台→30台（H12）
環境学習推進プロジェクト	・環境学習の拠点整備（パートナーシッププラザの整備） ・学校における環境教育の推進（副読本の作成、モデル校の指定） ・こどもエコクラブの推進	パートナーシッププラザ数 0→2カ所 環境教育研究指定校数 1校→4校 こどもエコクラブ数 37クラブ→450クラブ

（注）「アクションプログラム」欄の数値は次のとおり。
 計画策定時の現状（年度の記載のないものはH8）→努力目標（年度の記載のないものはH22）

2 計画目標の状況

基本目標	計画目標	9年度の状況等	参照頁
空気をきれいに保ちます	二酸化硫黄：環境基準を維持	・平成9年度の長期的評価ではすべての測定局で適合、短期的評価では松江（倉敷市）で1時間値が0.1ppmを超えたことにより不適合	14～15
	二酸化窒素：環境基準を達成維持	・平成9年度は、自動車排出ガス測定局1局（青江：岡山市）で不適合、一般環境測定局のゾーン内局数は10局	15～16
	一酸化炭素：環境基準を維持	・平成9年度はすべての測定局で適合	16
	光化学オキシダント：環境基準を達成	・平成9年度はすべての測定局で不適合 ・全国的にも、1,177局の内1局の適合	16～17
	浮遊粒子状物質：環境基準を達成維持	・平成9年度の適合状況は、長期的評価で39%、短期的評価で11%が適合 ・全国的にも平成8年度に比べて、適合率が66%から9%低下し、高濃度が測定されたのは10月頃で、本県の状況と同じ	17
	有害化学物質：ベンゼン、トリクロロエチレン等の環境基準を達成維持、ダイオキシン類に係る大気環境指針値を達成維持	・ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについて、平成9年度の下半期に8地点で調査し、ベンゼンは8地点の内3地点が環境基準値のレベルを超過、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは環境基準値と比較して十分低いレベル（半年の結果であり、参考評価） ・大気中のダイオキシン類について、平成10年2月に5地点で調査し、この内1地点で大気環境指針値をわずかに超過（1回のみの結果であり、参考評価）	19～20
	自動車からの窒素酸化物の排出量を1994年度レベル以下に削減	・平成9年度の交通センサスに基づいて集計中	25～26
	工事・事業場からの窒素酸化物排出量を削減	・昭和53年度と比較すると、昭和60年度で約76%、近年は約80%の水準で横ばい傾向	22
水をきれいに保ちます	BOD：全河川の環境基準を達成維持	・平成9年度測定結果：環境基準を達成しているのは27水域であり、達成率は87.1%	29
	COD：全海域・全湖沼の環境基準を達成維持	・平成9年度測定結果：海域については、環境基準を達成していたのは10水域中3水域であり、達成率は30%。児島湖については、環境基準の約2倍という状況にあるものの、平成8年度に引き続き濃度が低下	29～30
	窒素・リン：全海域・全湖沼の環境基準を達成維持	・海域については、平成9年度に水域類型の指定が完了（平成10年度から環境基準の達成状況について評価） ・湖沼である児島湖については、全窒素、全リンとも環境基準を達成していない	29
	有害化学物質：健康項目の環境基準を維持、要監視項目の指導指針値を維持	・健康項目（23物質）：平成9年度は、公共用水域4,777検体、地下水538検体について測定した結果、環境基準値を超える検体はなかった ・要監視項目（25物質）：平成9年度は、公共用水域1,126検体、地下水50検体について測定した結果、指針値を超える検体はなかった	28～30
	土壌の汚染に係る環境基準を維持	・金剛川の流域8地点で、銅、カドミウム、ヒ素の3項目について土壌調査を実施したが、環境基準値を超える検体はなかった	32
	COD汚濁負荷量は55t/日とする	・平成7年度におけるCOD汚濁負荷量（実績）は、61t/日となっている	-

基本目標	計画目標	9年度の状況等	参照頁
静けさを保ちます	一般騒音：一般地域での環境基準を達成維持，道路に面する地域での環境基準を達成維持	・平成9年度の一般地域における測定結果：すべての時間帯で環境基準が達成されている割合は73.9% ・道路に面する地域の測定結果：すべての時間帯で環境基準が達成されている割合は27.2%，要請限度を超過している割合は13.6%	39～40
	新幹線鉄道騒音：環境基準を達成維持	・平成9年度の測定結果では，10地点中8地点で環境基準を超過	40
	航空機騒音：環境基準を維持	・環境基準は達成維持されている	40～41
	道路交通振動：道路に面する地域での要請限度を超えないようにする	・平成9年度，測定を実施した地点において，要請限度を超えた地点は認められなかった	42
	新幹線鉄道振動：指針値以下に保つ	・平成9年度の測定結果では10地点中全ての地点で指針値以下	42
廃棄物を減らします	一般廃棄物の総排出量を1,828 t / 日とする	・平成8年度は，県下で1日当たり，1,914 t のごみが排出されている	43
	一般廃棄物の処分量を1,324 t / 日とする	・平成8年度は，県下で1日当たり，1,826 t のごみが処分された	43
	産業廃棄物の処分対象量を1,175 千 t / 年とする	・平成4年度は2,159 千 t / 年 ・9年度の処分対象量について本年度調査する予定	49
豊かな自然を保ち，自然とのふれあいを確保します	自然公園や自然環境保全地域等の面積を現在の県土の11%から全国平均の14%に近づけるよう拡大，保全	・本県には，国立公園2地域，国定公園1地域，県立自然公園7地域が指定されており，その面積は県土面積の11%を占めている	55～60
	生物の多様性を確保，野生生物との共生を図る	・10年度において，生物の多様性の確保，野生生物との共生を推進するうえでの基礎となる岡山県レッドデータブックを作成中	67～68
	自然とのふれあいの場を確保	・自然公園内の施設のうち老朽化したものの再整備を実施した	62
	森林の減少を最小限にとどめるとともに，緑の質の向上を図る	・平成6年度の県下の土地利用の状況は，森林が68% ・森林の約40%がスギ，ヒノキなどの人工林で，広葉樹林への転換が進みつつある	64
	都市公園の県民一人当たり面積を現在の8.5m ² から20.0m ² にする	・都市公園の県民一人当たり面積を9.1m ² まで充実させた	-
地球環境を守ります	我が国の削減目標の達成に向けて二酸化炭素排出量を削減，具体的削減目標は「岡山県地球温暖化防止行動計画」において明らかにする	・岡山県全体では，約1,180万tC（平成2年度）の二酸化炭素を排出 ・H11年度以降，実態調査に基づき行動計画を策定する予定	71
	二酸化炭素以外の温室効果ガスについても排出量を削減	・H11年度以降，実態調査に基づき行動計画を策定する予定	-

(3) 環境保全委員会への提言及び調査審議の状況

1 提言の件数

平成9年4月から平成10年3月までの間に、12件の提言があった。

2 提言の概要

提 言 番 号	提 言 の 概 要
9 - 1	1 公共事業の停止 2 環境保全に税金を使ってもらっては困る。 3 環境破壊要素に対して課税する。
9 - 2	居住地周辺の保全林の整備について 1 枯木（松くい虫被害等）の除去、下草刈り、雑草地への苗木植付などの県又は町村による実施スケジュールはどうなっているのか住民に知らせる。 2 上記が具体化していなければ（財政上等の理由で困難であれば）ボランティアを募って（シルバーセンターの協力も含めて）実施する。
9 - 3	1 ある一定規模以上の企業への環境監査立入を認める。 公表制度を設ける。 環境保全負担金制度を設ける。 2 施策は単一的な意見に左右されるのではなく、広く公募すべきである。 3 実の有る施策で独創的なものにすべき。他に習うのではなく先例がなければ取り組みもない様な状態で県民参加とは表向きの施策である。
9 - 4	1 国道2号線玉島長尾地区の騒音、振動対策 環境基準を守る為に全ての施策を実施するように道路管理者に要請 等価騒音レベル、等価振動レベルによる規制の見直し 岡山県独自の環境規制値の設定 公安委員会による夜間の速度取り締まり、大型車の積載オーバーの取り締まりの強化。無人速度取り締まり装置の設置。特に大型車の交通量の流入の制限。信号の最適抑制。大型車の単体の騒音測定・規制。 山陽自動車道並びに中国縦貫道の高速料金を低下してもらう要請 都市計画（土地利用・用途地域制など）、交通運輸計画の転換・再検討 大型車が通行する制限（総量規制）並びに、都市内部を通行する場合の通行税の徴収 自動車単体から発生する騒音の低下を自動車メーカーや持ち主に強制的に実施させる為の法の整備 旧式の大型車の持ち主への低騒音・低公害車への購入の要請・補助金による助成 軽油税・ガソリン税の見直しと、それによる低騒音・低公害車への助成金の支給 2 二酸化窒素・浮遊粒子状物質・ベンゼンの排出規制 岡山県独自の環境規制値の設定 道路際での測定の実施 人に対する健康被害との因果関係の調査、岡山大学付属病院による調査の依頼 1の～の実施 緑地化 その他、自動車公害による全ての公害の抑制・規制・法制化 環境アセスメント法案による環境規制の強化・監視・取り締まりの実施 上記に関する国の各省庁への要請と岡山県独自の法律の整備・制度化の実施
9 - 5	魚の棲むすみきったきれいな川を作ってほしい。
9 - 6	水資源の確保と山林資源の造成のために、従来から実施されている松食虫防除対策の抜本的見直しを行い、実効のある施策を講じてほしい。水と緑の美しい安全な国、土作りに県民が力を合わせて、環境の保全というより環境の整備が必要である。
9 - 7	河川を汚さないで美しく保全するためのPRの一方法として河川流水上に水車を浮かべて清流旗を掲げ噴水を行い夜はライトアップする。
9 - 8	家庭・職場・学校などでダイオキシン発生のゴミを燃やす危険性をもっとひろめ、呼吸の苦しい日常の改善を是非お願いする。

提 言 番 号	提 言 の 概 要
9 - 9	児島湖流域環境保全推進大会を、今後、10年間の地域住民の実践課題として家庭排水の浄化にしぼり、具体的な施策が反映される推進大会にするため、次のように改善したい。 1 第11回目の推進大会から、実践発表、ワンポイント講座、講演とする。 2 実践発表は、家庭、公民館、婦人会・町内会、小・中学校での取り組み事例をとりあげる。 3 ワンポイント講座では、実践発表についての価値づけや補足をするとともに、児島湖の現状報告をしたり、生活排水の浄化に関する解説をしたりして実践の指針を示し、具体的な取り組みの効率化を図る。 4 各家庭での生活排水の浄化へ向けた取り組みを一層推進するために、次の施策が望まれる。 - 水質浄化にたえず関心を抱き、積極的な取り組みを促進するスローガンや具体的な行動のめあてを示す。 - ポスターの表彰はやめ、水質浄化推進グループの主体的活動の一環として構成員が作成した広報用ポスター・新聞・掲示資料などの作品を推進大会に展示するようにし、地域住民や学校での主体的な活動を促進する。 - なお、共通の願いを標榜する“児島湖（コ）”のキャラクターを選定して、今後10年間使用する。 - 家庭で取り組む生活排水の浄化に関する図書を出版する。小学校上学年から成人にまで親しまれる本にして、学校教育での副読本に使ったり、家庭や公民館講座に活用したりする。 - 生活排水対策委員会を学識経験者などで構成し、それぞれの取り組みの具体的方法を指導したり、取り組みの評価の仕方を支援したりして、着実な推進を図る。 - 熱心な取り組みや成果をあげている事例などをマスコミで紹介し、普及を図る。 - 小・中学校では、開かれた学校の教育活動として環境教育を重視し、地域と一体となって総合的な学習を展開し、生活排水に対する認識を深めるとともに、水質浄化への取り組みの定着を図る。
9 - 10	1 公務員（県・市町村）（教員）（警官）の意識改革→業者（土建・商工）の意識改革 2 ダムを造らない。 3 流域圏構想と南北連携による源流域サポート体制づくりを推進し、農林畜産業の再生・振興を図る 4 多自然型河川への復元・再生 - 近自然型河川工法採用 5 NPO（NGO）活動への助成。水辺の教室・ゼミ講演など自前で実施。 6 産廃処理場・ゴルフ場等の情報公開、指導、監督・管理の強化
9 - 11	これからは成人病予防のためにもなるべく自転車や徒歩で外出した方がよいと思う。その為にも安心して出歩ける樹木や花のある楽しい道路を沢山作って欲しいと思う。今のままではお年寄りに外出するなどと言っているようなもの。
9 - 12	1 5分別収集ゴミに生ゴミを加え6分別とすること。 2 デポジット実施を5分別開始時のように徐々に増やしていくこと。学区ごとが望ましい。 3 凍結中のダム建設は中止。環境保全には自然をもとに戻すことが大前提。

3 調査審議の結果

すべて調査審議を終了し、いずれの提言についても、既に県が何らかの諸施策に取り組んでいる等の理由により、当面、知事等への意見書は提出しない旨決定した。

なお、提言者に対しても、調査審議の結果を知らせている。

* 委員会の開催状況

第1回：平成9年5月21日開催 3件審議

第2回：平成9年7月31日開催 4件審議

第3回：平成10年3月23日開催 5件審議

2 大 気 関 係

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準については、これまでに、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素について設定されていたが、平成9年2月にベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが追加された。

区 分	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg / m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg / m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間平均値が20ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg / m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。

(2) 環境大気監視体制

(平成9年4月1日現在)

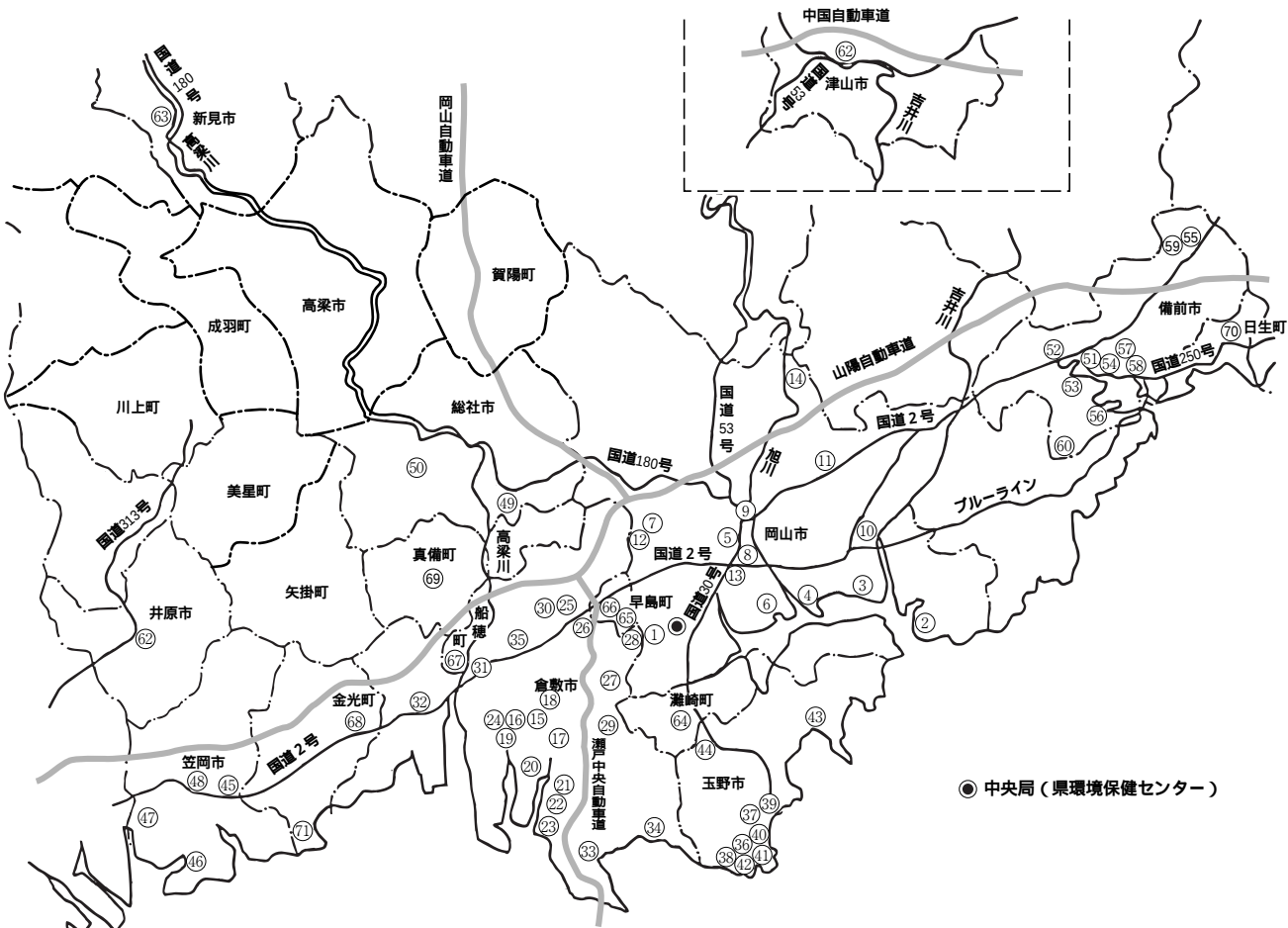
地域	No	測定項目 測定局名	SO ₂	SPM	NO _x	O _x	HC	CO	HF	WD / WV	備 考
岡 山 市	1	興山	9	9	13	9	6	3		11	自 自 自
	2	除南									
	3	南南									
	4	並石									
	5	江出									
	6	南吉									
	7	清南									
	8	西大									
	9	東大									
	10	庭方									
	11	山瀨									
	12	青江									
	13	高倉									
	14	計 14 局									
倉 敷 市	15	監視センター	19	16	15	12	3	3		16	臨港 国 自 自
	16	春日									
	17	広二									
	18	港湾									
	19	松局									
	20	呼江									
	21	宇松									
	22	野津									
	23	塩生									
	24	連島									
	25	国敷									
	26	豊洲									
	27	天城									
	28	茶屋									
	29	郷町									
	30	駅内									
	31	西阿									
	32	玉児									
	33	田口									
	34	大高									
	35	計 21 局									

(注) SO₂ : 二酸化硫黄 SPM : 浮遊粒子状物質 NO_x : 窒素酸化物
O_x : 光化学オキシダント HC : 炭化水素 CO : 一酸化炭素
HF : 弗化水素 WD : 風向 WV : 風速

地域	No	測定項目 測定局名	SO ₂	SPM	NO _x	O _x	HC	CO	HF	WD / WV	備考
玉野市	36	日比									県、自 県 県 県 県 県 県 自
	37	玉比									
	38	波川									
	39	字野									
	40	向日比1丁目									
	41	向日比2丁目									
	42	日比2丁目									
	43	後開									
	44	用吉									
笠岡市	計	9 局	9	9	6	5	2	2		9	
	45	大磯									県、自 県 県 県
	46	寺間									
	47	茂平									
	48	笠岡									
総社市	計	4 局	4	4	4	3	1	1		3	
	49	総社									県 県
	50	久代									
備前市	計	2 局	1	1	1	2	1			2	
	51	西片									県、自 県、自 県 県 県 県 県 県 県 県
	52	伊部									
	53	浦部									
	54	沖浦									
	55	三石									
	56	鶴海							○		
	57	東片									
	58	穂上									
	59	野浪									
	60	佐谷山							○		
	計	10 局	8	8	9	5	2	1	2	8	
その他の市町	61	津山									県 県 県 県 県、自 県 県 県 県 県
	62	井原									
	63	新見									
	64	瀬崎									
	65	早島									
	66	長津									
	67	船穂									
	68	金光									
	69	真備									
	70	日生									
	71	寄島									
	計	11 局	9	10	10	8	1			11	
合計 71 局			59	57	58	44	16	10	2	60	

(注) 国、県…国は国設置の測定局，県は県設置の測定局(25)，その他は市設置の測定局(46)
 自……自動車排出ガス測定局(12)，その他は一般環境測定局（気象観測局含む）(59)
 臨港……臨海地区（環境基準の評価対象とならない地区）
 ……テレメータ化されているもの（70局）
 ○ ……テレメータ化されていないもの（1局）

(3) 大気環境監視網



(○：自動車排出ガス測定局)

1	興山	除南	16	春広	日江	31	西玉	阿島	知島	笠岡	46	寺茂	間平	61	津井	山原
2	山上	南	17	広二	江福	32	児田	の島	島口	岡市	47	笠	岡	62	井新	見崎
3	江出	並石	18	港松	湾局	33	大	高	比	総社	48	久	社	63	瀬	島
4	南吉	輝備	19	呼宇	野	34	日	玉	川	備前	49	西伊	代	64	早	津
5	清南	輝方	20	塩連	津生	35	玉	野	野	市	50	浦	上	65	長	島
6	西大	寺山	21	国設	島敷	36	向日	比1	比1	市	51	沖	部	66	船	津
7	庭青	瀨江	22	天	洲	37	向日	比2	比2	市	52	三	部	67	金	穂
8	高倉	山	23	郷	城	38	日比	比2	比2	市	53	鶴	石	68	真	光
9	監視	山	24	郷	町	39	後	用	閑	市	54	東	海	69	日	備
10	センター		25	駅	内	40	大	磯		市	55	穂	上	70	寄	生
11			26		前	41				市	56	野	浪	71		島
12			27			42				市	57	佐	谷			
13			28			43				市	58		山			
14			29			44				市	59					
15			30			45				市	60					

(4) オキシダント情報・注意報の発令日数

年度 地域	昭和63	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9
合 計	7 2 9	7 1 8	9 8 17	2 0 2	2 1 3	5 2 7	12 6 18	3 6 9	9 3 12	5 4 9

(注) 上段：情報，中段：注意報，下段：計

(5) オキシダント情報・注意報の発令回数

年度 地域	昭和63	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9
岡 山 市	3 1 4	0 0 0	6 1 7	0 0 0	1 1 2	1 1 2	5 2 7	3 1 4	3 0 3	5 0 5
倉 敷 市	5 2 7	8 0 8	12 3 15	2 0 2	2 0 2	7 0 7	9 1 10	1 2 3	8 1 9	3 0 3
玉 野 市	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	1 0 1	0 0 0	0 0 0	0 0 0
笠 岡 市	6 0 6	4 0 4	7 2 9	0 0 0	1 0 1	4 0 4	7 0 7	1 1 2	2 0 2	0 1 1
井 原 市	0 0 0	0 0 0	1 1 2	0 0 0	0 0 0	0 0 0	3 0 3	0 0 0	0 1 1	0 0 0
総 社 市	4 0 4	2 1 3	5 5 10	0 0 0	1 0 1	1 0 1	8 0 8	1 2 3	3 0 3	1 1 2
備 前 市	2 0 2	1 0 1	3 0 3	0 0 0	0 0 0	0 0 0	1 1 2	2 0 4	0 0 0	0 1 1
日 生 町	2 0 2	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	2 1 3	4 3 7	1 0 1	0 0 0
灘 崎 町	1 1 2	0 0 0	1 0 1	0 0 0	0 0 0	0 0 0	3 2 5	1 0 1	0 0 0	0 0 0
早 島 町	0 2 2	0 0 0	3 0 3	0 0 0	0 0 0	0 0 0	4 0 4	2 1 3	1 1 2	1 0 1
船 穂 町	1 0 1	2 0 2	3 3 6	0 0 0	0 0 0	1 0 1	2 1 3	2 0 2	0 0 0	0 1 1
金 光 町	1 1 2	0 0 0	2 5 7	0 0 0	0 0 0	1 0 1	0 1 1	2 0 2	1 1 2	0 1 1
寄 島 町	-	-	-	-	-	-	-	-	3 2 5	1 2 3
真 備 町	3 0 3	1 0 1	2 4 6	0 0 0	0 0 0	2 1 3	7 1 8	1 1 2	0 0 0	3 0 3
合 計	28 7 35	18 1 19	45 24 69	2 0 2	5 1 6	17 2 19	52 10 62	20 13 33	22 6 28	14 7 21

(注) 上段：情報，中段：注意報，下段：計 寄島町は平成8年度から対象地域に編入

(6) 大気汚染防止法及び岡山県公害防止条例に基づく設置届出等件数(平成9年度)

施 設 の 種 類		設 置 届	使 用 届	変 更 届	そ の 他 届	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	109	3	66	177	355
	ばい煙発生施設(通知分)	10	-	5	13	28
	一般粉じん発生施設	93	-	2	46	141
	特定粉じん発生施設	2	-	2	3	7
	小 計	214	3	75	239	531
公害防止条例	ばい煙に係る特定施設	1	-	-	2	3
	粉じんに係る特定施設	4	-	-	12	16
	有害ガスに係る特定施設	62	-	32	14	108
	小 計	67	-	32	28	127
合 計		281	3	107	267	658

(注)岡山市及び倉敷市の処理件数は除く。

(7) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び粉じん発生施設の種類別設置状況

(平成10年3月31日現在)

ば い 煙 発 生 施 設		施 設 数	一 般 粉 じ ん 発 生 施 設		施 設 数
1	ボイラー	1,228 (685)	1	コークス炉	13
2	ガス発生炉・加熱炉	2 (4)	2	堆積場	158 (25)
3	金属等の焙焼炉等	11 (9)	3	ベルトコンベア	1,521 (20)
4	金属の溶鉱炉等	11	4	破砕機等	249 (31)
5	金属の溶解炉	74 (26)	5	ふるい	196 (7)
6	金属の加熱炉	249 (20)	計		2,137 (83)
7	石油製品等の加熱炉	246			
8-2	硫黄回収装置の焼却炉	8	特 定 粉 じ ん 発 生 施 設		施 設 数
9	窯業の焼成炉等	95 (2)	1	解綿用機械	4
10	反応炉, 直火炉	60 (2)	2	混合機	5
11	乾燥炉	164 (46)	4	切断機	4
12	製鉄等の電気炉	6	5	研磨機	30
13	廃棄物焼却炉	211 (93)	7	破砕機, 摩砕機	8
14	銅等の焙焼炉	8	8	プレス	3 (2)
16	塩素急速冷却施設	3	計		54 (2)
19	塩素反応施設等	45			
21	燐等の反応施設等	1			
28	コークス炉	13			
29	ガスタービン	17 (28)			
30	ディーゼル機関	306 (220)			
31	ガス機関	4			
計		2,762 (1,135)			

(注)()内は,岡山市又は倉敷市所管の施設数で,外数である。

(8) 岡山県公害防止条例に基づく特定施設の設置状況

(平成10年3月31日現在)

ばい煙に係る特定施設		施 設 数	粉じんに係る特定施設		施 設 数
1	ベンガラの焙焼炉	5 (1)	1	セメントサイロ	137 (24)
4	塩素反応施設等	14	2	バッチャープラント	85 (13)
5	燐等の反応施設等	1	計		222 (37)
9	繊維製品の漂泊施設	4			
11	クレー粉の漂泊施設	16	有害ガスに係る特定施設		施 設 数
12	メタキシレン抽出施設	2	1	繊維製品の樹脂加工施設等	17 (4)
13	ピクリン酸の反応施設	12	2	木材等の蒸解施設等	7 (14)
14	金属の表面処理施設	17 (2)	3	化学工業品等の反応施設等	970 (165)
計		71 (3)	4	出版等のグラビア印刷施設等	70 (62)
			6	鉄鋼等の鋳物製造施設	51 (7)
			7	金属製品等の表面処理施設等	472 (90)
			計		1,587 (342)

(注)()内は、岡山市所管の施設数で、外数である。

(9) 大気汚染防止法に基づく施設の所管別、法区分別内訳

(平成10年3月31日現在)

区分 所管		ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		特定粉じん発生施設		合 計	
		事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数
環境指導課		172	1,461	-	-	-	-	172	1,461
地方振興局	岡 山	99	187	14	171	2	5	115	363
	東 備	101	154	36	116	0	0	137	270
	倉 敷	183	313	28	1,574	8	49	219	1,936
	井 笠	126	219	9	33	0	0	135	252
	高 梁	55	81	9	48	0	0	64	129
	阿 新	29	46	2	12	0	0	31	58
	真 庭	53	63	4	38	0	0	57	101
	津 山	97	148	9	73	0	0	106	221
	勝 英	55	90	8	72	0	0	63	162
	小 計	798	1,301	119	2,137	10	54	927	3,492
政令市等	岡山市	503	907	23	80	2	2	528	989
	倉敷市	155	228	1	3	0	0	156	231
	小 計	658	1,135	24	83	2	2	684	1,220
合 計		1,628	3,897	143	2,220	12	56	1,783	6,173
法 区 分	大防法	1,418	3,395	141	2,216	12	56	1,571	5,667
	電事法	207	493	2	4	0	0	209	497
	ガス事法	3	9	0	0	0	0	3	9
合 計		1,628	3,897	143	2,220	12	56	1,783	6,173

(10) 岡山県公害防止条例に基づく施設の所管別内訳

(平成10年3月31日現在)

区分 所管		ばい煙特定施設		粉じん特定施設		有害ガス特定施設		合 計	
		事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数
環境指導課		-	-	-	-	200	1,587	200	1,587
地方振興局	岡山	3	16	8	19	-	-	11	35
	東備	15	26	10	22	-	-	25	48
	倉敷	9	23	28	71	-	-	37	94
	井笠	3	3	13	27	-	-	16	30
	高梁	1	1	7	18	-	-	8	19
	阿新	0	0	7	12	-	-	7	12
	真庭	1	2	4	14	-	-	5	16
	津山	0	0	10	24	-	-	10	24
	勝英	0	0	6	15	-	-	6	15
	小計	32	71	93	222	-	-	125	293
岡山市		3	3	17	37	76	342	96	382
合計		35	74	110	259	276	1,929	421	2,262

(11) 平成9年度有害大気汚染物質環境調査結果(平成9年10月～平成10年3月の6か月平均値)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	調査主体 測定地点	岡 山 県				岡 山 市		倉 敷 市		環境基準
		長津局	茂平局	津山地方振興局	勝央センター	吉備局	南輝局	国設倉敷局	松江局	
アクリロニトリル		0.12	0.13	0.15	0.13	0.09	0.10	0.11	0.69	
塩化ビニルモノマー		0.076	0.034	0.029	0.036	0.06	0.09	0.07	3.0	
クロロホルム		0.17	0.17	0.14	0.21	0.19	0.25	0.13	0.26	
1,2-ジクロロエタン		0.19	0.15	0.12	0.23	0.09	0.10	0.14	1.5	
ジクロロメタン		2.0	1.2	1.5	2.6	1.42	1.33	1.2	1.3	
テトラクロロエチレン		0.27	0.15	0.10	0.13	0.10	0.16	0.26	0.54	200
トリクロロエチレン		0.70	0.65	0.56	0.53	0.60	0.56	0.63	1.7	200
1,3-ブタジエン		0.28	0.10	0.18	0.081	0.33	0.30	0.33	0.42	
ベンゼン		4.5	3.3	3.0	2.1	2.7	2.6	2.9	8.3	3
ホルムアルデヒド		3.7	1.9	2.4	1.8	3.5	3.1	1.9	2.6	
アセトアルデヒド		2.4	1.5	1.8	1.5	2.4	2.5	2.0	2.3	
ニッケル		0.004	0.003	0.002	0.002	0.006	0.008	0.005	0.042	
ベリリウム		0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0002	0.0002	
マンガン		0.07	0.03	0.01	0.02	0.15	0.12	0.07	0.25	
クロム		0.003	0.003	0.002	0.002	0.006	0.008	0.007	0.036	
ヒ素		0.0020	0.0013	0.0015	0.0012	0.0009	0.0011	0.0006	0.0009	
ベンゾ(a)ピレン		0.0012	0.0012	0.0010	0.00072	-	-	-	-	

(12) 悪臭防止法に基づく規制地域と区域の区分

市 町 村	第 1 種 区 域	第 2 種 区 域
岡 山 市	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
倉 敷 市	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
津 山 市	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
玉 野 市	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
笠 岡 市	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
井 原 市	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
総 社 市	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
備 前 市	用途地域，久々井地区，鶴海沖地区	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
御 津 町		す べ て の 地 域
加 茂 川 町	用 途 地 域	
瀬 戸 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
山 陽 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
赤 坂 町		す べ て の 地 域
熊 山 町	用 途 地 域	都市計画区域のうち第 1 種区域以外の地域
吉 井 町		す べ て の 地 域
日 生 町		す べ て の 地 域
吉 永 町		す べ て の 地 域
佐 伯 町		す べ て の 地 域
和 気 町	用途地域（準工業地域を除く。）	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
邑 久 町		す べ て の 地 域
長 船 町		す べ て の 地 域
灘 崎 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
早 島 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
山 手 村	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
清 音 村	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
船 穂 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
金 光 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
鴨 方 町		す べ て の 地 域
寄 島 町		す べ て の 地 域
矢 掛 町	用 途 地 域	
真 備 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
賀 陽 町	用 途 地 域	
勝 山 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
久 世 町	用 途 地 域	
勝 田 町		す べ て の 地 域
勝 央 町	用 途 地 域	
勝 北 町		す べ て の 地 域
美 作 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
作 東 町		す べ て の 地 域
柵 原 町		す べ て の 地 域

用途地域，準工業地域とは，都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域をいう。

(13) 特定悪臭物質の規制基準

敷地境界における規制基準

物 質 名	敷地境界の基準〔単位ppm〕		気体排出口 の 規 制	排 出 水 中 の 規 制
	第 1 種 区 域	第 2 種 区 域		
ア ン モ ニ ア	1	2	○	
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002	0.004		○
硫 化 水 素	0.02	0.06	○	○
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05		○
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03		○
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	0.02	○	
ア セ ト アル デ ヒ ド	0.05	0.1		
ブ ロ ビ オン アル デ ヒ ド	0.05	0.1	○	
ノ ル マ ル ブ チ ル アル デ ヒ ド	0.009	0.03	○	
イ ソ ブ チ ル アル デ ヒ ド	0.02	0.07	○	
ノ ル マ ル バ レ ル アル デ ヒ ド	0.009	0.02	○	
イ ソ バ レ ル アル デ ヒ ド	0.003	0.006	○	
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	4	○	
酢 酸 エ チ ル	3	7	○	
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1	3	○	
ト ル エ ン	10	30	○	
ス チ レ ン	0.4	0.8		
キ シ レ ン	1	2	○	
ブ ロ ビ オン 酸	0.03	0.07		
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002		
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002		
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004		

気体排出口における規制基準は、特定悪臭物質の種類ごとに次の式により、流量を算出したものとする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q 流量（単位 温度零度，圧力 1 気圧の状態に換算した立法メートル毎時）

H_e 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

C_m 法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準値として定められた値（単位 百万分率）

なお、補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

排出水中における規制基準は、特定悪臭物質の種類ごとに次の式により、排出水中の濃度を算出したものとする。

$$CLm = k \times Cm$$

- CLm

排出水中の濃度（単位 1 リットルにつきミリグラム）
- k

下表に掲げる特定悪臭物質及び当該事業場から敷地外へ排出される排出水の量ごとに定められた値（単位 1 リットルにつきミリグラム）
- Cm

法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

排出水量 (m ³ /s)	メチルメルカプタン	硫 化 水 素	硫 化 メ チ ル	二 硫 化 メ チ ル
Q 0.001	16	5.6	32	63
0.001 < Q 0.1	3.4	1.2	6.9	14
0.1 < Q	0.71	0.26	1.4	2.9

メチルメルカプタンについては、上式により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

3 水 質 関 係

(1) 水質の環境基準

(ア) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg / ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg / ℓ 以下
六価クロム	0.05mg / ℓ 以下
ヒ素	0.01mg / ℓ 以下
総水銀	0.0005mg / ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg / ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg / ℓ 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004mg / ℓ 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02mg / ℓ 以下
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04mg / ℓ 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg / ℓ 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006mg / ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03mg / ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg / ℓ 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002mg / ℓ 以下
チラウム	0.006mg / ℓ 以下
シマジン	0.003mg / ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02mg / ℓ 以下
ベンゼン	0.01mg / ℓ 以下
セレン	0.01mg / ℓ 以下

排出水中における規制基準は、特定悪臭物質の種類ごとに次の式により、排出水中の濃度を算出したものとする。

$$CLm = k \times Cm$$

- CLm

排出水中の濃度（単位 1 リットルにつきミリグラム）
- k

下表に掲げる特定悪臭物質及び当該事業場から敷地外へ排出される排出水の量ごとに定められた値（単位 1 リットルにつきミリグラム）
- Cm

法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

排出水量 (m ³ /s)	メチルメルカプタン	硫 化 水 素	硫 化 メ チ ル	二 硫 化 メ チ ル
Q 0.001	16	5.6	32	63
0.001 < Q 0.1	3.4	1.2	6.9	14
0.1 < Q	0.71	0.26	1.4	2.9

メチルメルカプタンについては、上式により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

3 水 質 関 係

(1) 水質の環境基準

(ア) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg / ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg / ℓ 以下
六価クロム	0.05mg / ℓ 以下
ヒ素	0.01mg / ℓ 以下
総水銀	0.0005mg / ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg / ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg / ℓ 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004mg / ℓ 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02mg / ℓ 以下
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04mg / ℓ 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg / ℓ 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006mg / ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03mg / ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg / ℓ 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002mg / ℓ 以下
チラウム	0.006mg / ℓ 以下
シマジン	0.003mg / ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02mg / ℓ 以下
ベンゼン	0.01mg / ℓ 以下
セレン	0.01mg / ℓ 以下

(参考)要監視項目及び指針値

項 目 名	指 針 値	項 目 名	指 針 値
クロロホルム	0.06mg / ℓ 以下	フェノブカルブ	0.02mg / ℓ 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / ℓ 以下	イプロベンホス	0.008mg / ℓ 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg / ℓ 以下	クロルニトロフェン	
p-ジクロロベンゼン	0.3mg / ℓ 以下	トルエン	0.6mg / ℓ 以下
イソキサチオン	0.008mg / ℓ 以下	キシレン	0.4mg / ℓ 以下
ダイアジノン	0.005mg / ℓ 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg / ℓ 以下
フェニトロチオン	0.003mg / ℓ 以下	ぼう素	0.2mg / ℓ 以下
イソプロチオラン	0.04mg / ℓ 以下	フッ素	0.8mg / ℓ 以下
オキシ銅	0.04mg / ℓ 以下	ニッケル	0.01mg / ℓ 以下
クロロタロニル	0.04mg / ℓ 以下	モリブデン	0.07mg / ℓ 以下
プロピザミド	0.008mg / ℓ 以下	アンチモン	0.002mg / ℓ 以下
EPN	0.006mg / ℓ 以下	硝酸性窒素及び	10mg / ℓ 以下
ジクロロボス	0.01mg / ℓ 以下	亜硝酸性窒素	

(注) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については、最高値とする。

「検出されないこと」とは、測定寸法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

要監視項目及び指針値は、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(H5.3.8環境庁水質保全局長通知)において、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものとして示されたものである。

指針値は長期的摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値で、一時的にある程度この値を超えるようなことがあっても直ちに健康上の問題に結びつくものではないとされている。

クロルニトロフェンの指針値は、農業取締法に基づく農業登録保留基準が設定されないこととなったため、平成6年3月15日付け環水管第43号環境庁水質保全局長通知により削除された。

(イ)生活環境の保全に関する環境基準

a 河川

(a) 河川(湖沼を除く)

項 目 類 型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg / ℓ 以下	25mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	50MPN / 100mℓ 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg / ℓ 以下	25mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	1,000MPN / 100mℓ 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg / ℓ 以下	25mg / ℓ 以下	5mg / ℓ 以上	5,000MPN / 100mℓ 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg / ℓ 以下	50mg / ℓ 以下	5mg / ℓ 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg / ℓ 以下	100mg / ℓ 以下	2mg / ℓ 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg / ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg / ℓ 以上	-

(b) 湖 沼

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg / ℓ 以下	1mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	50MPN / 100ml 以下
A	水道2・3級 水産2級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg / ℓ 以下	5mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	1,000MPN / 100ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg / ℓ 以下	15mg / ℓ 以下	5mg / ℓ 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg / ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg / ℓ 以上	-

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg / ℓ 以下	0.005mg / ℓ 以下
	水道1・2・3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg / ℓ 以下	0.01mg / ℓ 以下
	水道3級（特殊なもの）及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg / ℓ 以下	0.03mg / ℓ 以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg / ℓ 以下	0.05mg / ℓ 以下
	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg / ℓ 以下	0.1mg / ℓ 以下

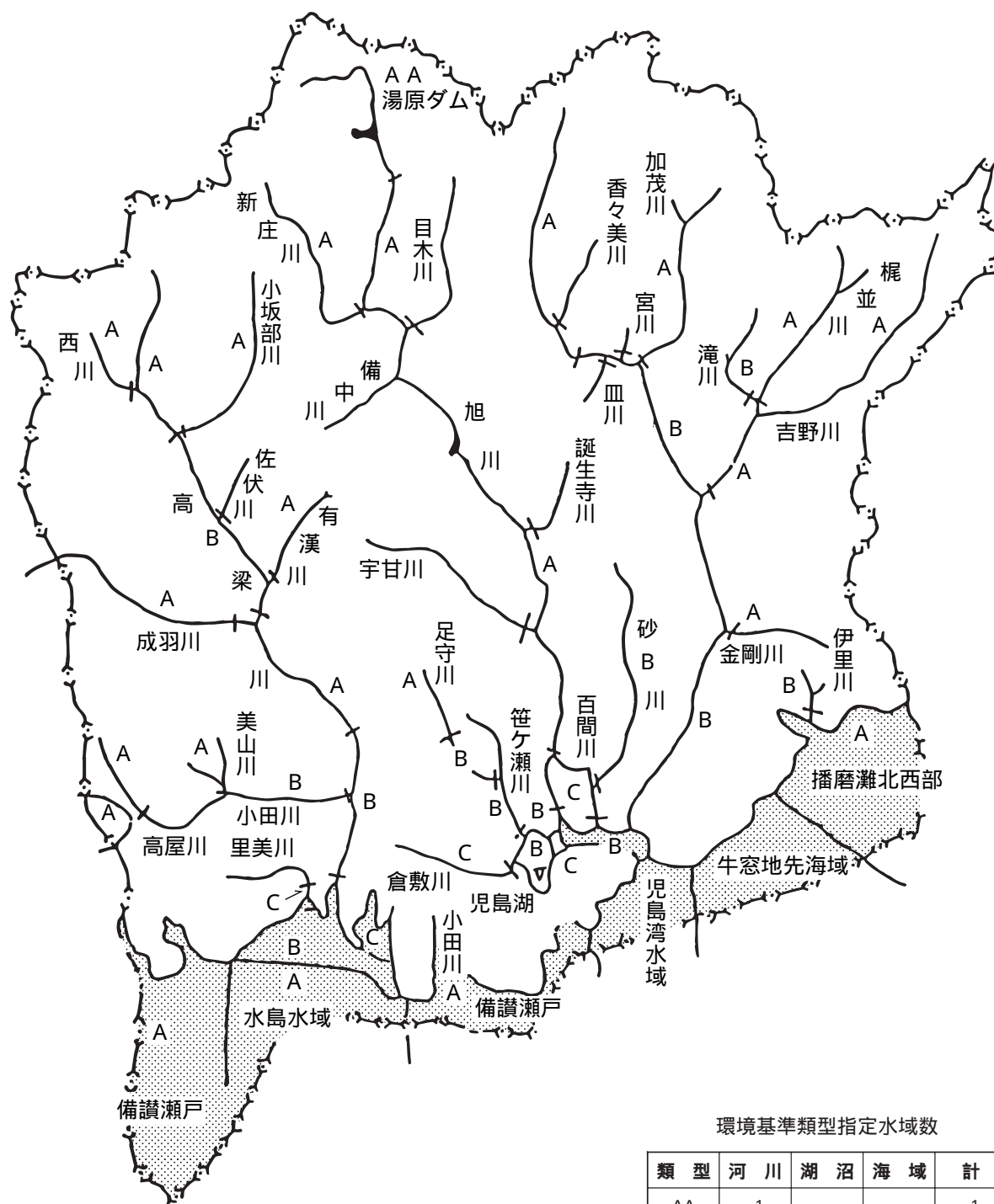
b 海 域

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水質イオン濃 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n - ヘキサ ン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB 以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	1,000MPN / 100ml 以下	検出されない こと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げる もの	7.8以上 8.3以下	3mg / ℓ 以下	5mg / ℓ 以上	-	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg / ℓ 以下	2mg / ℓ 以上	-	-

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
	自然環境保全 及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg / ℓ 以下	0.02mg / ℓ 以下
	水産1種 水浴 及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg / ℓ 以下	0.03mg / ℓ 以下
	水産2種 及び以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg / ℓ 以下	0.05mg / ℓ 以下
	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg / ℓ 以下	0.09mg / ℓ 以下

(注) 基準値は、日間平均値とする。

(2) 県下水域の環境基準類型の指定概要図



(3) 項目別の環境基準適合状況

(単位：%)

水域区分	項 目	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度
河 川	pH	95.8	91.9	94.3	94.5	95.6
	BOD	86.6	78.3	83.7	86.6	90.1
	SS	96.4	98.7	98.7	97.0	97.8
	DO	93.9	91.8	94.8	96.3	95.7
湖 沼	pH	69.4	65.3	72.2	68.1	50.0
	COD	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	SS	23.6	25.0	5.6	11.1	26.4
	DO	94.4	88.9	98.6	100.0	95.8
海 域	pH	77.8	74.0	94.4	89.1	92.0
	COD	65.1	56.7	53.6	56.6	65.3
	DO	74.7	69.4	74.7	71.9	76.7
	油分等	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 数値は、環境基準適合率を示す。(環境基準のあてはめられた水域において、総検体数に対する環境基準に適合する検体数の割合)

(4) 環境基準点における水質の経年変化

(河 川)

水 域 名		地 点 名	市町村	水 質 (BOD : 75%値)(mg / ℓ)						環境基準値 (mg / ℓ)
				5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
高 梁 川 水 域	高 梁 川 上 流	一 中 橋	新見市	1.3	1.9	1.6	0.8	1.0	○	2 以下
	高 梁 川 中 流	中 井 橋	高梁市	1.3	1.2	1.0	1.1	1.3	○	3 以下
	高 梁 川 中 流	湛 井 堰	総社市	0.9	1.1	0.9	0.9	0.9	○	2 以下
	高 梁 川 下 流	霞 橋	倉敷市	1.1	3.1	1.6	1.8	1.1	○	3 以下
	西 川	布 原 橋	新見市	1.0	1.1	1.2	0.6	0.9	○	2 以下
	小 坂 部 川	巖 橋	新見市	1.0	1.5	1.2	0.8	0.9	○	2 以下
	有 漢 川	幡 見 橋	高梁市	1.5	1.2	1.2	1.0	1.2	○	2 以下
	成 羽 川	神 崎 橋	高梁市	1.5	1.5	1.2	1.3	1.3	○	2 以下
	小 田 川 上 流	猪 原 橋	井原市	1.3	1.2	1.2	1.2	0.9	○	2 以下
	小 田 川 下 流	福 松 橋	真備町	1.6	2.8	1.5	2.0	1.5	○	3 以下
	美 山 川	栄 橋	矢掛町	1.6	2.1	2.0	1.7	1.3	○	2 以下
里 見 川	鴨方川合流点	金光町	5.6	8.5	6.7	6.4	3.6	○	8 以下	
旭 川 水 域	旭 川 上 流	湯 原 ダム	湯原町	1.3	1.2	1.3	0.8	1.4	×	1 以下
	旭 川 中 流	落 合 橋	落合町	1.4	1.5	1.4	0.9	1.4	○	2 以下
		乙 井 手 堰	岡山市	1.1	1.2	0.9	0.9	0.8		
	旭 川 下 流	桜 橋	岡山市	1.1	1.5	1.2	0.9	0.7	○	3 以下
	新 庄 川	大 久 奈 橋	勝山町	1.1	1.0	1.4	0.7	1.0	○	2 以下
	百 間 川	清 内 橋	岡山市	4.7	6.0	4.4	4.6	3.8	○	5 以下
吉 井 川 水 域	砂 川	新 橋	岡山市	3.4	3.7	3.5	3.4	2.1	○	3 以下
	吉 井 川 上 流	嵯 峨 堰	津山市	1.4	1.1	1.3	0.8	1.1	○	2 以下
	吉 井 川 中・下 流	周 匝 橋	吉井町	1.7	1.8	1.5	1.0	1.3	○	3 以下
		熊 山 橋	熊山町	0.9	0.9	0.8	1.0	0.7		
	加 茂 川	加 茂 川 橋	津山市	1.3	1.2	1.2	1.1	1.3	○	2 以下
	梶 並 川	滝 村 堰	美作町	1.4	1.5	1.5	0.9	1.4	○	2 以下
	滝 川	三 星 橋	美作町	2.3	2.0	2.4	1.5	1.8	○	3 以下
吉 野 川	鷺 湯 橋	美作町	1.3	2.1	1.6	1.0	1.5	○	2 以下	
金 剛 川	宮 橋	和気町	0.8	0.8	0.7	0.9	0.6	○	2 以下	
笹ヶ瀬川水 域	笹ヶ瀬 川	笹ヶ瀬 橋	岡山市	4.9	6.4	7.0	6.5	4.5	×	3 以下
	足 守 川 上 流	高 塚 橋	岡山市	1.8	1.6	1.9	2.1	1.4	○	2 以下
	足 守 川 下 流	入 江 橋	岡山市	2.5	5.8	9.0	6.0	3.3	×	3 以下
倉敷川水域	倉 敷 川	倉 敷 川 橋	岡山市	5.3	7.6	7.9	7.8	5.0	○	5 以下
芦田川水域	高 屋 川	滝 山 堰	井原市	2.5	5.3	4.5	2.1	2.1	×	2 以下
伊里川水域	伊 里 川	浜 の 川 橋	備前市	1.7	1.8	2.3	1.9	1.1	○	3 以下

(湖 沼)

水 域 名		地 点 名	水 質 (COD : 75%値)(mg / ℓ)						環境基準値 (mg / ℓ)
			5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年 度		
児島湖 水 域	児 島 湖	湖 心	9.8	11	11	10	9.4	×	5 以下
		樋 門	10	11	12	9.9	9.4		

(海 域)

水 域 名		地 点 名	水 質 (COD : 75%値)(mg / ℓ)					環境基準値 (mg / ℓ)	
			5年度	6年度	7年度	8年度	9 年 度		
水 島 海 域	玉 島 港 区	玉 島 港 奥 部	3.9	4.5	5.7	4.1	4.8	○	8 以下
	水 島 港 区	水 島 港 口 部	2.3	2.9	3.4	3.1	3.3	○	8 以下
	水島地先海域（甲）	玉 島 港 沖 合	2.7	2.7	3.0	2.9	3.6	×	3 以下
		上 水 島 北	2.2	2.6	2.8	2.8	2.7		
		濃 地 諸 島 東	1.8	2.1	2.7	2.8	2.4		
水島地先海域（乙）	網 代 諸 島 沖	1.9	2.4	2.6	2.8	2.8	×	2 以下	
児 島 湾 水 域	児 島 湾 （ 甲 ）	同 和 鉱 業 沖	5.7	4.9	5.9	6.6	6.7	○	8 以下
	児 島 湾 （ 乙 ）	旭 川 河 口 部	4.7	7.5	5.2	5.1	5.7	×	3 以下
		吉 井 川 河 口 部	4.7	5.0	3.5	4.1	4.1		
		横 樋 沖	4.7	4.8	4.3	5.9	4.9		
		九 蟻 沖	4.7	4.7	4.3	4.7	3.8		
		阿 津 沖	4.4	5.6	4.5	4.9	4.0		
		向 小 串 沖	3.8	3.2	3.1	4.8	3.2		
	児 島 湾 （ 丙 ）	別 荘 沖	3.6	3.3	2.7	3.1	2.9	×	2 以下
		児 島 湾 口 沖	2.4	2.3	2.7	1.9	2.1		
		波 張 崎 南	1.9	1.8	2.8	2.3	1.9		
出 崎 東 沖		1.9	2.2	2.0	2.8	2.3			
備 讃 瀬 戸	備 讃 瀬 戸	神 島 御 崎 沖	2.3	2.6	2.7	2.6	2.2	×	2 以下
		青 佐 鼻 沖	2.0	2.3	2.4	2.2	2.6		
		北 木 島 布 越 崎 北	1.9	2.2	1.7	2.1	1.7		
		久 須 美 鼻 東	1.6	2.2	2.5	2.4	2.2		
		大 槌 島 北	1.9	2.3	2.0	1.3	1.0		
牛 窓 地 先 海 域	牛 窓 地 先 海 域	錦 海 湾	2.8	3.1	3.0	2.6	2.1	×	2 以下
		前 島 南 西	2.1	2.8	2.4	2.3	1.4		
播 磨 瀬 西 部	播 磨 瀬 北 西 部	長 島 西 南 沖	2.3	2.0	2.4	2.4	1.7	×	2 以下
		大 多 府 島 東 南 沖	2.3	2.4	2.4	2.8	1.9		
		鹿 久 居 島 東 沖	2.7	2.8	2.7	3.4	2.2		

(備 考)

「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ (その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。) 番目にくるデータを表わす。

○印は、環境基準の達成水域とする。

水域に複数の環境基準点が存在する場合には、全ての環境基準点において環境基準が達成されている場合のみを達成水域とする。

(5) 地下水質の測定項目別検出状況(健康項目)

(平成9年度)

測定項目名	測定地点数	環境基準に適合した地点数		環境基準を超えた地点数	環境基準値
			有害物質を検出した地点数		
トリクロロエチレン	57	57	0	0	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	57	57	0	0	0.01mg/ℓ以下
カドミウム	21	21	0	0	0.01mg/ℓ以下
全シアン	21	21	0	0	検出されないこと
鉛	21	21	0	0	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	21	21	0	0	0.05mg/ℓ以下
ヒ素	21	21	0	0	0.01mg/ℓ以下
総水銀	21	21	0	0	0.0005mg/ℓ以下
アルキン水銀	15	15	0	0	検出されないこと
P C B	11	11	0	0	検出されないこと
ジクロロメタン	21	21	0	0	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	21	21	0	0	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	21	21	0	0	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	21	21	0	0	0.02mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	21	21	0	0	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	20	20	0	0	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	21	21	0	0	0.006mg/ℓ以下
1,3-ジクロロベンゼン	21	21	0	0	0.002mg/ℓ以下
チウラム	21	21	0	0	0.006mg/ℓ以下
シマジン	21	21	0	0	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	21	21	0	0	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	21	21	0	0	0.01mg/ℓ以下
セレン	21	21	0	0	0.01mg/ℓ以下

(6) 地下水質の測定項目別検出状況(要監視項目)

(平成9年度)

測 定 項 目 名	測 定 地点数	指針値に適合した 地点数		指針値を超え た地点数	指 針 値
		有害物質を検出し た地点数			
ク ロ ロ ホ ル ム	2	2	0	0	0.06mg / ℓ 以下
ト ラ ン ス - 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	2	2	0	0	0.04mg / ℓ 以下
1 , 2 - ジ ク ロ ロ ン ブ ロ パ ロ ン	2	2	0	0	0.06mg / ℓ 以下
p - ジ ク ロ ロ ン ベ ン ケ ゼ	2	2	0	0	0.3mg / ℓ 以下
イ ソ キ サ チ オ ン	2	2	0	0	0.008mg / ℓ 以下
ダ イ ア ジ ノ ン	2	2	0	0	0.005mg / ℓ 以下
フ ェ ニ ト ロ チ オ ン	2	2	0	0	0.003mg / ℓ 以下
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	2	2	0	0	0.04mg / ℓ 以下
オ キ シ ン 銅	2	2	0	0	0.04mg / ℓ 以下
ク ロ ロ タ ロ ニ ル	2	2	0	0	0.04mg / ℓ 以下
ブ ロ ビ ザ ミ ド	2	2	0	0	0.008mg / ℓ 以下
E P N	2	2	0	0	0.006mg / ℓ 以下
ジ ク ロ ル ボ ス	2	2	0	0	0.01mg / ℓ 以下
フ ェ ノ ブ カ ル ブ	2	2	0	0	0.02mg / ℓ 以下
イ プ ロ ベ ン ホ ス	2	2	0	0	0.008mg / ℓ 以下
ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン	2	2	0	0	
ト ル エ ン	2	2	0	0	0.6mg / ℓ 以下
キ シ レ ン	2	2	0	0	0.4mg / ℓ 以下
フ タ ル 酸 ジ エ チ ル ヘ キ シ ル	2	2	0	0	0.06mg / ℓ 以下
ほ う 素	2	2	0	0	0.2mg / ℓ 以下
フ ツ 素	2	2	1	0	0.8mg / ℓ 以下
ニ ツ ケ ル	2	2	0	0	0.01mg / ℓ 以下
モ リ ブ デ ン	2	2	0	0	0.07mg / ℓ 以下
ア ン チ モ ン	2	2	0	0	0.002mg / ℓ 以下
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	2	2	2	0	10mg / ℓ 以下

クロルニトロフェンの指針値は、農薬取締法に基づく農薬登録保留基準が設定されないこととなったため、平成6年3月15日付け環水管第43号環境庁水質保全局長通知により削除された。

(7) 公共用水域等における農薬の水質評価指針

(単位: mg / ℓ)

区 分	農 薬 名 (ISO名等)	商 品 名	評価指針値
殺 虫 剤 (9)	イミダクロプリド	アドマイヤー	0.2
	エトフェンプロックス	トレボン	0.08
	NAC (カルバリル)	セビモール, デナボン	0.05
	クロルピリホス	ダースバン	0.03
	ECP (ジクロフェンチオン)	VC	0.006
	DEP (トリクロルホン)	ディプテレックス	0.03
	ピリダフェンチオン	オフナック	0.002
	ブプロフェジン	アブロード	0.01
	マラソン (マラチオン)	マラソン	0.01
殺 菌 剤 (9)	イプロジオン	ロブラール	0.3
	EDDP (エディフェンホス)	ヒノザン	0.006
	トルクロホスメチル	リゾレックス	0.2
	トリシクラゾール	ビーム	0.1
	フサライド	ラブサイド	0.1
	プロベナゾール	オリゼメート	0.05
	フルトラニル	モンカット	0.2
	ベンシクロン	モンセレン	0.04
	メプロニル	バシタック	0.1
除 草 剤 (9)	エスプロカルブ	ボテンザ, コントラクト, フジグラス	0.01
	シメトリン	サターンS, マメット, セスロン	0.06
	ブタミホス	タフラー, クレマート	0.004
	ブレチラクロール	エリジャン, ソルネット, ゴルボ	0.04
	プロモブチド	ノックワン, サリオ, シンザン, ワンベスト	0.04
	SAP (ベンスリド)	エス, ロンパー, ジェイサン	0.1
	ベンディメタリン	ゴーゴーサン, ウエイアップ, カイタック	0.1
	メフェナセット	ヒノクロア	0.009
	モリネート	オードラム, マメット	0.005
	計 27農薬		

(注) 商品名は例示
印は空中散布に使用されている農薬

(8) 調査農薬別の検出状況

(平成9年度)

農薬の 種 類	調 査 農 薬 名	環境庁暫 定 指 導 指 針 値	ゴルフ場の排水		環境庁 暫定指 導指針 値超過 検体数	公 共 用 水 域	
			平成 9 年 5 月 調 査			平成 9 年 5 月 調 査	
			検 出 状 況	検 出 範 囲		検 出 状 況	検 出 範 囲
殺菌剤	イソプロチオラン ⁽¹⁾	0.4	8 / 40	不検出～0.0190	0	0 / 6	不検出
	イ ブ ロ ジ オ ン ⁽¹⁾	3	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	オ キ シ ン 銅 ⁽²⁾	0.4	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	キ ャ プ タ ン ⁽¹⁾	3	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	ク ロ ロ タ ロ ニ ル ⁽¹⁾	0.4	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	チ ラ ウ ム ⁽³⁾	0.06	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	トルクロホスメチル ⁽¹⁾	0.8	3 / 40	不検出～0.0056	0	0 / 6	不検出
	フ ル ト ラ ニ ル ⁽¹⁾	2	21 / 40	不検出～0.0193	0	0 / 6	不検出
	エトリジアゾール ⁽¹⁾	0.04	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	ク ロ ロ ネ プ ⁽¹⁾	0.5	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	ベンシクロン ⁽¹⁾	0.4	11 / 40	不検出～0.0443	0	0 / 6	不検出
	メ プ ロ ニ ル ⁽¹⁾	1	1 / 40	不検出～0.0009	0	0 / 6	不検出
メ タ ラ キ シ ル ⁽¹⁾	0.5	3 / 40	不検出～0.0011	0	0 / 6	不検出	
殺虫剤	イソキサチオン ⁽¹⁾	0.08	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	イソフェンホス ⁽¹⁾	0.01	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	クロルビリホス ⁽¹⁾	0.04	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	ダイアジノン ⁽¹⁾	0.05	0 / 40	不検出	0	1 / 6	不検出～0.0012
	トリクロルホン ⁽¹⁾	0.3	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	フェニトロチオン ⁽³⁾	0.03	3 / 40	不検出～0.0023	0	0 / 6	不検出
	ビリダフェンチオン ⁽¹⁾	0.02	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	アセフェート ⁽²⁾	0.8	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
除草剤	ア シ ュ ラ ム ⁽²⁾	2	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	シ マ ジ ン ⁽²⁾	0.03	2 / 40	不検出～0.0056	0	0 / 6	不検出
	ナ プ ロ バ ミ ド ⁽¹⁾	0.3	2 / 40	不検出～0.0006	0	0 / 6	不検出
	ブ タ ミ ホ ス ⁽¹⁾	0.04	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	ブ ロ ビ ザ ミ ド ⁽¹⁾	0.08	1 / 40	不検出～0.0005	0	0 / 6	不検出
	ベ ン ス リ ド ⁽¹⁾	1	3 / 40	不検出～0.0044	0	0 / 6	不検出
	ペンディメタリン ⁽¹⁾	0.5	2 / 40	不検出～0.0011	0	0 / 6	不検出
	テルブカルブ ⁽¹⁾	0.2	4 / 40	不検出～0.0009	0	0 / 6	不検出
	ベンフルラリン ⁽¹⁾	0.8	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	メコプロップ ⁽²⁾	0.05	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	メチルダイムロン ⁽¹⁾	0.3	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	ジ チ オ ビ ル ⁽¹⁾	0.08	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	トリクロビル ⁽¹⁾	0.06	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出
	ビリブチカルブ ⁽¹⁾	0.2	0 / 40	不検出	0	0 / 6	不検出

(注) 検出範囲及び環境庁暫定指導指針値の単位は、mg/ℓである。

(1) (2) (3) は高速液体クロマトグラフで分析したもの(定量限界値: (1)は0.006mg/ℓ, (2)は0.004mg/ℓ, (3)は0.0006mg/ℓ)

はガスクロマトグラフ/FPD法で分析したもの(定量限界値: (1)は0.01mg/ℓ, (2)は0.003mg/ℓ)

その他の(1) (2)はガスクロマトグラフ/質量分析計で分析したもの(定量限界値: (1)は0.005mg/ℓ, (2)は0.0003mg/ℓ)

(9) 海水浴場の水質検査結果(開浴前)

(平成9年度)

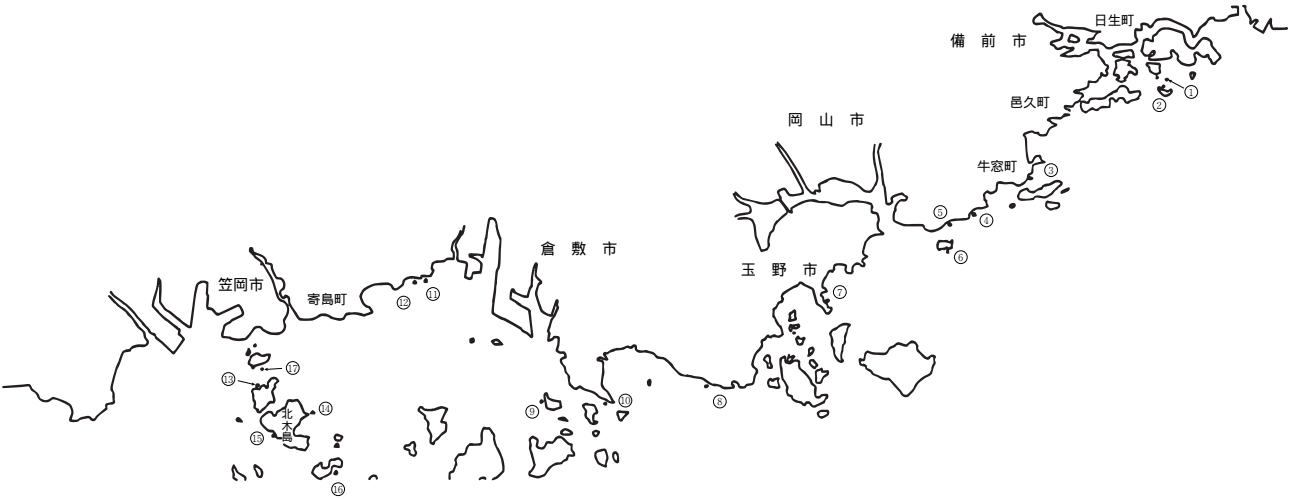
海水浴場名		所 在 値	検 出 項 目		判 定
			化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	ふん便性大腸菌群数 (個 / 100m ℓ)	
外 輪 (頭 島)		日生町頭島	1.5	不 検 出	適 (AA)
宮の下 (大多府島)		日生町大多府	1.4	不 検 出	適 (AA)
牛 窓		牛窓町牛窓	1.9	不 検 出	適 (AA)
西 脇		牛窓町鹿忍	1.4	不 検 出	適 (AA)
宝 伝		岡山市宝伝	1.6	13	適 (A)
犬 島		岡山市犬島	1.5	18	適 (A)
出 崎		玉野市沼	1.9	不 検 出	適 (AA)
渋 川		玉野市渋川	1.4	不 検 出	適 (AA)
六 口 島		倉敷市下津井	1.1	不 検 出	適 (AA)
大 浜		倉敷市大島	0.9	41	適 (A)
沙 美	東 浜	倉敷市玉島黒崎	2.2	不 検 出	可 (B)
	西 浜	倉敷市玉島黒崎	2.6	不 検 出	可 (B)
白 石 島		笠岡市白石島	1.3	不 検 出	適 (AA)
北木島	楠	笠岡市北木島	1.2	不 検 出	適 (AA)
	下 浦	笠岡市北木島	0.9	不 検 出	適 (AA)
真 鍋 島		笠岡市真鍋島	0.8	不 検 出	適 (AA)
高 島		笠岡市高島	1.1	3	適 (A)

(注) 1 透視度、油膜はすべて適
 2 調査は、5月中旬～6月上旬のうち2日実施

ア 判定基準

区分	評価
適	AA 水質が特に良好な海水浴場
	A 水質が良好な海水浴場
可	B 水質Bである海水浴場
	C 水質Cである海水浴場
不適	海水浴場に適さない

(10) 海水浴場位置図



外 (頭 島)	大 浜
宮 の 下 (大 多 府 島)	沙 美 東 浜
牛 窓	沙 美 西 浜
西 脇	白 石 島
宝 伝	北 木 島 楠
犬 島	北 木 島 下 浦
出 崎	真 鍋 島
波 川	高 島
六 口 島	

(11) 金剛川流域の土壌の調査結果

(平成9年度)

分析区分	測定項目	カドミウム	ひ 素	銅
含有試験 (mg / kg)		0.14 ~ 0.27	1.61 ~ 6.01	11.6 ~ 31.8
溶出試験 (mg / ℓ)		不検出	不検出	-

(参考) 土壌の汚染に係る環境基準

分析区分	測定項目	カドミウム	ひ 素	銅
含有試験 (mg / kg)		1 (玄米中)	15 (土壌中)	125 (土壌中)
溶出試験 (mg / ℓ)		0.01	0.01	-

(12) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

区 分	年 度	平成4年	5	6	7	8	9
日最大排水量が50m ³ 以上		1,188	1,205	1,222 (477)	1,229 (572)	1,240 (579)	1,201 (575)
日最大排水量が50m ³ 未満		4,568	4,619	4,642 (2,980)	4,766 (2,980)	4,794 (2,915)	4,803 (2,952)
合 計		5,756	5,824	5,864 (3,465)	5,995 (3,532)	6,034 (3,494)	6,004 (3,527)

(注) 平成6～8年度の()内は、岡山県立入検査実施対象分で内数

(13) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可件数

区 分	年 度	平成4年	5	6	7	8	9
法 第 5 条 (設 置)		53	37	42	56	26	38
法 第 8 条 (変 更)		52	32	32	31	28	40
届 出		102	83	79	76	53	78
そ の 他		1	6	29	77	32	23
合 計		208	158	182	241	139	179

(注) 平成8年度から岡山市内の事業場は、岡山県の所管から岡山市の所管に変わった。

() 他県からの意見照会

(14) 岡山県公害防止条例に基づく特定事業場数

区 分	年 度	平成4年	5	6	7	8	9
排水基準の適用されるもの		17	29	29 (20)	29 (17)	32 (20)	43 (29)
排水基準の適用されないもの		259	272	277 (204)	285 (210)	278 (201)	271 (192)
合 計		276	301	306 (224)	314 (227)	310 (221)	314 (221)

() 日最大排水量が50m³以上(児島湖流域については日平均排水量が20m³以上を含む。)の特定事業場

(注) 平成6～8年度の()内は、岡山県立入検査実施対象分で内数

(15) 自然海浜保全地区指定状況

名 称	所 在 地	利用区分	整備事業	指定年月日
西脇自然海浜保全地区	邑久郡牛窓町鹿忍	海水浴・つり	公衆便所の設置 (昭和58年度)	昭和57.3.26
宝伝 "	岡山市宝伝	"	養浜事業(昭和57年度)	"
銚島 "	玉野市番田	潮干狩り		"
北木島楠 "	笠岡市北木島	海水浴・キャンプ・つり	公衆便所の設置 (昭和57年度)	"
北木島西の浦 "	"	"		"
沙美東 "	倉敷市玉島黒崎	海水浴・つり		昭和58.3.22
前泊海岸 "	邑久郡邑久町福谷	つり・潮干狩り		"
唐琴の浦 "	倉敷市児島唐琴	海水浴・つり		昭和59.3.27
計 8 地 区	4 市 2 町	-	-	-

4 騒音・振動関係

(1) 騒音に係る環境基準

区 分		類 型 A A	類 型 A		類 型 B	
環 境 基 準	昼間	45デシベル以下	50デシベル以下		60デシベル以下	
	朝・夕	40デシベル以下	45デシベル以下		55デシベル以下	
	夜間	35デシベル以下	40デシベル以下		50デシベル以下	
道 路 に 面 す 地 域	区分	-	2 車 線	3車線以上	2車線以下	3車線以上
	昼間	-	55デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下
	朝・夕	-	50デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下
	夜間	-	45デシベル以下	50デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下

(2) 騒音に係る環境基準の類型あてはめ地域と時間の区分

その1 (用途地域以外の地域も指定している市町村)

指 定 市 町 村		岡山市, 倉敷市, 玉野市, 瀬崎町, 早島町, 笠岡市, 井原市, 総社市				
指 定 地 域	類 型 A	第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域, 第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域, 第1種住居地域, 第2種住居地域, 準住居地域, 用途地域以外				
	類 型 B	近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域				
時 間 区 分	昼 間	7:00~20:00				
	朝・夕	5:00~7:00 20:00~22:00				
	夜 間	22:00~5:00				

印は, 島しょ部を除く

(15) 自然海浜保全地区指定状況

名 称	所 在 地	利用区分	整備事業	指定年月日
西脇自然海浜保全地区	邑久郡牛窓町鹿忍	海水浴・つり	公衆便所の設置 (昭和58年度)	昭和57.3.26
宝伝 "	岡山市宝伝	"	養浜事業(昭和57年度)	"
銚島 "	玉野市番田	潮干狩り		"
北木島楠 "	笠岡市北木島	海水浴・キャンプ・つり	公衆便所の設置 (昭和57年度)	"
北木島西の浦 "	"	"		"
沙美東 "	倉敷市玉島黒崎	海水浴・つり		昭和58.3.22
前泊海岸 "	邑久郡邑久町福谷	つり・潮干狩り		"
唐琴の浦 "	倉敷市児島唐琴	海水浴・つり		昭和59.3.27
計 8 地 区	4 市 2 町	-	-	-

4 騒音・振動関係

(1) 騒音に係る環境基準

区 分		類 型 A A	類 型 A		類 型 B	
環境基準	昼間	45デシベル以下	50デシベル以下		60デシベル以下	
	朝・夕	40デシベル以下	45デシベル以下		55デシベル以下	
	夜間	35デシベル以下	40デシベル以下		50デシベル以下	
道路に面する地域	区分	-	2 車 線	3 車線以上	2 車線以下	3 車線以上
	昼間	-	55デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下
	朝・夕	-	50デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下
	夜間	-	45デシベル以下	50デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下

(2) 騒音に係る環境基準の類型あてはめ地域と時間の区分

その1 (用途地域以外の地域も指定している市町村)

指 定 市 町 村	岡山市, 倉敷市, 玉野市, 瀬崎町, 早島町, 笠岡市, 井原市, 総社市					
指 定 地 域	類 型 A	第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域, 第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域, 第1種住居地域, 第2種住居地域, 準住居地域, 用途地域以外				
	類 型 B	近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域				
時 間 区 分	昼 間	7:00~20:00				
	朝・夕	5:00~7:00 20:00~22:00				
	夜 間	22:00~5:00				

印は、島しょ部を除く

その2 (用途地域のみ指定している市町村)

指 定 市 町 村	津山市，高梁市，新見市，備前市，加茂川町，瀬戸町，山陽町，熊山町，和気町，山手村，清音村，船穂町，金光町，矢掛町，真備町，賀陽町，勝山町，落合町，久世町，勝央町，美作町	
指 定 地 域	類型 A	第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域，第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，第1種住居地域，第2種住居地域，準住居地域
	類型 B	近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域
時 間 区 分	昼 間	7：00～20：00
	朝・夕	5：00～7：00 20：00～22：00
	夜 間	22：00～5：00

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基 準 値	あ て は め 地 域
	70デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち，第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域，第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，第1種住居地域，第2種住居地域，準住居地域，用途地域以外の地域
	75デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち，近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び工業地域

備考：地域類型のあてはめをする地域は，岡山市，倉敷市等11市町村の新幹線鉄道の軌道中心線より左右それぞれ300m（橋りょうに係る部分は400m）以内の地域

(4) 航空機騒音に係る環境基準とあてはめ地域

地域の類型	基 準 値	備 考
	70 以 下	専ら住居の用に供される地域
	75 以 下	以外の地域であって，通常の生活を保全する必要がある地域

(注) 基準値の単位は，WECPNL。

WECPNLとは

加重等価平均感覚騒音レベルと訳され，一般に「(航空機騒音の)うるささ指数」と呼ばれるもので，1機ごとの騒音レベルに時間帯ごとの飛行回数をウェイトづけして加味したものである。

地域の類型	あ て は め 地 域
	岡山市及び御津町のうち空港周辺の一部 おおむね滑走路延長方向に滑走路中心から東へ約4.0km，西へ約3.5km，滑走路中心線から左右それぞれ約400m

(5) 一般地域における騒音測定結果(平成9年度)

番号	測定場所	区域	類型	騒音レベル(dB)				環境基準達成			
				朝	昼間	夕	夜間	朝	昼	夕	夜
1	岡山市芳賀5113-60	1	A	35	39	37	35	○	○	○	○
2	岡山市今在家13-10	1	A	37	39	39	36	○	○	○	○
3	岡山市可知4-30-8	1	A	36	40	43	37	○	○	○	○
4	岡山市東畦684-3	1	A	39	43	40	38	○	○	○	○
5	岡山市南輝2-22-37	2	A	38	43	42	39	○	○	○	○
6	岡山市大福679-7	2	A	43	40	43	43	○	○	○	×
7	岡山市辛川市場303-3	2	A	38	47	43	37	○	○	○	○
8	岡山市足守718	2	A	43	42	39	36	○	○	○	○
9	岡山市箕島1025-1	2	A	44	51	46	44	○	×	×	×
10	岡山市一宮533	2	A	42	42	44	40	○	○	○	○
11	岡山市庭瀬238-3	2	A	40	47	44	39	○	○	○	○
12	岡山市当新田240-10	2	A	41	42	43	40	○	○	○	○
13	岡山市金田1566	2	A	38	38	39	37	○	○	○	○
14	岡山市邑久郷688	2	A	28	40	35	28	○	○	○	○
15	岡山市今岡296-4	2	A	43	43	43	42	○	○	○	×
16	岡山市平山579	2	A	37	37	38	36	○	○	○	○
17	岡山市古都南方2893-1	2	A	40	38	39	36	○	○	○	○
18	岡山市藤田508	2	A	40	45	42	40	○	○	○	○
19	岡山市高松原古才247	3	B	41	43	39	35	○	○	○	○
20	岡山市西大寺上2-7-31	3	B	40	52	44	41	○	○	○	○
21	岡山市寿町8-3	3	B	34	39	37	32	○	○	○	○
22	岡山市駅元町14-27	3	B	45	48	47	43	○	○	○	○
23	岡山市北長瀬439	3	B	39	46	42	39	○	○	○	○
24	岡山市田中132-106	3	B	40	45	41	38	○	○	○	○
25	岡山市江並428-73	4	B	46	51	47	46	○	○	○	○
26	倉敷市菰池2-9-2	1	A	36	42	38	34	○	○	○	○
27	倉敷市玉島八島1934-7	1	A	46	45	47	46	×	○	×	×
28	倉敷市児島塩生3717	2	A	45	45	43	43	○	○	○	×
29	倉敷市広江5-1-6	2	A	48	54	51	46	○	×	×	×
30	倉敷市栗坂973	2	A	37	43	40	37	○	○	○	○
31	倉敷市藤戸町藤戸1178	2	A	34	38	36	33	○	○	○	○
32	倉敷市下津井田之浦2-9-3	2	A	44	49	46	44	○	○	×	×
33	倉敷市児島柳田町456-21	2	A	43	42	42	41	○	○	○	×
34	倉敷市羽島374-8	2	A	37	42	41	37	○	○	○	○
35	倉敷市庄新町3-4-11	2	A	41	46	46	42	○	○	×	×
36	倉敷市玉島1-5-19	3	B	48	46	43	45	○	○	○	○
37	倉敷市児島味野1-14-12	3	B	39	41	40	39	○	○	○	○
38	倉敷市玉島乙島7195-3	3	B	41	46	43	40	○	○	○	○
39	倉敷市水島南亀島17-18	3	B	48	57	52	45	○	○	○	○

番号	測定場所	区域	類型	騒音レベル (dB)				環境基準達成			
				朝	昼間	夕	夜間	朝	昼	夕	夜
40	倉敷市児島唐琴4-1-8	3	B	36	42	38	34	○	○	○	○
41	倉敷市川入697	2	A	43	57	51	45	○	×	×	×
42	倉敷市川入619-12	2	A	37	45	44	43	○	○	○	×
43	倉敷市石見町7-31	2	A	42	48	48	40	○	○	×	○
44	倉敷市広江5-6-12	2	A	43	46	43	43	○	○	○	×
45	倉敷市児島味野1-3-3	3	B	40	47	45	42	○	○	○	○
46	津山市西吉田582	2	-	42	42	40	38	-	-	-	-
47	津山市瓜生原828	2	-	38	42	41	36	-	-	-	-
48	津山市草加部1309	2	-	52	53	49	44	-	-	-	-
49	津山市野村658	2	-	38	45	38	39	-	-	-	-
50	津山市高野本郷856-11	2	-	39	41	42	42	-	-	-	-
51	津山市押入213	2	-	47	47	48	46	-	-	-	-
52	津山市河辺1459	2	-	36	44	44	38	-	-	-	-
53	津山市河辺894-3	4	B	44	52	51	43	○	○	○	○
54	津山市日上111	2	-	44	44	49	44	-	-	-	-
55	津山市川崎1092	2	A	37	41	37	34	○	○	○	○
56	津山市川崎719	3	B	39	42	41	40	○	○	○	○
57	津山市橋本町11	3	B	32	39	36	33	○	○	○	○
58	津山市山北757	2	A	41	46	43	41	○	○	○	×
59	津山市山北386	2	A	39	41	41	39	○	○	○	○
60	津山市小原160	2	A	39	44	46	39	○	○	×	○
61	津山市大田827	2	-	37	44	39	37	-	-	-	-
62	津山市東一宮1162	2	A	39	43	39	38	○	○	○	○
63	津山市林田1907	1	A	39	46	43	39	○	○	○	○
64	津山市坪井町37	3	B	38	53	43	39	○	○	○	○
65	津山市吹屋町17	3	B	46	61	49	46	○	×	○	○
66	笠岡市山口1777	2	A	30	35	32	29	○	○	○	○
67	笠岡市吉田2169-3	2	A	37	47	45	36	○	○	○	○
68	笠岡市小平井1451	2	A	45	47	49	47	○	○	×	×
69	笠岡市生江浜2063-11	3	B	43	45	46	44	○	○	○	○
70	笠岡市用之江299	2	A	48	48	47	47	×	○	×	×
71	笠岡市茂平1864-3	1	A	42	45	46	41	○	○	×	×
72	笠岡市神島1588-2	2	A	40	41	42	41	○	○	○	×
73	笠岡市西大島新田686	2	A	32	41	38	31	○	○	○	○
74	笠岡市西大島新田168	1	A	33	37	34	32	○	○	○	○
75	笠岡市横島1111	2	A	33	37	36	33	○	○	○	○
76	笠岡市富岡218-16	2	A	38	42	40	37	○	○	○	○
77	笠岡市二番町8-9	2	A	38	42	40	37	○	○	○	○
78	笠岡市六番町1-10	3	B	37	44	46	38	○	○	○	○
79	笠岡市笠岡1769-4	3	B	36	43	35	37	○	○	○	○

番号	測定場所	区域	類型	騒音レベル (dB)				環境基準達成			
				朝	昼間	夕	夜間	朝	昼	夕	夜
80	井原市西江原町3371	1	A	32	36	32	32	○	○	○	○
81	井原市西江原町2154	2	A	35	43	34	33	○	○	○	○
82	井原市高屋町1958	2	A	38	44	45	36	○	○	○	○
83	井原市下出部町886	2	A	45	43	52	37	○	○	×	○
84	井原市井原町1123	2	A	34	38	39	31	○	○	○	○
85	井原市七日市町568	2	A	38	43	42	34	○	○	○	○
86	井原市西江原町1330	2	A	39	43	40	37	○	○	○	○
87	井原市木文字町2900	2	A	35	44	35	34	○	○	○	○
88	井原市笹賀町1124	2	A	40	41	36	40	○	○	○	○
89	井原市高屋町250	4	B	38	47	44	41	○	○	○	○
90	井原市高屋町438	4	B	32	47	46	43	○	○	○	○
91	井原市東江原町172-2	3	B	43	52	46	41	○	○	○	○
92	井原市大江町3499-4	2	A	37	43	40	38	○	○	○	○
93	井原市井原町2700	2	A	32	41	43	45	○	○	○	×
94	井原市東江原町3102-2	2	A	46	49	50	36	×	○	×	○
95	井原市門田町1616	2	A	37	44	34	34	○	○	○	○
96	井原市下稲木町281-2	2	A	36	47	39	36	○	○	○	○
97	井原市西方町1395	2	A	37	47	45	37	○	○	○	○

(注)『区域』とは、騒音規制法に基づく区域の区分。『類型』は、騒音に係る環境基準の類型のことである。

(6) 道路に面する地域における騒音測定結果 (平成9年度)

番号	測定場所	対象道路	区域	類型	車線数	騒音レベル(dB)				要請限度超過			
						朝	昼間	夕	夜間	朝	昼	夕	夜
1	総社市長良	岡自動車	2	A	2	45	47	45	43	○	○	○	○
2	上房郡有漢町上有漢8267-1	岡自動車	-	-	2	43	48	44	43	-	-	-	-
3	上房郡北房町宮地	岡自動車	3	-	4	45	51	49	47	○	○	○	○
4	上房郡賀陽町西1802-1	岡自動車	-	-	2	43	46	43	43	-	-	-	-
5	都窪郡早島町早島3101-7	国2	3	B	6	<u>69</u>	<u>73</u>	<u>73</u>	<u>71</u>	○	○	○	×
6	岡山市横井上178	山自動車	2	A	4	48	52	51	50	○	○	○	○
7	岡山市津寺911-1	山自動車	2	A	4	52	50	53	<u>53</u>	○	○	○	○
8	岡山市立田141	山自動車	2	A	4	53	54	<u>56</u>	<u>54</u>	○	○	○	○
9	岡山市高塚169	岡自動車	2	A	3	50	52	46	42	○	○	○	○
10	岡山市高松田中203-7	岡自動車	2	A	3	48	54	50	45	○	○	○	○
11	岡山市津寺104	岡自動車	2	A	4	52	50	49	48	○	○	○	○
12	岡山市矢井147	国2	2	A	2	<u>72</u>	<u>72</u>	<u>73</u>	<u>74</u>	×	×	×	×
13	岡山市森下町9-23	国2	3	B	4	60	<u>69</u>	<u>68</u>	60	○	○	○	○
14	岡山市新道1	国2	3	B	4	64	<u>67</u>	<u>66</u>	59	○	○	○	○
15	岡山市倉益273	国2	2	A	6	<u>66</u>	<u>68</u>	<u>68</u>	<u>66</u>	○	○	○	×
16	岡山市倉田371	国2	2	A	6	<u>62</u>	<u>61</u>	<u>63</u>	<u>60</u>	○	○	○	○
17	岡山市吉宗467	国53	2	A	2	<u>58</u>	<u>68</u>	<u>64</u>	<u>52</u>	○	○	○	○
18	岡山市田益1691-1	国53	2	A	4	53	<u>63</u>	<u>59</u>	<u>52</u>	○	○	○	○
19	岡山市関西町4-9	国180	2	A	2	<u>56</u>	<u>69</u>	<u>68</u>	<u>59</u>	○	○	×	×
20	岡山市一宮514	国180	2	A	2	<u>51</u>	<u>66</u>	<u>65</u>	<u>54</u>	○	○	○	○
21	岡山市高松原古才30	国180	2	A	3	<u>57</u>	<u>67</u>	<u>64</u>	<u>51</u>	○	○	○	○
22	岡山市中畦147	主	2	A	4	54	<u>62</u>	<u>60</u>	<u>53</u>	○	○	○	○
23	岡山市西市388	主	3	B	4	59	<u>70</u>	<u>68</u>	58	○	○	○	○
24	岡山市福泊329	主	2	A	4	48	<u>67</u>	<u>67</u>	<u>53</u>	○	○	○	○
25	岡山市邑久郷55	主	2	A	4	46	<u>64</u>	<u>58</u>	41	○	○	○	○
26	岡山市竹原1559	主	2	A	2	<u>67</u>	<u>66</u>	<u>66</u>	<u>66</u>	×	○	×	×
27	岡山市藤崎606	主	3	B	6	57	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>61</u>	○	○	○	○
28	岡山市土田185-3	主	1	A	2	46	<u>64</u>	<u>59</u>	40	○	○	○	○
29	岡山市東川原181-3	主	2	A	4	51	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>54</u>	○	○	○	○
30	岡山市妹尾396	県	3	B	1	46	54	47	40	○	○	○	○
31	岡山市庭瀬414	県	2	A	2	<u>58</u>	<u>66</u>	<u>66</u>	<u>58</u>	○	○	×	×

番号	測定場所	対象道路	区域	類型	車線数	騒音レベル(dB)				要請限度超過			
						朝	昼間	夕	夜間	朝	昼	夕	夜
32	岡山市中川町250-1	県	3	B	2	50	<u>66</u>	<u>66</u>	50	○	○	○	○
33	岡山市駅元町16-2	市	3	B	2	58	64	<u>64</u>	50	○	○	○	○
34	岡山市富町1-13-23	市	3	B	4	50	65	64	54	○	○	○	○
35	倉敷市福江1010	瀬自動車	2	A	4	50	53	52	<u>51</u>	○	○	○	○
36	倉敷市西田382	瀬自動車	2	A	4	51	57	54	<u>51</u>	○	○	○	○
37	倉敷市浅原264-3	山自動車	2	A	4	55	58	<u>57</u>	<u>56</u>	○	○	○	○
38	倉敷市矢部317-4	山自動車	2	A	4	47	50	<u>58</u>	47	○	○	○	○
39	倉敷市矢部305	山自動車	2	A	4	48	50	50	49	○	○	○	○
40	倉敷市山地2060-22	山自動車	2	A	4	51	52	52	<u>52</u>	○	○	○	○
41	倉敷市加須山137	国2	2	A	4	<u>60</u>	<u>64</u>	<u>64</u>	<u>61</u>	○	○	○	×
42	倉敷市玉島八島904-1	国2	3	B	2	59	<u>63</u>	<u>66</u>	<u>62</u>	○	○	○	○
43	津山市瓜生原636-3	県	2	-	2	41	58	47	37	○	○	○	○
44	津山市西吉田178	県	2	-	2	40	51	45	40	○	○	○	○
45	津山市皿512	国53	2	-	2	56	72	63	50	○	×	○	○
46	津山市昭和町2-80	国53	3	B	2	60	<u>71</u>	<u>66</u>	53	○	○	○	○
47	津山市小田中229	市	3	B	4	65	<u>69</u>	<u>66</u>	<u>62</u>	○	○	○	○
48	津山市二宮81-2	国179	3	B	4	53	65	62	49	○	○	○	○
49	津山市田町82	市	3	B	4	41	54	50	41	○	○	○	○
50	津山市山北548	市	3	B	2	54	65	<u>65</u>	51	○	○	○	○
51	津山市上河原389-1	県	2	A	1	42	<u>68</u>	<u>61</u>	<u>46</u>	○	○	○	○
52	津山市沼41-13	市	2	A	2	42	<u>62</u>	<u>56</u>	44	○	○	○	○
53	津山市沼830	県	2	A	2	43	<u>63</u>	<u>54</u>	44	○	○	○	○
54	津山市志戸部315	県	2	-	2	44	59	52	44	○	○	○	○
55	津山市志戸部697-1	市	2	A	2	<u>57</u>	<u>65</u>	<u>64</u>	<u>59</u>	○	○	○	×
56	津山市高野本郷1274	市	3	B	2	47	63	60	47	○	○	○	○
57	津山市押入796	国53	3	B	2	60	<u>71</u>	<u>70</u>	<u>59</u>	○	○	○	○
58	津山市川崎176	国53	3	B	4	55	<u>69</u>	<u>67</u>	56	○	○	○	○
59	津山市西吉田479-4	国179	2	-	2	52	69	64	52	○	○	○	○
60	津山市田熊1742	国429	2	-	2	42	65	56	44	○	○	○	○
61	津山市院庄1277-1	中自動車	2	A	4	<u>57</u>	58	<u>62</u>	<u>58</u>	○	○	○	○
62	津山市院庄1236-1	中自動車	3	B	4	56	58	58	52	○	○	○	○
63	玉野市田井1-8-20	主	3	B	2	54	<u>68</u>	<u>64</u>	52	○	○	○	○

番号	測 定 場 所	対象道路	区 域	類 型	車 線 数	騒 音 レ ベ ル (dB)				要 請 限 度 超 過			
						朝	昼間	夕	夜間	朝	昼	夕	夜
64	玉野市宇野2-1-12	国30	3	B	4	45	65	58	43	○	○	○	○
65	玉野市宇野7-24-1	国30	2	A	2	<u>51</u>	<u>68</u>	<u>64</u>	<u>49</u>	○	○	○	○
66	玉野市田井3-24-57	主	3	B	2	44	59	52	41	○	○	○	○
67	玉野市渋川1-10-3	国430	3	B	2	47	61	51	40	○	○	○	○
68	玉野市玉原2-5-14	市	2	A	2	39	51	45	35	○	○	○	○
69	玉野市迫間2303-1	県	3	B	2	54	58	<u>64</u>	48	○	○	○	○
70	玉野市宇藤木731	主	1	A	1	39	52	47	38	○	○	○	○
71	玉野市八浜165	主	2	A	2	53	<u>67</u>	<u>62</u>	<u>51</u>	○	○	○	○
72	笠岡市笠岡272-11	国2	3	B	2	<u>71</u>	<u>71</u>	<u>73</u>	<u>72</u>	×	○	×	×
73	笠岡市笠岡4557	県	2	A	2	<u>52</u>	<u>68</u>	<u>60</u>	<u>51</u>	○	○	○	○
74	笠岡市吉浜2485-5	市	2	A	2	43	<u>61</u>	<u>53</u>	39	○	○	○	○
75	笠岡市用之江796-6	国2	3	B	4	<u>71</u>	<u>72</u>	<u>73</u>	<u>70</u>	○	○	○	×
76	笠岡市西大戸52	山自動車	2	A	4	54	53	54	<u>53</u>	○	○	○	○
77	笠岡市西大戸594	山自動車	2	A	4	52	53	54	<u>53</u>	○	○	○	○
78	笠岡市西大戸1050	山自動車	2	A	4	<u>56</u>	54	<u>58</u>	<u>57</u>	○	○	○	○
79	笠岡市今立915	山自動車	2	A	4	55	57	<u>58</u>	<u>57</u>	○	○	○	○
80	笠岡市今立1338	山自動車	2	A	4	46	46	49	48	○	○	○	○
81	笠岡市小坪井1141	山自動車	2	A	4	54	56	<u>56</u>	<u>56</u>	○	○	○	○
82	笠岡市篠坂1973-2	山自動車	2	A	4	<u>66</u>	<u>67</u>	<u>68</u>	<u>67</u>	○	○	○	×
83	井原市井原町1424	国313	2	A	2	49	<u>65</u>	<u>56</u>	43	○	○	○	○
84	井原市高屋町84-1	国313	3	B	2	56	<u>67</u>	<u>64</u>	<u>60</u>	○	○	○	○
85	井原市東江原町901	国486	2	A	2	<u>51</u>	<u>63</u>	<u>59</u>	<u>51</u>	○	○	○	○
86	井原市井原町189-2	国486	3	B	4	52	63	59	53	○	○	○	○
87	井原市岩倉町332-3	県	2	A	2	<u>52</u>	<u>69</u>	<u>64</u>	<u>54</u>	○	○	○	○
88	井原市高屋町806	市	3	B	1	37	43	43	38	○	○	○	○
89	井原市上出部町100	市	3	B	1	39	39	34	32	○	○	○	○
90	井原市井原町779	市	3	B	1	38	53	46	34	○	○	○	○
91	賀陽町宮地2567	岡自動車	-	-	2	47	53	60	56	-	-	-	-
92	賀陽町上竹5536	岡自動車	-	-	2	41	48	47	50	-	-	-	-

(注) 1 数値のアンダーラインは、環境基準を達成していないことを示す。

2 『区域』は、騒音規制法に基づく区域の区分。『類型』は、騒音に係る環境基準の類型。

3 『国』は、国道。『主』は、主要地方道。『県』は、県道。『市』は、市道。『山自動車』は、『山陽自動車道』、『中自動車』は、『中国自動車道』、『瀬自動車』は、『瀬戸中央自動車道』、『岡自動車』は、『岡山自動車道』のことである。

4 №1～5は、県測定分。

(7) 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

(平成9年度)

測定場所	測定年月日	地域の 種類	路線 構造	防音壁 の種類	騒音測定結果 (デシベル) 25m地点	振動測定結果 (デシベル) 25m地点
岡山市竹田131 - 13	H09.06.02		高架	直防	68	55
岡山市東平島452	H09.06.02		高架	直防	73	57
倉敷市玉島長尾382 - 11	H09.05.28		高架	直防	74	51
倉敷市八島24 - 1	H09.05.21		高架	逆L	72	45
備前市福原458 - 2	H09.05.16		高架	直防	72	-
備前市伊部西757	H09.05.16		高架	直防	73	-
備前市麻宇那131	H09.05.19		盛土	直防	73	51
金光町道木2496 - 1	H09.05.20		高架	逆L + 直防	71	-
金光町道木1065	H09.05.20		高架	逆L + 直防	69	50
岡山市川入	H09.06.03		高架	逆L	73	52

(注) 岡山市・倉敷市内については、それぞれ岡山市、倉敷市が測定実施

(8) 瀬戸大橋線列車騒音(橋梁部)測定結果(評価値)の推移

No.	測定年月日	評価値 (デシベル)	測定目的
1	S63.4.25~26	83 ~ 85	供用開始直後
2	S63.6.21~22	82	深夜・早朝4本の列車減速効果の確認
3	S63.7.1~2	80 ~ 83	ディーゼル特急4本の車両変更効果の確認
4	S63.10.11~12	78 ~ 83	下面吸音板設置効果の確認
5	H1.7.24~25	77 ~ 80	ディーゼル特急32本の減速効果の確認
6	H1.11.29~30	76 ~ 80	努力目標遵守状況の確認
7	H2.3.13~14	78 ~ 81	努力目標遵守状況の確認
8	H2.4.23~24	77 ~ 82	車輪削正効果の確認
9	H2.12.17~18	78 ~ 80	諸対策効果の確認
10	H3.6.20~22	76 ~ 78	試験走行の監視
11	H3.7.24~25	75 ~ 76	諸対策効果の再確認
12	H3.8.26~27	75 ~ 76	速度復元に伴う試験走行の監視
13	H3.12.16~17	77 ~ 79	速度復元後の監視
14	H4.7.22~23	75 ~ 77	努力目標遵守状況の確認
15	H5.4.22~23	77 ~ 78	努力目標遵守状況の確認
16	H7.5.15~16	76 ~ 78	努力目標遵守状況の確認
17	H9.1.21~22	75 ~ 76	努力目標遵守状況の確認
18	H9.12.4~5	75 ~ 78	努力目標遵守状況の確認

(9) 航空機騒音の測定結果

ア 環境基準適合状況調査

(平成9年度)

測定地点		指定地域 内外の別	評価値 (WECPNL)	環境基準値 (WECPNL)
東側固定測定点	御津町河内新田2867	内	66	75
西側固定測定点	岡山市日近1129 - 2		67	

イ 空港周辺の騒音調査

(平成9年度)

測定地点		指定地域 内外の別	評価値 (WECPNL)
岡山大学津高牧場	岡山市日応寺	外	67
E氏宅	岡山市杉谷		67
岡山市少年自然の家	岡山市日応寺		69

(10) 騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域と区域の区分

市町村名	騒音規制法				振動規制法	
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
岡山市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
倉敷市	1低, 2低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 2低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
津山市	1低, 2低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 2低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
玉野市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
笠岡市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
井原市	1低	1中高, 1住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 1住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
総社市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
高梁市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住	近商, 商業, 準工, 工業
新見市	1低	1住, 2住,	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1住, 2住,	近商, 商業, 準工, 工業
備前市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 準住居, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 準住居, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
御津町		大字新庄及び大字矢原の各一部(別図のとおり)	第2種・第4種区域以外	大字河内, 大字宇垣, 大字高津, 大字宇甘, 大字紙工, 大字伊田及び大字矢原の各一部(別図のとおり)	大字新庄及び大字矢原の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
加茂川町	1低	1中高	準工		1低, 1中高	準工
瀬戸町	1低	1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工	工業	1低, 1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工, 工業
山陽町	1低	1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工		1低, 1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
赤坂町		第3種区域以外	町効田, 東軽部及び山口の各一部(別図のとおり)		第2種区域以外	町効田, 東軽部及び山口の各一部(別図のとおり)
熊山町	1低	1住, 用途以外	近商, 準工		1低, 1住, 用途以外	近商, 準工
吉井町		大字河原屋, 大字草生, 大字滝山, 大字黒本, 大字黒沢, 大字稲蒔, 大字光木, 大字塩木, 大字仁堀東, 大字仁堀中, 大字仁堀西, 大字合田, 大字中畑及び大字広戸の全域並びに大字周匝及び大字福田の各一部(別図のとおり)	大字周匝及び大字福田のうち第2種区域以外		大字河原屋, 大字草生, 大字滝山, 大字黒本, 大字黒沢, 大字稲蒔, 大字光木, 大字塩木, 大字仁堀東, 大字仁堀中, 大字仁堀西, 大字合田, 大字中畑及び大字広戸の全域並びに大字周匝及び大字福田の各一部(別図のとおり)	大字周匝及び大字福田のうち第1種区域以外
日生町		大字日生, 大字寒河, 大字大多府及び大字寺山の各一部(別図のとおり)	大字日生及び大字寒河の各一部(別図のとおり)	大字日生及び大字寒河の各一部(別図のとおり)	大字日生, 大字寒河, 大字大多府及び大字寺山の各一部(別図のとおり)	大字日生及び大字寒河の各一部(別図のとおり)
吉永町			金谷, 福溝, 南方, 吉永中, 三股, 岩崎, 今崎, 神根本, 高田			金谷, 福溝, 南方, 吉永中, 三股, 岩崎, 今崎, 神根本, 高田
佐伯町		大字津瀬, 大字米沢, 大字佐伯, 大字父井原, 大字矢田部, 大字宇生, 大字田賀, 大字小坂, 大字加三方, 大字矢田, 大字塩田			大字津瀬, 大字米沢, 大字佐伯, 大字父井原, 大字矢田部, 大字宇生, 大字田賀, 大字小坂, 大字加三方, 大字矢田, 大字塩田	

市町村名	騒音規制法				振動規制法	
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
和気町	1低	1中高, 1住, 2住	商業, 準工, 用途以外		1低, 1中高, 1住, 2住	商業, 準工, 用途以外
邑久町		尾張, 山田庄, 福元, 百田及び下笠加の各一部(別図のとおり)	第2種・第4種区域以外	福山, 福元, 豆田, 上笠加及び下笠加の各一部(別図のとおり)	尾張, 山田庄, 福元, 百田及び下笠加の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
長船町		大字福岡, 大字服部及び大字長船の各一部(別図のとおり)	第2種区域以外		大字福岡, 大字服部及び大字長船の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
灘崎町	1低	1中高, 1住, 2住用途以外	近商, 準工		1低, 1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
早島町	1低	1中高, 1住, 用途以外	近商, 準工	工業	1低, 1中高, 1住, 用途以外	近商, 準工, 工業
山手村		1住, 用途以外			1住, 用途以外	
清音村		1住, 用途以外	準工	工業	1住, 用途以外	準工, 工業
船穂町		2中高, 1住, 2住用途以外	近商, 準工	工業	2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工, 工業
金光町	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工		1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
鴨方町		みどりヶ丘の全域並びに鳩ヶ丘, 大字鴨方, 大字六条院中及び大字六条院東の各一部(別図のとおり)	第2種・第4種区域以外	大字六条院西の一部(別図のとおり)	みどりヶ丘の全域並びに鳩ヶ丘, 大字鴨方, 大字六条院中及び大字六条院東の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
矢掛町		1中高, 2中高, 1住	近商, 準工	工業	1中高, 2中高, 1住	近商, 準工, 工業
芳井町			大字梶江及び大字吉井の各一部(別図のとおり)			
真備町		1中高, 1住, 用途以外	近商, 準工	工業	1中高, 1住, 用途以外	近商, 準工, 工業
北房町			大字宮地, 大字山田, 大字五名			
賀陽町	1低	1中高, 1住, 2住	商業, 準工		1低, 1中高, 1住, 2住	商業, 準工
神郷町		大字下神代の一部(別図のとおり)			大字下神代の一部(別図のとおり)	
勝山町		1中高, 1住	近商, 準工		1中高, 1住	近商, 準工
落合町	1低	1住, 2住	近商, 準工	工業	1低, 1住, 2住	近商, 準工, 工業
久世町	1低	1住	近商, 準工	工業	1低, 1住	近商, 準工, 工業
勝田町		第3種区域以外	大字久賀の一部(別図のとおり)		第2種区域以外	大字久賀の一部(別図のとおり)
勝央町	1低	2中高, 1住, 準住	近商, 準工		1低, 2中高, 1住, 準住	近商, 準工
勝北町		第3種区域以外	都市計画区域		第2種区域以外	都市計画区域
美作町	1低	1中高, 1住, 2住	近商, 商業, 準工		1低, 1中高, 1住, 2住	近商, 商業, 準工
作東町		第3種区域以外	大字宮原, 大字瀬戸, 大字土居, 大字竹田, 大字上福原の各一部(別図のとおり)		第2種区域以外	大字宮原, 大字瀬戸, 大字土居, 大字竹田, 大字上福原の各一部(別図のとおり)
柵原町		第3種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下及び藤原の各一部(別図のとおり)		第2種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下及び藤原の各一部(別図のとおり)

- 備考 1. 「用途」、「1低」、「2低」、「1中高」、「2中高」、「1住」、「2住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。
2. 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。
3. 印は、都市計画区域内に限る。
4. 別図は省略し、関係図面とともに岡山県生活環境部環境指導課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

(11) 平成9年度騒音規制法施行状況調査(工場数)

	金 属 加工機械	空 気 圧縮機等	土 石 用 破碎機等	織 機	建設用資材 製造 機 械	穀物用 製粉機	木材加工 機 械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	167	579	19	15	33	4	95	4	121	15	17	1,069
倉 敷 市	122	210	9	56	23	1	40	0	41	9	8	519
津 山 市	35	72	5	5	8	0	45	1	36	3	2	212
玉 野 市	37	41	3	11	5	2	16	0	9	1	0	125
笠 岡 市	17	25	8	14	6	1	11	0	6	1	1	90
井 原 市	23	18	0	149	1	0	11	1	2	1	0	206
総 社 市	35	39	14	11	13	1	12	0	7	3	4	139
高 梁 市	1	3	0	0	2	0	2	0	1	0	0	9
新 見 市	10	5	6	0	2	0	18	10	0	0	0	51
備 前 市	13	26	33	0	5	0	6	0	2	0	0	85
御 津 町	6	14	8	1	3	0	5	0	2	1	0	40
加茂川町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
瀬 戸 町	1	3	0	1	3	0	0	0	0	1	1	10
山 陽 町	2	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	8
赤 坂 町	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
熊 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 井 町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
日 生 町	0	5	1	2	0	0	2	0	2	0	0	12
吉 永 町	8	7	16	0	0	0	1	0	0	4	0	36
佐 伯 町	0	2	1	0	1	0	1	0	0	0	0	5
和 気 町	5	4	3	1	4	0	1	0	2	0	0	20
邑 久 町	0	4	1	0	0	0	0	0	1	0	0	6
長 船 町	0	7	1	1	1	0	0	0	3	0	0	13
瀬 崎 町	2	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	6
早 島 町	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	1	5
山 手 村	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	5
清 音 村	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	4
船 穂 町	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	4
金 光 町	0	1	0	1	0	0	1	0	2	0	0	5
鴨 方 町	5	5	0	1	1	0	4	0	1	0	0	17
矢 掛 町	0	2	0	1	0	1	0	0	4	1	0	9
芳 井 町	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
真 備 町	8	2	1	6	0	0	5	0	2	0	0	24
北 房 町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
賀 陽 町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
神 郷 町	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
勝 山 町	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	4
落 合 町	1	3	0	0	2	0	1	0	0	1	1	9
久 世 町	5	3	0	0	2	0	7	0	0	1	0	18
勝 田 町	5	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	10
勝 央 町	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0	1	5
勝 北 町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
美 作 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作 東 町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
柵 原 町	2	3	0	0	1	0	0	0	0	1	0	7
合 計	518	1,096	134	284	119	10	290	16	246	52	38	2,803

(12) 平成9年度騒音規制法施行状況調査(施設数)

	金 属 加工機械	空 気 圧縮機等	土石用 破碎機等	織 機	建設用資材 製造機械	穀物用 製粉機	木材加工 機	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	843	3,446	125	1,300	41	70	328	15	702	166	64	7,100
倉 敷 市	495	1,654	66	3,643	27	3	115	0	168	59	30	6,260
津 山 市	364	323	15	112	19	0	156	9	102	89	7	1,196
玉 野 市	113	325	23	245	5	12	72	0	26	8	0	829
笠 岡 市	78	257	59	194	10	8	24	0	27	45	10	712
井 原 市	441	165	0	2,523	1	0	36	2	12	49	0	3,229
総 社 市	288	292	66	293	17	1	29	0	28	22	20	1,056
高 梁 市	2	28	0	0	3	0	7	0	4	0	0	44
新 見 市	29	70	102	0	3	0	39	0	28	0	0	271
備 前 市	86	994	432	0	7	0	34	2	4	15	0	1,574
御 津 町	34	234	86	2	5	0	8	0	16	3	0	388
加茂川町	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
瀬 戸 町	4	147	0	48	3	0	0	0	7	4	6	219
山 陽 町	18	42	0	0	0	0	0	0	0	36	0	96
赤 坂 町	24	11	0	0	0	0	0	0	29	0	0	64
熊 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 井 町	7	2	0	0	0	0	0	0	0	6	0	15
日 生 町	0	49	8	34	0	0	6	0	2	0	0	99
吉 永 町	18	125	156	0	0	0	4	0	0	4	0	307
佐 伯 町	0	5	28	0	1	0	4	0	0	0	0	38
和 気 町	30	46	6	1	4	0	6	0	8	0	0	101
邑 久 町	0	32	1	0	0	0	0	0	8	0	0	41
長 船 町	0	37	1	4	2	0	0	0	28	0	0	72
瀬 崎 町	6	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	11
早 島 町	0	4	0	38	0	0	0	0	0	0	6	48
山 手 村	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	5
清 音 村	7	5	0	1	0	0	2	0	0	3	0	18
船 穂 町	5	6	0	8	0	0	0	0	0	19	0	38
金 光 町	0	2	0	1	0	0	4	0	5	0	0	12
鴨 方 町	5	5	0	1	1	0	4	0	1	0	0	17
矢 掛 町	0	9	0	3	0	3	0	0	11	0	3	29
芳 井 町	5	5	29	0	0	0	0	0	0	0	0	39
真 備 町	38	16	1	25	0	0	11	0	4	0	0	95
北 房 町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
賀 陽 町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
神 郷 町	0	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6
勝 山 町	3	20	0	0	0	0	26	0	0	2	0	51
落 合 町	2	10	0	0	3	0	2	0	0	8	12	37
久 世 町	32	46	0	0	6	0	58	0	0	41	0	183
勝 田 町	5	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	10
勝 央 町	4	15	5	0	1	0	3	0	5	0	16	49
勝 北 町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
美 作 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作 東 町	0	12	5	0	0	0	0	0	0	0	16	33
柵 原 町	5	35	0	0	5	0	0	0	0	13	0	58
合 計	2,992	8,486	1,216	8,478	168	97	979	28	1,226	595	191	24,456

(13) 平成9年度振動規制法施行状況調査(工場数)

	金 属 加工機械	空 気 圧縮機等	土 石 用 破碎機等	織 機	コンクリートブロック マシン等	木材加工 機 械	印刷機械	ロール機	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	168	213	22	11	13	5	85	13	10	10	550
倉 敷 市	119	138	13	46	8	6	15	5	6	8	364
津 山 市	30	48	5	6	6	9	12	0	2	1	119
玉 野 市	37	24	3	11	5	5	1	0	2	0	88
笠 岡 市	12	9	9	20	2	2	6	0	1	1	62
井 原 市	26	20	0	177	0	4	1	0	1	0	229
総 社 市	29	8	12	5	4	0	2	0	3	3	66
高 梁 市	2	4	0	0	1	0	0	0	0	0	7
新 見 市	10	4	6	0	1	2	3	0	0	0	26
備 前 市	12	11	41	0	2	1	2	0	0	0	69
御 津 町	7	1	9	1	1	0	2	2	1	0	24
加茂川町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
瀬 戸 町	1	5	0	1	0	0	0	1	1	0	9
山 陽 町	7	5	0	0	0	0	0	0	3	0	15
赤 坂 町	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4
熊 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 井 町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
日 生 町	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	6
吉 永 町	7	4	17	0	0	0	0	1	4	0	33
佐 伯 町	2	0	1	0	1	1	0	0	0	0	5
和 気 町	4	2	4	1	2	1	0	0	0	0	14
邑 久 町	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	5
長 船 町	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3
瀬 崎 町	2	1	0	2	1	0	0	0	0	0	6
早 島 町	0	1	0	3	0	0	0	0	0	1	5
山 手 町	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	5
清 音 村	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	4
船 穂 町	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	4
金 光 町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
鴨 方 町	4	3	1	1	1	1	1	0	0	0	12
矢 掛 町	0	2	0	1	0	0	3	0	0	1	7
真 備 町	8	0	1	6	0	1	0	0	0	0	16
賀 陽 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神 郷 町	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
勝 山 町	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	4
落 合 町	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3
久 世 町	5	1	0	0	0	6	0	1	1	0	14
勝 田 町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
勝 央 町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
勝 北 町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
美 作 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作 東 町	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
柵 原 町	2	1	1	0	1	0	0	0	0	1	6
合 計	507	515	148	296	52	48	138	24	40	28	1,796

(14) 平成9年度振動規制法施行状況調査(施設数)

	金 属 加工機械	空 気 圧縮機等	土 石 用 破碎機等	織 機	コンクリートブロック マシン等	木材加工 機 械	印刷機械	ロール機	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	1,061	889	159	1,153	20	6	351	70	233	41	3,983
倉 敷 市	470	629	59	3,151	13	7	88	28	44	21	4,510
津 山 市	330	142	14	109	11	15	43	0	23	3	690
玉 野 市	112	116	23	230	5	8	2	0	10	0	506
笠 岡 市	88	44	59	224	5	2	14	0	7	9	452
井 原 市	462	148	0	2,785	0	5	12	0	57	0	3,469
総 社 市	279	69	55	232	10	0	4	0	22	15	686
高 梁 市	20	8	0	0	2	0	0	0	0	0	30
新 見 市	27	20	173	0	5	2	4	0	0	0	231
備 前 市	67	158	432	0	2	1	2	0	0	0	662
御 津 町	44	40	80	2	0	4	14	6	3	0	193
加茂川町	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
瀬 戸 町	27	21	0	48	0	0	0	7	4	6	113
山 陽 町	87	33	0	0	0	0	0	1	39	0	160
赤 坂 町	24	9	0	0	0	0	29	1	0	0	63
熊 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 井 町	7	2	0	0	0	0	0	0	6	0	15
日 生 町	5	10	0	17	0	1	0	0	0	0	33
吉 永 町	16	44	145	0	0	0	0	8	4	0	217
佐 伯 町	40	0	20	0	3	1	0	0	0	0	64
和 気 町	35	32	7	1	2	1	0	0	0	0	78
邑 久 町	1	35	0	0	0	0	8	0	0	0	44
長 船 町	0	4	1	0	0	22	0	0	0	0	27
瀬 崎 町	6	1	1	2	1	0	0	0	0	0	11
早 島 町	0	4	0	38	0	0	0	0	0	6	48
山 手 村	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	5
清 音 村	9	3	0	1	0	1	0	0	3	0	17
船 穂 町	5	6	0	8	0	0	0	0	19	0	38
金 光 町	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4
鴨 方 町	4	3	1	1	1	1	1	0	0	0	12
矢 掛 町	0	3	0	3	0	0	5	0	0	3	14
真 備 町	32	6	1	25	0	1	0	0	0	0	65
賀 陽 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神 郷 町	0	4	0	0	2	0	0	0	0	0	6
勝 山 町	3	3	0	0	0	0	2	0	2	0	10
落 合 町	1	17	0	0	2	0	0	0	0	0	20
久 世 町	75	42	0	0	0	9	0	2	41	0	169
勝 田 町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
勝 央 町	0	12	5	0	0	0	0	0	0	16	33
勝 北 町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
美 作 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作 東 町	0	16	0	0	0	0	0	1	0	0	17
柵 原 町	5	30	18	0	3	0	0	0	0	13	69
合 計	3,346	2,606	1,253	8,030	88	88	582	124	518	134	16,769

(15) 工場・事業場に係る騒音・振動の規制基準

騒音	区 分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	昼 間	7:00～20:00	50デシベル	60デシベル	65デシベル	70デシベル
	朝・夕	5:00～7:00 20:00～22:00	45デシベル	50デシベル	60デシベル	65デシベル
	夜 間	22:00～5:00	40デシベル	45デシベル	50デシベル	55デシベル
振動	区 分		第1種区域		第2種区域	
	昼 間	7:00～20:00	60デシベル		65デシベル	
	夜 間	20:00～7:00	55デシベル		60デシベル	

(注) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内の基準は、5デシベルを減じた値とする。ただし、騒音の第1種区域は除く。

(16) 特定建設作業に係る騒音・振動の改善基準

規制種別	区域の区分	騒 音	振 動
基準値	1号及び2号	85デシベル	75デシベル
作業時刻	1 号	午後7時～午前7時の時間内でないこと。	
	2 号	午後10時～午前6時の時間内でないこと。	
1日当りの作業時間	1 号	1日10時間を超えないこと。	
	2 号	1日14時間を超えないこと。	
作業期間	1号及び2号	連続して6日を超えないこと。	
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日ではないこと。	

- (注) 1. 基準値を超えている場合、騒音、振動の防止の方法、1日の作業時間を欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
2. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外の規定が設けられている。
3. 2号区域とは、指定地域であって騒音の規制基準の区域の区分の第4区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域以外の区域をいい、1号区域とは、指定地域のうち2号区域以外をいう。

(17) 要請限度(自動車騒音・道路交通振動の規制)

騒音	区 分		第1種区域	第2種区域	第1種・第2種区域		第3種・第4種区域		
			1 車 線		2車線	3車線以上	1車線	2車線	3車線以上
	昼 間	7:00～20:00	55デシベル	60デシベル	70デシベル	75デシベル	70デシベル	75デシベル	80デシベル
	朝・夕	5:00～7:00 20:00～22:00	50デシベル	55デシベル	65デシベル	70デシベル	65デシベル	70デシベル	75デシベル
振動	夜 間	22:00～5:00	45デシベル	50デシベル	55デシベル	60デシベル	60デシベル	65デシベル	65デシベル
	区 分		第1種区域				第2種区域		
	昼 間	7:00～20:00	65デシベル				70デシベル		
動	夜 間	20:00～7:00	60デシベル				65デシベル		

(注) 測定場所は、騒音については道路に面し、かつ、建築物から道路に向かって1mの地点(当該地点が車道内になる場合は車道端)とし、振動については、道路端とする。

5 廃棄物・リサイクル関係

(1) ごみ処理の推移

(単位：人，t/年)

年 度		平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度
区 分							
総 人 口 (人)		1,940,669	1,943,528	1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650
計画処理区域内人口 (人)		1,939,200	1,943,528	1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650
	計画収集人口 (人)	1,912,594	1,919,028	1,927,722	1,936,150	1,941,350	1,944,078
	自家処理人口 (人)	26,606	24,500	19,232	14,543	13,939	13,572
計画処理区域外人口 (人)		1,469	0	0	0	0	0
計 画 収 集 量 (t/年)		581,678	583,329	586,048	594,879	598,831	607,697
直 接 搬 入 量 (t/年)		59,696	57,516	52,890	47,635	51,880	58,893
自 家 処 理 量 (t/年)		30,080	35,509	31,681	26,630	32,064	31,955
ごみ総排出量 (t/年)		671,454	676,354	670,619	669,144	682,775	698,545
計 画 処 理 量	焼却処理 (t/年)	495,300	491,037	491,609	499,829	519,139	534,069
	埋立処理 (t/年)	128,205	129,928	120,659	115,929	97,869	94,645
	コンポスト (t/年)	1,852	1,887	1,664	1,665	1,727	1,269
	堆肥・飼料 (t/年)	0	0	0	0	0	0
	資源化 (t/年)	16,017	17,993	25,006	25,341	31,976	36,607
	その他 (t/年)	0	0	0	0	0	0
	計 (t/年)	641,374	640,845	638,938	642,764	650,711	666,590

注 1) 平成 3 年度より廃棄物実態調査方法の変更により「資源化・その他の処理量」が「資源化」と「その他の処理量」に区分された。

(2) し尿処理の推移

(単位：人，t/年)

年 度		平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度
区 分							
総 人 口 (人)		1,940,669	1,943,528	1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650
計画処理区域内人口 (人)		1,938,298	1,943,528	1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650
水 洗 化 人 口	公共下水道 (人)	351,555	387,682	413,794	454,730	485,655	518,607
	し尿浄化槽 (人)	571,261	595,959	598,432	610,024	630,842	654,137
	地域し尿 (人)	9,225	3,808	3,776	3,990	4,042	4,005
	小 計 (人)	932,041	987,449	1,016,002	1,068,744	1,120,539	1,176,749
計画収集人口 (人)		924,801	881,942	851,594	805,573	767,045	720,703
自家処理人口 (人)		81,456	74,137	79,358	76,376	67,705	60,198
計画処理区域外人口 (人)		2,371	0	0	0	0	0
計画収集処理量 (kl/年)		772,540	783,475	810,675	804,376	831,831	845,405
	し尿処理施設 (kl/年)	661,479	676,475	701,211	694,754	717,037	733,525
	下水道投入 (kl/年)	96,394	96,016	99,037	97,850	102,051	99,898
	農村還元 (kl/年)	4,476	2,644	2,884	4,590	4,732	2,982
	海洋投入 (kl/年)	0	0	0	0	0	0
	その他(脱水重) (kl/年)	10,191	8,340	7,543	7,182	8,011	9,000
自家処理量 (kl/年)		44,979	47,629	47,118	43,502	38,543	35,638
計 (kl/年)		817,519	831,104	857,793	847,878	870,374	882,755

(3) 市町村(一部事務組合)の焼却施設

(平成10年3月31日現在)

地域名	施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	構成市町村
岡山	岡山市豊成1-4-1	岡山市豊成1-4-1	450	53	岡山市
	〃 当新田486-1	〃 当新田486-1	300	5	〃
	御津・加茂川 環境施設組合ごみ処理施設	御津町紙工3783	18	48	御津町, 加茂川町
	邑久牛窓清掃施設組合 クリーンセンターかもめ	牛窓町牛窓263-2	30	9	邑久町, 牛窓町
	長船町クリーンセンター	長船町西須恵160	16	元	長船町
	玉野市東清掃センター	玉野市槌ヶ原3072-1	150	53	玉野市(瀬崎町)
	小計	6	964		
東備	備前市クリーンセンター備前	備前市閑谷八木山	34	9	備前市
	日生町清掃工場	日生町寺山680	20	52	日生町
	和気北部衛生施設組合 ごみ処理施設	和気町益原1512-3	30	6	熊山町, 吉井町, 和気町 吉永町, 佐伯町
	瀬戸町清掃工場	瀬戸町万富2332-1	16	49	瀬戸町
	山陽町桜が丘 清掃センター	山陽町中島千手谷317-1	30	57	山陽町
	山陽町清掃センター	山陽町鴨前914-1	16	47	山陽町
	赤坂町環境センター	赤坂町多賀2546-6	6	6	赤坂町
	小計	7	152		
倉敷	倉敷市白楽町 ごみ焼却処理場	倉敷市白楽町424	300	52	倉敷市(早島町)
	倉敷市水島清掃工場	倉敷市水島川崎通1-1-4	300	6	〃
	倉敷市児島 ごみ焼却処理場	倉敷市児島下の町4-10-58	60	44	〃
	倉敷西部清掃施設組合 ごみ焼却場	倉敷市玉島道越	120	10	倉敷市, 金光町, 船穂町
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	真備町箭田481	180	9	総社市, 山手村, 清音村 真備町
	小計	5	910		
井笠	岡山県西部環境整備施設 組合里庄清掃工場	里庄町新庄3655	100	50	笠岡市, 里庄町, 寄島町 鴨方町
	岡山県井原地区井原清掃施設 組合井原クリーンセンター	井原市木之子町2192-1	90	6	井原市, 矢掛町, 美星町 芳井町
	小計	2	190		

地域名	施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	構成市町村
高梁	高梁広域事務組合清掃センター ごみ焼却処理施設	高梁市段町748	30	45	高梁市，成羽町，有漢町， 賀陽町，川上町，備中町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	北房町宮地631-3	30	5	落合町，北房町，旭町
	小計	2	60		
阿新	阿新広域事務組合 廃棄物処理センター	新見市金谷252	16	48	新見市，大佐町，神郷町 哲西町，哲多町
	〃	〃	15	50	〃
	小計	2	31		
真庭	美甘新庄衛生組合 美新清掃センター	新庄村5979	5	3	美甘村，新庄村
	勝山町清掃センター	勝山町荒田	15	58	勝山町（久世町）
	真庭郡北部環境施設組合 環境センター	中和村初和592-1	20	3	川上村，八束村，中和村 湯原町
	小計	3	40		
津山	津山市ごみ焼却場	津山市小桁401-15	60	51	津山市
	加茂町清掃センター	加茂町塔中661-2	10	53	加茂町（阿波村）
	柵原町クリーンセンター	柵原町連石856-1	6	5	柵原町
	津山圏域北部衛生施設 組合清掃センター	奥津町井坂523-3	10	4	奥津町，富村，上斎原村
	津山圏域西部衛生 施設組合清掃センター	久米町中北下364	30	57	中央町，久米町，鏡野町
	建部町久米南町衛生施設 組合クリーンセンター	久米南町上神目313-6	13	4	建部町，久米南町
	小計	6	129		
勝英	英北衛生施設組合 ごみ処理施設	作東町瀬戸長坂151-4	15	63	作東町，大原町，東粟倉村， 西粟倉村
	美作勝田英田町衛生施設組合	美作町三倉田93	40	2	美作町，勝田町，英田町
	津山圏域 東部衛生施設組合	奈義町上町川186	25	59	勝央町，勝北町，奈義町
	小計	3	80		
合計		36	2,556		

(4) 市町村(一部事務組合)の粗大ごみ処理施設

(平成10年3月31日現在)

施設名	設置場所	処理能力 (t/5H)	竣工 年度	構成市町村
玉野市東清掃センター 粗大ごみ処理場	玉野市槌ヶ原3072-5	35	5	玉野市
和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512-3	10	5	熊山町, 吉井町, 和気町, 吉永町, 佐伯町
倉敷市東部 粗大ごみ処理施設	倉敷市二子1917-4	80	5	倉敷市
総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	真備町箭田481	34	8	総社市, 山手村, 清音村, 真備町
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域粗大ごみ処理センター	笠岡市平成町105	40	6	笠岡市, 井原市, 鴨方町, 里庄町, 芳井町, 美星町, 寄島町, 矢掛町
高梁広域事務組合 粗大ごみ処理施設	高梁市段町748	30	54	高梁市, 成羽町, 有漢町, 賀陽町, 川上町, 備中町
岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	北房町宮地631-3	10	5	落合町, 北房町, 旭町
久世町不燃物処理場	久世町余野下180	7	53	久世町
津山市粗大ごみ処理施設	津山市小桁401-15	30	62	津山市
津山圏域西部衛生施設 組合粗大ごみ処理施設	久米町中北下364	15	62	中央町, 久米町, 鏡野町
津山圏域東部衛生施設 組合不燃物処理施設	奈義町上町川186	20	55	勝央町, 勝北町, 奈義町
早島町粗大ごみ処理場	早島町矢尾1243-3	15	63	早島町
合 計	12	326		

(5) 市町村(一部事務組合)のし尿処理施設

(平成10年3月31日現在)

地域名	施設名	設置場所	処理能力 kl/日	使用開 始年度	構成市町村
岡 山	岡山市一宮浄化センター	岡山市一宮217	100	42	岡山市
	〃	〃	200	53	〃
	岡山市当新田浄化センター	岡山市当新田488-4	70	60	〃
	岡山市犬島浄化センター	〃 犬島179	0.35	61	〃
	岡山市外3町衛生 施設組合し尿処理場	岡山市神崎町2676	180	9	岡山市, 邑久町, 牛窓町, 瀬戸町
	岡山市旭西浄化センター	岡山市七日市118	110	41	岡山市
	旭川中部衛生 施設組合旭清苑	御津町鹿瀬650	42	3	御津町, 久米南町, 建部町, 加茂川町
	玉野市西清掃センター	玉野市深井町9-18	100	50	玉野市
	長船町衛生センター	長船町589-1	18	61	長船町
	小 計	9	820.35		
東 備	東備水道企業団 し尿処理場	備前市穂浪2463-2	70	38	備前市, 日生町
	和気赤磐し尿処理施設 一部事務組合 し尿処理場	和気町本2	60	元	和気町, 吉永町, 熊山町, 佐伯町, 山陽町, 赤坂町, 吉井町
	小 計	2	130		

地域名	施設名	設置場所	処理能力 kl/日	使用開始 年度	構成市町村
倉敷	倉敷市白楽町し尿処理場	倉敷市白楽町424	100	40	倉敷市
	倉敷市水島し尿処理場	〃 水島南亀島地先	128	44	〃
	倉敷市玉島し尿処理場	〃 玉島乙島新浜 8255-5	70	56	〃
	備南衛生施設組合 し尿処理場	〃 茶屋町1919	80	61	岡山市，倉敷市，早島町， 瀬崎町
	金光町浄化センター	金光町八重318-2	20	63	金光町
	総社広域環境施設組合し 尿処理場	総社市窪木1101	80	51	総社市，山手村，清音村， 真備町
	小計	6	478		
井笠	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域 クリーンセンター	笠岡市平成町100	210	62	笠岡市，井原市，矢掛町 美星町，芳井町，寄島町 里庄町，鴨方町
	小計	1	210		
高梁	高梁広域事務組合 し尿処理場	高梁市段町748	62	50	高梁市，成羽町，賀陽町 有漢町，川上町，備中町
	小計	1	62		
阿新	阿新広域事務組合 し尿処理場	新見市金谷252	50	51	新見市，大佐町，神郷町 哲西町，哲多町
	小計	1	50		
真庭	真庭衛生組合 し尿処理場	落合町野原9-1	100	6	落合町，久世町，勝山町 八束村，川上村，美甘村 新庄村，中和村，北房町 湯原町，富村，旭町
	小計	1	100		
津山	津山圏域衛生処理組合 津山圏域衛生処理センター	津山市川崎458	150	58	津山市，久米町，勝北町 中央町，鏡野町，奥津町 上斎原村，阿波村，加茂町
	小計	1	150		
勝英	勝英衛生施設組合 滝川苑	勝央町小矢田東河原 31-2	74	61	大原町，美作町，勝央町 作東町，英田町，柵原町 東粟倉村，西粟倉村，奈義 町，勝田町
	小計	1	74		
合	計	23	2,074.35		

(6) 市町村(一部事務組合)の最終処分場施設

(平成10年3月31日現在)

地域	最終処分場名 （設置場所）	市町村名・ 事務組合	所在地	設置 区分	土地所有				埋立 面積 （㎡）	全 体 容 量 （m³）	埋立物										設置年
					自己	県	国	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 残渣	焼却 残渣	その他		
岡山	岡山市三手最終処分場	岡山市	岡山市三手108-1	平地	○				12,600	59,700			○		○	○		○		1996	
	岡山市山上最終処分場	岡山市	岡山市山上152	山間	○				56,900	500,000			○		○	○		○		1995	
	玉野市一般廃棄物最終処分場	玉野市	玉野市和田7丁目802-8	山間	○				42,000	333,200			○		○		○	○		1992	
	邑久牛窓清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	邑久牛窓清掃施設組合	牛窓町牛窓331	平地	○				600	3,000			○							1970	
	邑久牛窓清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	邑久牛窓清掃施設組合	牛窓町牛窓335-2	平地	○				917	4,500			○							1972	
	邑久牛窓清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	邑久牛窓清掃施設組合	牛窓町牛窓1099-3	平地				○	20,000	50,000			○				○	○		1977	
	御津・加茂川環境施設組合最終処分場	御津・加茂川環境施設組合	御津町紙工3783外	山間	○				17,400	69,000			○					○		1973	
東備	備前市一般廃棄物最終処分場	備前市	備前市三石2952-1	山間	○				10,400	86,000			○					○		1983	
	瀬戸町残灰埋立地	瀬戸町	瀬戸町万富2332-1	山間	○				1,933	5,452			○					○		1976	
	山陽町清掃センター最終処分地	山陽町	山陽町鴨前914-1	山間	○				4,000	8,000							○	○		1972	
	山陽町桜が丘清掃センター最終処分場	山陽町	山陽町中島地内	山間	○				6,955	48,028					○		○	○		1982	
	環境センター最終処分場	赤坂町	赤坂町多賀2546-6	山間	○				6,366	30,380							○	○		1976	
	日生町一般廃棄物最終処分場	日生町	日生町寒河853-2	山間	○				4,390	15,554							○	○		1996	
	和気北部衛生施設組合クリーンセンター	和気北部衛生施設組合	和気町益原1512-3	山間	○				5,700	26,000							○	○	○	1994	
倉敷	倉敷市井津井埋立処分地	倉敷市	倉敷市児島稗田2661外	山間				○	21,902	93,851			○		○	○		○		1979	
	倉敷市東部最終処分場	倉敷市	倉敷市二子1917-4	山間	○				27,000	268,000			○		○	○	○	○		1994	
	総社市一般廃棄物最終処分場	総社市	総社市下倉3784	山間	○				23,000	188,000					○		○	○		1982	
	早島町一般廃棄物埋立処分地	早島町	早島町大字矢尾地内	山間	○				42,000	224,000			○		○					1981	
	山手村ゴミ埋立地	山手村	山手村宿地内	山間	○				200	600									○	1970	
	清音村大谷廃棄物捨場	清音村	清音村大字軽部999-3	山間	○				2,671	15,500							○		○	1970	
	船穂町不燃物処分場	船穂町	船穂町大字船穂7040外	山間	○				7,924	56,124			○							1977	
	真備町不燃物投入場	真備町	真備町大字箭田2165-1	山間	○				4,850	13,580									○	1987	

地域	最終処分場名 (設置場所)	市町村名・ 事務組合	所在地	設置 区分	土地所有				埋立 面積 (m ²)	全 体 容 量 (m ³)	埋 立 物									設置年
					自己	県	国	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 残渣	焼却 残渣	その他	
井 笠	井原市野々迫埋立 処分場	井 原 市	井原市高屋町字野々 迫509外	山間	○				7,095	30,000					○			○		1990
	金光町一般廃棄物 埋立処分地施設	金 光 町	金光町大字占見新 田2257	山間	○				5,800	21,507			○							1990
	鴨方町不燃物処理 センター	鴨 方 町	鴨方町大字益坂 1880-1,2	山間				○	7,000	95,000			○		○					1975
	矢掛町不燃物投棄 場	矢 掛 町	矢掛町矢掛628	山間	○				999	5,000			○		○					1996
	岡山県西部衛生施設 組合見崎山埋立処分地	岡山県西部衛 生施設組合	笠岡市神島144-44	山間	○				25,000	190,000							○	○		1978
高梁	高梁広域事務組合一 般廃棄物最終処分場	高梁広域 事務組合	高梁市松原町松岡 5318	山間	○				22,000	126,000			○				○	○		1980
阿 新	新見市一般廃棄物 最終処分場	新 見 市	新見市土橋2063-5	山間	○				5,377	26,700			○			○		○		1981
	大佐町不燃物埋立 場	大 佐 町	大佐町田治部5842外	平地				○	988	3,660			○			○		○		1989
	神郷町三ヶ市埋立 地	神 郷 町	神郷町釜村1756-1	山間	○				3,000	3,500			○					○		1974
	哲多町荻尾埋立 地	哲 多 町	哲多町荻尾1820-1	山間				○	1,000	8,000			○			○		○		1974
真 庭	勝山町一般廃棄物 最終処分場	勝 山 町	勝山町後谷1987	山間	○				3,500	5,500			○				○	○		1986
	久世町ガレキ処分 場	久 世 町	久世町榎東1379-18 外	山間	○				5,629	36,485									○	1996
	岡山県中部環境施 設組合最終処分場	岡山県中部環 境施設組合	落合町大字旦土20 外	山間	○			○	2,118	5,200							○	○		1965
	真庭郡北部環境施 設組合最終処分場	真庭郡北部環 境施設組合	湯原町大字小童谷 3-1	山間				○	5,800	50,000			○			○	○	○		1970
	美甘新庄衛生組合 宝田埋立地	美甘新庄衛 生組合	新庄村5979	平地	○				450	1,500			○				○	○		1973
	久世町赤目石不燃 物処理場	久 世 町	久世町大字余野下 180	平地	○				3,617	21,000			○				○	○		1973
津 山	津山市不燃物専用 埋立場	津 山 市	津山市横山648	山間				○	52,784	380,400			○				○	○		1971
	加茂町最終処分場	加 茂 町	加茂町塔中268-15	山間	○				11,106	25,000							○	○		1972
	柵原町クリーンセン ター一般廃棄物最終 処分場	柵 原 町	柵原町下谷連石 856-1	山間	○				3,200	14,544			○				○	○		1991
	柵原町藤原一般廃 棄物最終処分場	柵 原 町	柵原町藤原830	山間	○				6,000	15,056			○							1993
	建部町久米南町衛 生施設組合大田最終 処分場	建部町久米南 町衛生施設組合	建部町大田4204-5	山間	○				5,354	10,800			○		○			○		1985
	津山圏域北部衛生 施設組合清掃セン ター	津山圏域北部 衛生施設組合	奥津町井坂523-3	平地	○				5,100	18,785			○				○	○		1995
	津山圏域西部衛生 施設組合最終処分 場	津山圏域西部 衛生施設組合	中央町打穴西地内	山間				○	12,500	75,000			○				○	○		1978
勝 英	英北衛生施設組合 埋立処分地施設	英北衛生 施設組合	作東町瀬戸151-4	山間	○				2,698	12,312			○				○			1988
	津山圏域東部衛生 施設組合最終処分 場	津山圏域東部 衛生施設組合	奈義町上町川186	山間	○				4,368	47,608							○	○		1972
	美作・勝田・英田 町衛生施設組合皆 木最終処分場	美作・勝田・英 田町衛生施設組合	奈義町皆木376,377	山間				○	3,500	4,400							○	○		1990
合 計		48 施設							525,691	3,331,426										

(7) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村(平成10年度計画)

市町村名・一部事務組合名	無 ガ ラ ス	茶 ガ ラ ス	そ の 他 ス ガ ラ	ペ ト ト ル	スチール	アルミ	紙バック
岡 山 市	○	○	○	○	○	○	○
倉 敷 市	○	○	○		○	○	○
津 山 市	○	○	○	○	○	○	○
玉 野 市	○	○	○	○	○	○	
笠 岡 市	○	○	○		○	○	
井 原 市	○	○	○		○	○	
新 見 市							
備 前 市					○	○	
御 津 町					○	○	
加 茂 川 町					○	○	
瀬 戸 町	○	○	○		○	○	
山 陽 町							
赤 坂 町					○	○	
日 生 町	○	○	○		○	○	
牛 窓 町							
邑 久 町							
長 船 町							
灘 崎 町	○	○	○		○	○	○
早 島 町	○	○	○		○	○	○
金 光 町							
鴨 方 町	○	○	○	○	○	○	○
寄 島 町					○	○	
里 庄 町					○	○	
矢 掛 町					○	○	
美 星 町							
芳 井 町							
勝 山 町	○	○	○		○	○	
久 世 町	○	○	○		○	○	
和気北部衛生施設組合 (和気町, 吉永町, 佐伯町, 熊山町, 吉井町)	○	○	○		○	○	
総社広域環境施設組合 (総社市, 真備町, 清音村, 山手村)	○	○	○	○	○	○	○
岡山県中部環境施設組合 (北房町, 落合町, 旭町)	○	○	○		○	○	
真庭郡北部環境施設組合 (湯原町, 川上村, 八束村, 中和村)					○	○	
美甘・新庄衛生組合 (美甘村, 新庄村)						○	
美作勝田英田町衛生施設組合 (美作町, 勝田町, 英田町)					○	○	
英北衛生施設組合 (作東町, 大原町, 西栗倉村, 東栗倉村)					○	○	
合 計	25	25	25	8	43	45	10

(8) 施設別の排ガス中のダイオキシン類排出濃度一覧

市町村名・一部事務組合名	施 設 名	施設所在 市 町 村	処理能力 (t/日)	型 式	使用開始 年 月	集塵機	排ガス中のダイ オキシン類濃度
岡山市	岡南環境センター	岡 山 市	450	全連	1978.12	EP	2.0
岡山市	当新田環境センター	岡 山 市	300	全連	1994. 1	BF	0.24
御津・加茂川環境施設組合	ごみ処理施設	御 津 町	18	機バ	1973. 8	MC	4.3
邑久牛窓清掃施設組合	クリーンセンターかもめ	牛 窓 町	30	機バ	1997. 4	BF	0.02
長船町	クリーンセンター	長 船 町	16	機バ	1989. 4	EP	27
玉野市	東清掃センター	玉 野 市	150	全連	1978. 6	BF	0.47
備前市	備前環境センター	備 前 市	34	機バ	1998. 4	BF	0.07
日生町	清掃工場	日 生 町	20	機バ	1977. 7	MC	51
和気北部衛生施設組合	ごみ処理施設	和 気 町	30	機バ	1994. 4	BF	0.46
瀬戸町	清掃工場	瀬 戸 町	16	機バ	1974. 4	MC	59
山陽町	桜が丘清掃センター	山 陽 町	30	機バ	1982.10	MC	3.5
山陽町	清掃センター	山 陽 町	16	機バ	1972. 4	MC	14
赤坂町	環境センター	赤 坂 町	6	機バ	1994. 4	BF	0.14
倉敷市	白楽町ごみ焼却処理場	倉 敷 市	300	全連	1977.12	EP, MC	0.99
倉敷市	水島清掃工場	倉 敷 市	300	全連	1994.12	BF	0.06
倉敷西部清掃施設組合	ごみ焼却処理場	倉 敷 市	120	准連	1998. 4	BF	0.49
総社広域環境施設組合	吉備路クリーンセンター	真 備 町	180	全連	1997. 4	BF	0.07
岡山県西部環境整備施設組合	里庄清掃工場	里 庄 町	100	機バ	1975.11	EP, MC	7.2
岡山県井原地区清掃施設組合	井原クリーンセンター	井 原 市	90	准連	1994. 8	BF	0.61
高梁広域事務組合	清掃センターごみ焼却処理施設	高 梁 市	56	機バ	試運転中	BF	0.86
岡山県中部環境施設組合	コスモスクリーンセンター	北 房 町	30	機バ	1993.11	BF	1.0
阿新広域事務組合	廃棄物処理センター 1・2号炉	新 見 市	16	機バ	1973. 4	MC	11
阿新広域事務組合	廃棄物処理センター 3号炉	新 見 市	15	機バ	1975. 4	MC	16
美甘新庄衛生組合	美新清掃センター	新 庄 村	5	機バ	1991. 4	MC	1.6
勝山町	清掃センター	勝 山 町	15	機バ	1983. 5	MC	2.8
真庭郡北部環境施設組合	環境センター	中 和 村	20	機バ	1991. 4	EP	2.0
津山市	ごみ焼却場	津 山 市	60	機バ	1976. 4	EP	4.0
加茂町	清掃センター	加 茂 町	10	機バ	1978. 4	MC	75
柵原町	クリーンセンター	柵 原 町	6	機バ	1993.12	EP	2.2
津山圏域北部衛生施設組合	清掃センター	興 津 町	10	機バ	1992.12	EP	4.7
津山圏域西部衛生施設組合	清掃センター	久 米 町	30	機バ	1983. 3	MC	17
建部町久米南町衛生施設組合	クリーンセンター	久米南町	13	機バ	1993. 3	EP	28
英北衛生施設組合	ごみ処理施設	作 東 町	15	機バ	1988. 4	BF, MC	0.29
美作勝田英田町衛生施設組合		美 作 町	40	機バ	1990. 4	EP	27
津山圏域東部衛生施設組合		奈 義 町	25	機バ	1984.10	EP	3.1

(備考) ・排ガス中のダイオキシン類濃度の単位: ng-TEQ/Nm³

・集じん機の種類: BF (ろ過式集じん器 (バグフィルター)), EP (電気集じん器), MC (マルチサイクロン)

・焼却炉の型式: 全連 (全連続式燃焼炉), 准連 (准連続式燃焼炉), 機バ (機械式バッチ式燃焼炉)

・平成10年12月1日現在, 稼働中の施設の結果である。

(9) 産業廃棄物処理業者等への立入検査件数

(平成9年度)

区 分	排 出 事 業 所	処 理 業 者	公 共 団 体	計
立 入 件 数	379	583	16	978

(10) 産業廃棄物の不適正処理に関する苦情処理件数

年 度	4	5	6	7	8	9
苦情処理延件数	152	165	101	202	114	193

6 自然環境関係

(1) 自然環境保全審議会開催状況（平成9年度）

区 分	開催年月日	審 議 事 項
温 泉 部 会	平成9年5月9日	温泉の動力装置の許可（3件）
自 然 保 護 部 会	平成9年8月27日	公園事業の決定（1件）
鳥 獣 部 会	〃	鳥獣保護区の決定（2件）、鳥獣保護区の設定の協議（1件） 特別保護地区の指定（2件）
温 泉 部 会	〃	温泉の掘削の許可（2件）、温泉の動力装置の許可（1件）
全 体 会 議	平成10年1月20日	公園計画の変更（1件）
温 泉 部 会	〃	温泉の動力装置の許可（1件）

(2) 自然保護基礎調査の実績

調 査 事 項 名	年 度	備 考
植 生 調 査	47～49	環境庁委託調査
郷 土 自 然 環 境 調 査	48～49	
自然環境保全基礎調査（第1回）	48	
鳥 類 分 布 調 査	48	
獣 類 分 布 調 査	49	
基 礎 調 査（昆虫生息）	50～51	環境庁委託調査（特定植物群落、動物分布、海岸、海域 植生、河川、植生図）
〃（両生・は虫類）	52～54	
〃（自然保護地域候補地）	53～55	
自然環境保全基礎調査（第2回）	53～54	
基礎調査（湖沼湿地地域生物学術調査）	56～58 60～62	
〃（高梁川上流県立自然公園 羅生門特別地域自然環境調査）	59	環境庁委託調査（植生、特定植物群落、海域生物環境、 河川、自然景観資源）
自然環境保全基礎調査（第3回）	58～62	
〃（第4回）	63～平成4	
基礎調査（瀬戸内海島しょ部 生物学術調査）	63～平成2	
〃（原生林生物学術調査）	平成3～4	
自然環境保全基礎調査（第5回）	5～10	環境庁委託調査（湿地、動植物分布、海辺、植生）
生 物 多 様 性 調 査	6～10	環境庁委託調査（種の多様性調査）
基礎調査（河川源流地域特別調査）	6	新庄川・土用川
〃（郷土自然保護地域特別調査）	7	安仁神社郷土自然保護地域
自然環境保全基礎調査（第5回）	9～10	環境庁委託調査（特定植物群落調査）
〃	10	〃（河川調査）

(3) みどりの少年隊結成状況

結成年度	結成隊数	累 計	備 考	解 散
47～50	7	7	緑丘小学校緑化少年団ほか	
51～55	16	23	萬歳みどりの少年隊ほか	
56	-	23		
57	1	24	加茂町緑の少年音楽隊	
58	7	31	城南みどりの少年隊ほか	
59	11	42	大多府みどりの少年隊ほか	
60	8	50	琴浦南小学校緑の少年隊ほか	
61	6	56	川関みどりの少年隊ほか	
62	3	59	香北緑の少年団ほか	
63	2	60	総社中央小学校緑の少年隊ほか	1
元	3	63	竹部みどりの少年隊ほか	
2	4	64	富村みどりの少年隊ほか	3
3	1	61	佐伯みどりの少年隊	4
4	2	63	邑久みどりの少年隊ほか	
5	2	61	誕生寺みどりの少年団ほか	4
6	3	64	上南みどりの少年隊ほか	
7	2	66	奈義みどりの少年隊ほか	
8	6	72	里庄東小学校みどりの少年隊ほか	
9	3	75	清音村みどりの少年隊ほか	

(4) ガン・カモ科鳥類生息調査集計表(平成9年度)

番 号	調 査 地				調 査 面 積 (ha)	鳥 獣 保 護 区 等 の 区 分	調 査 人 員 (人)	調 査 員 代 表	調 査 月 日	天 候	オ シ ド リ	マ ガ モ	カ ル ガ モ
	郡 市	町 村	地 名	地 況									
1	岡 山		児 島 湖・ 阿 部 池	淡 水 海	1,000	保	4	三好 淳介	11.9	晴		1,305	532
							8	三好 淳介	1.17	晴		2,190	73
2	岡 山		百 間 川	内水面	250	銃禁	1	山根 昭	11.16	晴		160	7
							3	山根 昭	1.17	晴		98	148
3	邑 久	牛 窓 久	錦 海	塩田跡	200		5	北川 温之	11.9	晴		23	30
							3	北川 温之	1.15	雨			
4	御 津 久	加茂川 旭	旭 川 ダ ム	内水面	400	保	1	矢地 大	11.5	晴	165	48	
							1	矢地 大	1.18	雨	216	55	
5	和 気	日 生	日 生 諸 島	海 面	700		2	丸山 健司	11.15	曇			11
							3	丸山 健司	1.17	晴			4
6	倉 敷	玉 島	玉島・水島沖	河 海 口 面	2,000		1	山崎 充茂	11.2	晴		158	2
							2	山崎 充茂	1.18	曇		6	4
7	笠 岡	神 島	笠 岡 干 拓	干拓地 海 面	500	銃禁	2	坂本 明弘	11.9	晴		74	45
							2	坂本 明弘	1.15	雨		118	41
8	川 上	備 中	新成羽川ダム	内水面	360	保	1	森本 章男	11.3	晴	53	13	
							1	丸山 健司	1.18	雨	154	96	
9	新 見		美 穀 湖	内水面	100	銃禁	4	小見山節夫	11.9	晴	20	68	
							3	小見山節夫	1.15	雨	18	106	
10	真 庭	湯 原	湯 原 湖	内水面	300	保	1	山田 信光	11.9	晴	32	309	18
							1	山田 信光	1.15	雨		460	9
11	玉 野		深 山 公 園	内水面	300	保	1	三好 淳介	11.9	晴			
							1	藤原 淳子	1.15	雨			
12	岡 山		旭 川 (三野公園前)	内水面	400	銃禁	1	大塚 利昭	11.9	晴		20	
							1	大塚 利昭	1.18	雨		8	7
13	岡 山 邑 久	邑 久	吉 井 川 (鴨越井堰)	内水面	230	銃禁	1	丸山 健司	11.9	晴		144	19
							1	丸山 健司	1.16	晴		897	52
14	赤 磐	山 陽	日古木大池	内水面	100	銃禁	1	石原 敏夫	11.3	晴		66	
							1	石原 敏夫	1.15	雨		106	
15	浅 口	寄 島	寄 島 干 拓	干拓地 海 面	192	銃禁	1	坂本 明弘	11.9	晴		9	4
							1	坂本 明弘	1.15	曇		34	5
合 計 (15箇所)							27				270	2,397	668
							32				388	4,174	343

(単位：羽)

カモ類															
コ ガ モ	ト モ エ ガ モ	ヨ シ ガ モ	オ カ ヨ シ ガ モ	ヒ ド リ ガ モ	ホ オ ジ ロ ガ モ	オ ナ ガ ガ モ	ハ シ ビ ロ ガ モ	ホ シ ハ ジ ロ	キン クロ ハ ジ ロ	ス ズ ガ モ	ツ ク シ ガ モ	カ ワ アイ サ	ミ コ アイ サ	不 明 種	合 計
256		13	78	1,198		1,516	183	5,395	417	162			4		11,059
1,750	1,703	158	99	2,680		2,163	129	2,854	893	1,212	3		22		15,929
14			2	163		1	2							350	699
102				184		32	12	2							578
95			27	373		86	51	12	1	2			2		702
															0
				6											219
				13											284
8															19
				1											5
3		1	45	308		2	3				4				526
						90	8				304				412
49			32	211		57	192	56	36	499			4	4	1,259
41			11	200		76	146	83	46	1,130			14		1,906
1															67
															250
															88
															124
2														1	362
7														1	477
13				305											318
1				373											374
															20
		19		97											131
				127		5		1,450	80						1,825
458	1	15	38	124	2	27		1,258	51						2,923
				25				9							100
		28		30				13							177
5			1	31		36	6	137						98	327
5			6	47		12	3	362	14	1					489
446		14	185	2,747		1,703	437	7,059	534	663	4		10	453	17,590
2,357	1,704	220	154	3,749	2	2,400	298	4,572	1,004	2,343	307		36	1	24,059

7 地球環境関係

(1) 酸性雨調査結果

調査期間	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
岡山地方振興局	4.8	4.6	4.6	4.7	4.6	4.6	4.5	4.8
東備地方振興局	5.0	4.9	5.2	4.8	4.7	4.6	4.5	4.7
倉敷地方振興局	4.7	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8
井笠地方振興局	4.8	4.9	4.9	4.9	5.0	5.1	4.6	4.8
高梁地方振興局	5.4	5.0	4.9	5.1	4.9	5.2	4.9	4.9
阿新地方振興局	5.6	5.3	5.1	5.3	5.4	5.1	5.1	5.4
真庭地方振興局	4.8	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	4.6	4.7
津山地方振興局	4.8	4.8	4.8	4.8	5.0	5.0	4.7	5.0
勝英地方振興局	4.8	4.7	4.7	5.0	4.7	4.8	4.6	4.6
吉備高原都市	4.7	4.6	4.6	4.8	4.7	4.7	4.6	4.8
全地点年平均值	4.9	4.8	4.8	4.9	4.8	4.9	4.7	4.9

(注) 数値は、年平均值

(2) 酸性霧調査結果

調査年度	調査地点	採取年月日	採取時刻	pH
平成2年度	落合町	H. 2. 11. 14	(5時間)	6.0
	岡山市	H. 2. 11. 15	(5時間)	5.3
	英田町	H. 2. 11. 20	(5時間)	5.4
平成3年度	落合町	H. 3. 12. 5	1:00~2:00	5.7
	落合町	H. 3. 12. 5	2:00~3:00	5.9
	落合町	H. 3. 12. 5	3:00~4:00	5.9
	中央町	H. 3. 12. 5	7:30~8:30	5.6
平成4年度	落合町	H. 4. 11. 18	4:00~7:00	6.4
	高梁市	H. 4. 12. 9	6:30~7:30	5.5
	高梁市	H. 4. 12. 9	7:35~8:35	5.5
	高梁市	H. 4. 12. 9	8:40~9:40	5.8
平成5年度	落合町	H. 5. 12. 8	5:00~8:00	6.0
	津山市	H. 5. 12. 16	8:00~10:00	5.4
	津山市	H. 5. 12. 20	10:00~11:00	6.0
	津山市	H. 5. 12. 20	11:00~12:00	5.4
平成6年度	津山市	H. 6. 12. 22	7:00~9:30	5.7
	津山市	H. 6. 12. 27	7:50~8:20	5.7
平成7年度	津山市	H. 7. 11. 19	7:00~8:30	5.6
	津山市	H. 7. 11. 19	8:30~10:00	5.6
	津山市	H. 7. 12. 11	7:00~8:30	5.4
	津山市	H. 7. 12. 11	8:30~9:30	5.5
平成8年度	津山市	H. 8. 12. 14	7:00~9:00	6.2
	津山市	H. 8. 12. 16	6:30~9:00	6.4
	津山市	H. 8. 12. 26	4:00~7:00	5.0
	津山市	H. 8. 12. 26	7:00~8:00	4.9

8 その他資料

(1) 環境影響評価に関する処理状況（平成9年度）

名 称	事業主体	開 発 目 的	事 業 概 要	処 理 状 況	備 考
(仮称)勝央工業団地 (福吉地区)開発計画	株式会社鴻池組	工業団地を建設し、地域経済の活性化、地元雇用の促進を図る。	開発地 : 勝央町福吉地区 開発区域面積 : 27.9ha 導入予定業種 : 金属製品製造業, 一般機械器具製造業, 食料品製造業等	受理 H 9 . 3 . 19 意見書 H 9 . 6 . 27	
山崎東部線新設工事	関西電力株式会社	他電力会社との連携を強化し、電力供給の安定化を図る。	通過地 : 勝田町, 西栗倉村, 東栗倉村 諸元 : 500kV高压送電線, 13.8km	受理 H 9 . 1 . 31 意見書 H 9 . 6 . 27	
美作岡山道路(瀬戸-熊山)建設事業	岡山県	県南と県北の連繫を強化し、地域社会・経済の発展及び県土の均衡ある発展に寄与する。	通過地 : 瀬戸町塩納, 熊山町弥上, 可真上, 可真下, 稗田地区 区間距離等 : 自動車専用道路, 4車線, 約4 km 計画交通量 : 15,400台/日	受理 H 9 . 5 . 20 意見書 H 10 . 2 . 2	
玉野市公共下水道玉野東処理区 下水道終末処理場建設計画	玉野市	市民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に資するため。	処理場位置 : 玉野市東野崎 計画汚水量 : 日平均7,200m ³ 計画処理人口 : 11,500人	受理 H 9 . 1 . 10 意見書 H 10 . 2 . 13	

(2) 人形峠事業所周辺に係る監視測定結果

1 連続測定結果

表 - 1 空間ガンマ線線量率

年月 測定局		平成 9 年									平成 10 年			年間値	過去の測定結果					管 理 目標値	法令値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		H 8	H 7	H 6	H 5	H 4		
人 形 峠 μ Gy / h	平均値	0.066	0.067	0.067	0.069	0.068	0.069	0.068	0.068	0.067	0.055	0.051	0.064	0.065	0.060	0.058	0.065	0.068	0.064	0.087 μ Gy / h	1mSV / 年 0.143 μ Gy / h
	最大値	0.087	0.095	0.093	0.104	0.087	0.092	0.086	0.094	0.102	0.088	0.071	0.090	0.104	0.105	0.108	0.111	0.118	0.121		
赤 和 瀬 μ Gy / h	平均値	0.053	0.054	0.052	0.053	0.052	0.052	0.052	0.052	0.051	0.040	0.034	0.047	0.049	0.048	0.044	0.046	0.050	0.047		
	最大値	0.074	0.086	0.076	0.083	0.068	0.070	0.073	0.074	0.080	0.065	0.056	0.073	0.086	0.098	0.089	0.080	0.094	0.097		
天 王 μ Gy / h	平均値	0.063	0.061	0.059	0.059	0.060	0.061	0.062	0.061	0.060	0.056	0.047	0.058	0.059	0.057	0.045	0.072	0.082	0.050		
	最大値	0.085	0.090	0.081	0.093	0.077	0.079	0.079	0.080	0.090	0.084	0.068	0.085	0.093	0.108	0.084	0.098	0.098	0.098		

(注) バックグラウンド値 人形峠局: 最大0.129 最小0.020, 赤和瀬局: 最大0.099 最小0.013 μ Gy / h

表 - 2 大気中ふっ素

年月 測定局		平成9年									平成10年			年間値	過去の測定結果					管 理	検 出
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		H 8	H 7	H 6	H 5	H 4	目標値	下限値
人 形 峠 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.54	-	0.49	0.55	0.50	3.3 10 ⁻⁴ mg/m ³	0.4 10 ⁻⁴ mg/m ³
	最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.54	ND	0.59	0.72	0.52		
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	3	2		
赤 和 瀬 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.54	-	0.53	0.69	-		
	最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.67	ND	0.63	0.69	ND		
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4	1	0		
天 王 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.46	-	0.50	0.47	-		
	最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.46	ND	0.60	0.47	ND		
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	1	0		

(注) (1) ND：検出下限値未満

(2) 出現回数：検出下限値以上の出現回数

2 サンプルング測定結果

表 - 3 空間ガンマ線線量率

測定対象	測定 地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
				平成9年度	平成8年度	平成7年度	平成6年度	平成5年度	平成4年度		
空間ガンマ線 μGy/h	6	24 24	平均値	0.086	0.075	0.076	0.086	0.085	0.091	0.087	0.143
			最大値	0.103	0.101	0.105	0.114	0.107	0.114		

(注) バックグラウンド値は測定地点により異なるが、最大0.071～0.134μGy/hである。

表 - 4 ウラン

測定対象	測定 地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値	分析 目標 レベル
				平成9年度	平成8年度	平成7年度	平成6年度	平成5年度	平成4年度			
河川水 10 ⁻³ Bq/cm ³	13	46 46	平均値	ND	ND	ND	<0.03	<0.03	<0.03	1.1	20	0.03
			最大値	ND	ND	ND	0.03	0.03	0.04			
大気浮遊じん 10 ⁻⁹ Bq/cm ³	5	10 10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.4	4	0.005
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
河底土 Bq/g(乾)	5	10 10	平均値	0.018	0.030	0.028	0.021	0.023	0.034	1.8	-	0.001
			最大値	0.028	0.041	0.060	0.044	0.054	0.127			
畑土 Bq/g(乾)	2	4 4	平均値	0.032	0.025	0.029	0.029	0.031	0.031	1.8	-	0.001
			最大値	0.046	0.036	0.061	0.037	0.038	0.042			
水田土 Bq/g(乾)	2	4 4	平均値	0.034	0.039	0.045	0.039	0.046	0.042	1.8	-	0.001
			最大値	0.048	0.054	0.061	0.054	0.059	0.052			
計	27	74/74										

(注) (1) 測定結果が計測誤差の3倍未満の場合はND(不検出)と表示する。(以下取扱いと同じ)

(2) NDを含んだデータを平均する場合は、ND=分析目標レベルとして計算し、平均値に不等号を付けて表示する。(以下取扱いと同じ)

表 - 5 ラジウム

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	法令値	分析 目標 レベル
				平成9年度	平成8年度	平成7年度	平成6年度	平成5年度	平成4年度			
河川水 10^{-5} Bq/cm^3	13	$\frac{46}{46}$	平均値 最大値	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	3.7	300	0.7
大気浮遊じん 10^{-10} Bq/cm^3	5	$\frac{10}{10}$	平均値 最大値	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	7.4	500	0.3
河底土 Bq/g (乾)	5	$\frac{10}{10}$	平均値 最大値	0.050 0.075	0.052 0.093	0.046 0.071	0.050 0.099	0.058 0.098	0.053 0.099	1.8	-	0.007
土壌	畑土 Bq/g (乾)	2 $\frac{4}{4}$	平均値 最大値	0.046 0.051	0.058 0.064	0.060 0.061	0.058 0.063	0.057 0.070	0.057 0.066	0.74	-	0.007
	水田土 Bq/g (乾)	2 $\frac{4}{4}$	平均値 最大値	0.057 0.071	0.057 0.076	0.057 0.070	0.054 0.066	0.061 0.073	0.060 0.085	0.74	-	0.007
計	27	74 / 74										

表 - 6 ふっ素

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	検出 下限値
				平成9年度	平成8年度	平成7年度	平成6年度	平成5年度	平成4年度		
河川水 mg/l	4	$\frac{4}{4}$	平均値 最大値	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	1.5	0.05
計	4	4 / 4									

表 - 7 放流水

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	法令値	分析 目標 レベル
				平成9年度	平成8年度	平成7年度	平成6年度	平成5年度	平成4年度			
ウラン 10^{-3} Bq/cm^3	1	$\frac{4}{4}$	平均値 最大値	ND ND	ND ND	ND ND	<0.04 0.05	<0.04 0.07	<0.06 0.10	-	20	0.03
ラジウム 10^{-5} Bq/cm^3	1	$\frac{4}{4}$	平均値 最大値	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	-	300	0.7
ふっ素 mg/l	1	$\frac{1}{1}$	測定値	0.08	0.06	0.09	0.07	0.06	0.07	-	15	0.05

(3) 中津河捨石堆積場に係る環境放射線等監視測定結果

表 - 8 空間ガンマ線線量率

測定対象	測 定 地点数	実施数 計画数	測定結果		過 去 の 測 定 結 果					管 理 目 標 値	法 令 値
				平成 9 年度	平成 8 年度	平成 7 年度	平成 6 年度	平成 5 年度	平成 4 年度		
空間 γ 線 μ Gy / h	2	$\frac{8}{8}$	平均値	0.078	0.069	0.067	0.076	0.077	0.083	0.087	0.143
			最大値	0.102	0.096	0.091	0.111	0.104	0.111		

(注) バックグラウンド値：0.096 μGy/h

表 - 9 ウラン

測 定 対 象	測 定 地点数	実施数 計画数	測 定 結 果	過 去 の 測 定 結 果						管 理 目標値	法令値	分 析 目 標 レ ベ ル
			平成9年度	平成8年度	平成7年度	平成6年度	平成5年度	平成4年度				
河 川 水 10 ⁻³ Bq / cm ³	3	$\frac{12}{12}$	平均値 最大値	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	1.1	20	0.03
大気浮遊じん 10 ⁻⁹ Bq / cm ³	1	$\frac{2}{2}$	平均値 最大値	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	1.4	4	0.005
河 底 土 Bq / g (乾)	2	$\frac{2}{2}$	平均値 最大値	0.010 0.010	0.011 0.011	0.012 0.012	0.016 0.018	0.017 0.020	0.012 0.014	1.8	-	0.001
計	6	16 / 16										

表 - 10 ラジウム

測 定 対 象	測 定 地点数	実施数 計画数	測 定 結 果		過 去 の 測 定 結 果						管 理 目標値	法令値	分 析 目標 レベル
			平成9年度	平成8年度	平成7年度	平成6年度	平成5年度	平成4年度					
河 川 水 10 ⁻⁵ Bq / cm ³	3	$\frac{12}{12}$	平均値 最大値	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	3.7	300	0.7	
大気浮遊じん 10 ⁻¹⁰ Bq / cm ³	1	$\frac{2}{2}$	平均値 最大値	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	7.4	500	0.3	
河 底 土 Bq / g (乾)	2	$\frac{2}{2}$	平均値 最大値	0.046 0.048	0.038 0.041	0.028 0.035	0.044 0.054	0.044 0.046	0.042 0.044	1.8	-	0.007	
計	6	16 / 16											

表 - 11 大気中ラドン

測 定 対 象		測 定 地 点	実施数	測 定 結 果		年 平 均 値	分析目標 レ ベ ル
			計画数		平成 9 年度	平成 8 年度	
大気中 ラドン Bq / m ³	堆積場 周辺	堆 積 場 口	4	平均値	23	24	0.6
			4	最大値	31		
	民 家	4	平均値	12	11		
		4	最大値	14			
	対 照 地 点	上 斎 原 村	4	平均値	16	15	
			4	最大値	19		
		備 前 市	3	平均値	11	10	
			4	最大値	12		
		美 作 町	4	平均値	15	14	
			4	最大値	20		
		新 見 市	4	平均値	15	14	
			4	最大値	19		
	岡 山 市	4	平均値	10	8		
		4	最大値	12			

(注) 測定方法：CR法

(4) 回収ウラン転換実用化試験に係る環境放射線等監視測定結果

表 - 12 プルトニウム (239 + 240) 測定結果

測定対象		測定地点名	監視測定結果		過去の測定結果						分析目標レベル	
			平成9年度		監視測定				事前調査			
			下期	上期	平成8年度 下期	平成8年度 上期	平成7年度 下期	平成7年度 上期	平成6年度 下期	平成6年度 上期		平成5年度 下期
人形峠事業所周辺	大気浮遊じん mBq / m ³	天王	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002
		赤和瀬	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	河川水 mBq / ℓ	池河川上流	0.012	0.007	0.012	0.018	ND	ND	ND	ND	ND	0.02
		池河川中流	0.01	ND	ND	0.018	ND	ND	0.016	ND	ND	
	畑土 Bq / kg乾	天王	0.65	0.92(0.028)	0.67(0.023)	0.69	0.73	0.55	0.89	0.89	0.082	0.04
		赤和瀬	0.61(0.027)	0.35(0.022)	0.63	0.67	0.45	0.64(0.029)	0.52	0.32	0.052	
	水田土 Bq / kg乾	天王	0.28(0.015)	-	0.49	-	0.48	-	0.55	0.26	-	
		赤和瀬	0.32	-	0.46	-	0.49	-	0.36	0.51	-	
	野菜 Bq / kg生	天王	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004
		赤和瀬	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	精米 Bq / kg生	天王	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	
		赤和瀬	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	
	淡水魚 Bq / kg生	奥津以北	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	

(注) () 内は検出されたプルトニウム²³⁸の値

プルトニウム (239 + 240) 対照地域測定結果 (参考)

測定対象		測定地点名	事前調査結果		分析目標レベル
			平成6年度 上期	平成5年度 下期	
対照地域	河川水 mBq / ℓ	旭川中流	ND	ND	0.02
		久世町			
	畑土 Bq / kg乾	八束村	0.45	0.23	0.04
		久世町	0.53	0.59	
		玉野市	0.24	0.20	
	水田土 Bq / kg乾	八束村	0.50	-	
		久世町	0.24	-	
		玉野市	0.13	-	
	野菜 Bq / kg生	八束村	ND	ND	0.004
		久世町	ND	ND	
		玉野市	ND	ND	
	精米 Bq / kg生	八束村	-	ND	
		久世町	-	ND	
		玉野市	-	ND	
	淡水魚 Bq / kg生	奥津以北	-	ND	

(5) 管理目標値

項 目	管 理 目 標 値	備 考
排 水	管理区域における数値 (3.7) 全α線又は全β線 22×10^{-3} Bq/cm ³ ウ ラ ン 2.2×10^{-3} Bq/cm ³ ラ ジ ウ ム 1.8×10^{-3} Bq/cm ³ フ ツ 素 $8 \sim 10$ mg/ℓ	→ 排出時の測定毎の濃度 → 3月間についての平均濃度
排 気	管理区域における数値 (3.7) 全α線 7.4×10^{-9} Bq/cm ³ ウ ラ ン 1.8×10^{-9} Bq/cm ³ ラ ジ ウ ム 3.7×10^{-9} Bq/cm ³ フ ツ 素 3.3×10^{-4} mg/m ³	→ 1月間についての平均濃度 → 3月間についての平均濃度
河 川 水	敷地境界における数値 ウ ラ ン 1.1×10^{-3} Bq/cm ³ ラ ジ ウ ム 3.7×10^{-5} Bq/cm ³ フ ツ 素 1.5 mg/ℓ	→ 測定毎の濃度
大気ダスト	敷地境界における数値 ウ ラ ン 1.4×10^{-9} Bq/cm ³ ラ ジ ウ ム 7.4×10^{-10} Bq/cm ³ フ ツ 素 3.3×10^{-4} mg/m ³	→ 測定毎の濃度
土 壌	河底土 ウ ラ ン 1.8 Bq/g ラ ジ ウ ム 1.8 Bq/g 畑土、水田土 ウ ラ ン 1.8 Bq/g ラ ジ ウ ム 0.74 Bq/g	→ 測定毎の濃度 → 測定毎の濃度
空間線量率	敷地空間における空間線量率 γ 線 0.087 μGy/時	→ 3月間毎の線量率

(注)()内は、ウラン濃縮工場に係る数値

管理目標値は、県、上斎原村、動燃の3者で締結している「環境保全協定」の中で定めており、原子炉等規制法、鉱山保安法、水質汚濁防止法による規制値より厳しい値としている。

また、管理目標値には、自然の放射線（バックグラウンド）は含まれず、事業活動に起因する放射線を対象としている。

9 環境用語の解説

あ～	I S O 14000 シリーズ	国際的な標準規格を制定、普及促進させる機関である I S O（国際標準化機構）が定めた、企業などの環境マネジメントシステムや環境監査に関する規格の総称。各企業が環境保全に向けた自己管理に取り組んでいく指標として定められた。環境への取り組みが企業の社会的評価につながることで、省資源・省エネ、リサイクル等が中・長期的にはコストダウンにつながるなどから、I S O 14000 シリーズの認証取得企業が増えている。
	愛鳥週間	5月10日から16日の1週間。この時期がちょうど野鳥の繁殖期間に当たるため、この週間行事を通じて愛鳥の精神を普及しようとするもの。
	青潮	リン、窒素などの栄養塩類によって海水が 富栄養化 (→)し、プランクトンが大量発生することがある。このプランクトンの大量発生により底層に貧酸素水塊ができ、それが風などによって岸近くの水の表面に移動し、青色ないし白濁色を呈する現象を青潮という。青潮の発生により、アサリなどが死滅することがある。→ 赤潮
	赤潮	海域における 富栄養化 (→)現象のひとつで、海中のプランクトンの異常増殖により、海面が赤色や赤褐色に変わる現象。夏期に発生しやすく、魚介類のえらをつまらせたり酸欠状態にさせるため、漁業被害が起こる。→ 青潮
	悪臭	だれからも嫌われる臭いのことで、主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼす。典型7公害の一つとされ、悪臭防止法に基づき規制が行われている。→ 公害
	アジェンダ 21	1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された 地球サミット (→)において採択された、21世紀に向けての持続可能な開発のための人類の行動計画。この中では、政府をはじめとするさまざまな社会構成主体が、21世紀に向けてともに連携しつつ着実に実施していくべき課題が具体的に掲げられている。→ ローカルアジェンダ21
	預かり金払い戻し制度(デポジット)	商品等の販売の際に預かり金(デポジット)を料金に上乗せし、消費者が小売店等に商品容器を返却した場合に預かり金を払い戻す制度のこと。消費者に経済的負担を負わせることによって、空き缶や空き瓶の散乱を防止し、環境の保全と資源回収を進めることを目標としている。
い～	アスベスト	石綿とも呼ばれる天然の繊維状鉱物。不燃性で断熱や吸音に優れているため、建築物や自動車のブレーキライニングなどに使われてきたが、発がん性があることから近年ではその使用は控えられている。しかし、古い建築物の解体工事などに伴う粉じんが問題となるため、大気汚染防止法で規制が行われている。
	硫黄酸化物 (SO _x)	石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃えることにより発生する二酸化硫黄(SO ₂)、三酸化硫黄(SO ₃)、硫酸ミストなどの総称。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、ぜんそくなどを引き起こす。また、 酸性雨 (→)の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき 環境基準 (→)が定められている。また、大気汚染防止法では排出基準を定め、更に総量規制も実施している。→ 公害、大気汚染、窒素酸化物
	一酸化炭素 (CO)	炭素を含む燃料が不完全燃焼することにより発生し、主な排出源は自動車である。血液中のヘモグロビンと結合する性質が強く、酸素を運搬する機能を阻害するため、頭痛、耳鳴り、吐き気等を引き起こす。濃度が高いと生命が危険となる。
う～	一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。→ 産業廃棄物
	ウィーン条約	1985年3月、オーストリアのウィーンにおいて採択された条約で、正式には「オゾン層保護のためのウィーン条約」という。国際的に協調して オゾン層 (→)やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、各国が適切と考える対策を行うこと等を定めている。
え～	エコマーク	消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準とするため、環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にマークをつけることが許される。

お～	岡山県環境保全基金	環境保全のための普及啓発事業や、潤いとやすらぎのある快適な環境づくりを進めるため、平成元年度に設けられた基金。基金額は約10億円で、運用収益（利息）により環境保全の普及促進事業や廃棄物の適正処理の推進、自然公園内の違反行為の監視等を実施している。
	岡山県環境基本計画	岡山県の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、 岡山県環境基本条例 (→)第10条に基づき知事が定める計画。計画は、平成10年3月に策定され、岡山県環境基本条例の基本理念の実現を目指して、2010年までの長期的な目標と施策の大綱を示している。
	岡山県環境基本条例	岡山県の環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例。平成8年10月1日に制定され、平成9年4月1日から施行された。条例では、環境保全に関する基本理念を提示するとともに、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項等を定めている。→ 岡山県環境基本計画、岡山県環境白書、岡山県環境保全委員会
	岡山県環境審議会	環境基本法及び水質汚濁防止法に基づいて設置された審議会で、学識経験者及び関係機関職員40人以内で構成される。審議会では、県の環境の保全に関して基本的事項を調査審議することとなっている。→ 中央環境審議会
	岡山県環境白書	岡山県環境基本条例 (→)第8条に基づき、岡山県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにするため、知事が毎年作成し公表する文書。
	岡山県環境保全委員会	岡山県附属機関条例に基づき設置された委員会。学識経験者8人以内で構成される。県民参加のもとに環境の保全を図るため、 岡山県環境基本条例 (→)第25条に基づき、県民や県内の団体等は岡山県環境保全委員会に対し知事等の行う環境保全施策に関する提言を行うことができる。委員会は提言内容を調査審議し、必要があるときは知事等に対し意見書を提出することとしている。
	オゾン層	成層圏に存在するオゾン(O ₃)の層。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。このオゾン層がフロン、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素などの化学物質によって破壊されている。オゾン層の破壊により増加する紫外線は、白内障、皮膚ガンの増加、皮膚免疫機能の低下など、人間の健康に大きな悪影響を及ぼす。また、植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害が起きる。→ ウィーン条約、地球環境問題、特定フロン、代替フロン
	温室効果ガス	太陽から流れ込む日射エネルギーを吸収して加熱された地表面は赤外線放射をするが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼ぶ。人間活動の活発化に伴い温室効果ガスの濃度が上昇しており、地球の温暖化が懸念されている。1997年12月に開催された気候変動枠組み条約第三回締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）で、 二酸化炭素 (→)、メタン、亜酸化窒素、 代替フロン (→)であるハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質の排出削減目標が定められた。→ 気候変動枠組み条約、地球温暖化
か～	化学的酸素要求量(COD)	水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。→ 水質汚濁、生物化学的酸素要求量(BOD)、富栄養化
	合併処理浄化槽	生活排水のうち尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。 水質汚濁 (→)の原因として 生活排水 (→)の寄与が大きくなっており、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水道の整備等と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。
	環境影響評価(環境アセスメント)	事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。
	環境家計簿	通常の家計簿が金銭の出入りを通じて家庭の活動を把握し、記録するのと同じように、家庭における環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を把握し、記録する家計簿。自分の生活を点検し、環境との関わりを再確認するための有効な試みであり、市民の手によって広がりつつある。

か～	環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、 振動 (→)、 悪臭 (→)及び 地盤沈下 (→)を除く 大気汚染 (→)、 水質汚濁 (→)、 土壌汚染 (→)及び 騒音 (→)の4つについて環境基準が定められている。→ 公害、要請限度
	環境基本法	環境の保全に関し、国の政策の基本的な方向を示した法律で、平成5年11月に制定された。環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の役割、基本的な政策の方向などを示している。→ 中央環境審議会
	環境教育	かつての産業型公害が一定の改善を見たにもかかわらず、都市・生活型公害や 地球環境問題 (→)が顕在化してきた原因は、大量消費型となってしまった私たちの生活様式による面も大きい。こうした状況に対応するためには、従来の規制行政に加え、私たち一人ひとりが環境に配慮した生活や行動に心がけることが必要である。そのため、人間と環境との関わりについての学習、すなわち「環境教育」の推進が重要となっている。
	環境月間	環境基本法で6月5日が環境の日とされているが、この日を含む6月中を環境月間とし、国、県、市町村、民間団体などによって各種普及啓発事業が行われている。岡山県でも「環境月間のつどい」における環境保全に功労のあった人の表彰や低公害車の展示など、さまざまな行事を実施している。
	環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法や岡山県環境基本条例では、環境への負荷とは「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。
き～	帰化植物	本来我が国には生育していなかった植物で、人によって持ち込まれ、野生の状態で生育するようになったものをいう。大昔にイネと共に南方から入って来たもの(タウコギやカヤツリグサなど)や、稲作以降中国大陸を経由して入った作物に伴って侵入したもの(ミミナグサやナズナなど)も多いが、近世以降の貿易の拡大に伴い、輸入貨物に紛れ込んで多くの植物が入り込み(ヒメムカシヨモギやセイタカアワダチソウなど)、在来種を圧迫している例も多い。
	気候変動枠組み条約	正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、大気中の 温室効果ガス (→)の濃度を安定させることを究極的な目的とした条約。1992年5月9日に採択され、1994年3月に発効した。1997年12月に京都で第三回締約国会議(COP3)が開催され、温室効果ガスの排出削減目標が定められた。→ 地球温暖化
	近隣騒音	飲食店などの営業騒音、カラオケや拡声器の騒音、家庭のピアノ、クーラーからの音やベットの鳴き声などの生活騒音のこと。行政に寄せられる騒音苦情のうち、工場・事業場からの騒音はその数が減少傾向にあるが、それに対して近隣騒音は増加傾向にある。こうした近隣騒音は、騒音の発生量としては比較的小さく限られた近隣の生活者にだけ影響を与える場合が多いこと、被害感が近隣とのつきあいの程度にも左右されるとともに、一人ひとりが場合によっては加害者にも被害者にもなりうるといった特徴を持っている。→ 公害、騒音
く～	グリーン購入	環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。製品やサービスの選択に当たっては、資源の採取から廃棄までのすべての製品ライフサイクルにおいて環境負荷が小さいこと、環境保全に積極的な事業者により提供されること、などを重視する必要がある。→ エコマーク
け～	下水処理	市街地の雨水などとともに家庭や工場・事業場から生じる汚水を排除し、処理した上で河川などへ放流すること。汚水は、沈澱池で細かな土砂や比較的重い浮遊物を分離し、ばっ気槽で微生物の働きによって汚水中の有機物を分解する。処理した後の水は、塩素などで消毒されて放流される。→ 合併処理浄化槽、公共下水道普及率、生活排水

こ～	公害	戦後、我が国は目ざましい高度成長を遂げたが、その一方で昭和30年代中ごろから人の健康に著しい被害を及ぼす公害が各地で発生し、大きな社会問題となった。深刻な状況を受けて昭和42年公害対策基本法が制定され、以降、公害を防止、規制する措置がとられてきた。現在では、工場、事業場などの経済活動を原因とする産業型公害に加え、都市化や生活様式の変化が原因となる都市・生活型公害が大きな問題となっている。なお、 大気汚染 (→)、 水質汚濁 (→)、 土壌汚染 (→)、 騒音 (→)、 振動 (→)、 地盤沈下 (→)、 悪臭 (→)が、典型7公害と呼ばれている。
	公害防止管理者	工場における公害防止体制を整備するため、昭和47年9月から特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者の選任が義務付けられている。平成5年3月末現在、全国約2万の特定工場において、公害防止統括者(代理人を含む)は約2万4千人、公害防止管理者等(代理人を含む)は約4万人が設置されている。
	公害防止計画	公害が著しい地域や、今後人口や産業の急速な集中が予想されるなど公害が著しくなるおそれのある地域について、公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定される計画。県内では「岡山・倉敷地域」と「備後地域」で計画が策定され、公害の防止に関する事業や施策が集中的に実施されている。
	光化学オキシダント	工場や自動車から排出される 炭化水素 や 窒素酸化物 (→)が、太陽の強い紫外線的作用を受けて生成された酸化性物質(オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、アルデヒドなど)の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などへも影響を与える。光化学オキシダントによりできたスモッグを光化学スモッグという。光化学スモッグの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日差しや気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。→ 大気汚染
	公共下水道普及率	行政区画人口に対する、公共下水道による処理区域人口の割合のこと。→ 合併処理浄化槽 、 下水処理
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、海域などの公共の用に供される水域と、これに接続する水路などのこと。水質汚濁に関する 環境基準 (→)は公共用水域を対象としており、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については排水基準が適用される。
	航空機騒音対策	航空機騒音は、騒音レベルが高い上に影響の及ぶ範囲も広い。航空機による騒音公害を防止する目標として 環境基準 (→)が設定されており、これを達成するために、発生源対策や周辺地域の整備などの対策がとられている。
	コージェネレーション	発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは最大80%まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。
	国際環境協力	開発途上国等では、 熱帯林の減少 (→)、 砂漠化 (→)、 野生生物種の減少 (→)など、人口の増大や環境資源の不適切な管理などに起因する環境問題のほか、都市化及び工業化の進展により、かつて我が国が経験したような公害問題に直面している。こうした問題の影響は1国だけにとどまらず、地球環境悪化の大きな要因ともなっている。この解決には、途上国自身の自助努力のほか、先進諸国及び国際機関からの技術的、経済的援助が必要である。岡山県でも、専門家の派遣、研修員の受入れなどを通じて、環境協力に積極的に取り組んでいる。→ 地球環境問題
	国際環境法	環境保護を目的とする国際社会における国家の行動についての法的な規範のこと。多数国間の条約や二国間の協定のほか、慣習法などがこれに含まれる。 オゾン層 (→)の保護のための ウィーン条約 (→)や 気候変動枠組み条約 (→)といったものが代表例として挙げられる。
	国連環境計画(UNEP)	1972年に開催された 国連人間環境会議 (→)で採択された人間環境宣言及び国連国際行動計画を実施に移すため設立された機関。既存の国連諸機関が実施している環境に関する活動を総合的に調整管理するとともに、まだ着手していない環境問題に関して触媒的機能を果たしていくことを目的とする。UNEPは、 ウィーン条約 (→)、 モントリオール議定書 (→)の締結をはじめ、 地球温暖化 (→)防止、有害廃棄物の越境移動、 砂漠化 (→)、 熱帯林保護 などの 地球環境問題 (→)に中心となって取り組んでいる。

こ～	国連人間環境会議（ストックホルム会議）	「かけがえのない地球」をキャッチフレーズとして、1972年6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された国際会議。この会議の背景となったのは、この会議において、先進工業国における環境問題については経済成長から環境保護への転換が、また開発途上国における環境問題については開発の推進と援助の増強が重要であることを明らかにした。また、「人間環境宣言」を採択するとともに、 国連環境計画 （→）の設立をはじめ多くの決議・条約が締結された。
	固定発生源	大気汚染の発生源のうち、工場、事業場のように移動性のないものを指す。これに対して、自動車、船舶、航空機などは移動発生源と呼ばれる。工場・事業場については、大気汚染防止法に基づき、 排出基準 （→）の設定や総量規制等の規制が行われている。→ 大気汚染
さ～	最終処分場	廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立などにより処分される。廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の三つのタイプに分けられる。→ 産業廃棄物 、 マニフェスト
	砂漠化	砂漠化地域は毎年600万haの割合で増加している。原因としては、草地の再生能力を超えた家畜の放牧や、休耕期間の短縮などによる地力の低下、木材の過剰な伐採、不適切なかんがいによる農地の塩分濃度の上昇など、人間活動に起因するものも多い。砂漠化防止のため、1977年の国連砂漠化防止会議において砂漠化防止行動計画が採択され、94年には砂漠化防止条約が採択された。我が国では、砂漠化の実態の観測・監視やメカニズム解明に関する調査研究、植林事業の推進や乾燥地農業の指導などにより、砂漠化対策に貢献している。→ 国際環境協力 、 地球環境問題
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じたごみのうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものが多いことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規制されている。→ 一般廃棄物 、 最終処分場 、 マニフェスト
	酸性雨	化石燃料などの燃焼で生じる 硫黄酸化物 （→）や 窒素酸化物 （→）などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨のこと。通常pH5.6以下のものをいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた問題となっている。我が国でも、全国的に年平均値でpH4台の降水が観測されている。我が国では、今のところ生態系への明確な影響は顕在化していないが、影響を受けやすい湖沼や土壌の存在が確認されており、今後も酸性雨が降り続くとすれば将来影響が現れる可能性がある。→ 地球環境問題
し～	自然公園	世界で最初の自然公園はアメリカのイエローストーン国立公園で、自然の優れた風景地を保護するとともに、施設を整備して国民の保健、休養などに役立たせようという思想は、各国に大きな影響を与えた。我が国では昭和6年に国立公園法が制定され、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和32年からは自然公園法と名が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。
	地盤沈下	軟弱な地盤の地域で地下水を過剰に汲み上げることにより、地面が沈下する現象のこと。典型7公害のひとつとされている。地盤沈下の特徴としては、進行が緩慢なこと、一度沈下すると復元が難しいこと、水害・震災など他の災害を助長すること等がある。高度成長期に地下水の需要が増大したことから、大都市、工業都市を中心に地盤沈下が多発した。なお、岡山県内では今までのところ顕著な被害は確認されていない。→ 公害
	循環型社会	大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、 環境負荷 （→）を極力低減するシステムを持つ社会を循環型社会と呼ぶ。現在の環境を保全するとともに、私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題のひとつである。→ リサイクル

し～	新幹線鉄道騒音・振動	新幹線鉄道の運行に伴い発生する騒音及び振動のこと。新幹線は、高速大量輸送機関として重要な役割を果たしている反面、沿線地域での騒音振動問題も発生している。新幹線鉄道の騒音対策の目標として「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が設定されている。また、振動対策については、環境庁長官から運輸大臣に対して「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」という勧告がなされている。ＪＲでは、環境基準と勧告を受けて新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱を定め、発生源対策と沿線地域での障害防止対策を進めている。
	振動	工場などの事業活動や建設作業、交通機関の運行などにより起こる地表面の揺れのこと。建物を振動させて物的被害を与えたり、私たちの日常生活に影響を与える場合は 公害 (→)となる。振動の伝わる距離は、例外的なものを除くと、振動源から100m以内、多くの場合10m～20m程度である。振動による影響を防止するため必要な措置を定めた振動規制法では、鉛直振動(上下方向の振動)について規制がなされている。
す～	水質汚濁	河川、湖沼、海域などの水域の水質が悪化すること。水質の汚濁については 環境基準 (→)が定められており、その達成に向けて水質汚濁防止法等に基づき対策が進められている。
せ～	生活排水	調理、洗濯、入浴、し尿など、日常生活に伴いに排出される排水のこと(このうち、し尿を除く生活排水を「生活雑排水」という。)。こうした有機物質、窒素、りんを多く含む排水が河川、湖沼、海洋に流入すると、その水系の自然浄化能力を超えて 富栄養化 (→)状態となる。このため、 アオコ や 赤潮 (→)が発生して魚類や藻類を死滅させたりする。産業排水については今までの規制、取締りの結果、改善されつつあるが、生活排水については対策が進まず、特に湖沼、湾など 閉鎖系水域 (→)の水質汚染がひどいため、平成2年水質汚濁防止法が改正され、生活排水対策の総合的推進に関し規定が設けられた。これにより、下水道の整備や、し尿と台所等の雑排水を一緒に処理する 合併処理浄化槽 (→)の設置促進などの対策が進められている。→ 下水処理 、 公害 、 水質汚濁
	政府開発援助(ODA)	開発途上国への公的資金のうち、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会の定めた要件を満たすもの。その条件は、政府ないし政府の実施機関によって供与されるもの、開発途上国の経済発展や福祉の向上に寄与することを主な目的とするもの、資金協力の供与条件が開発途上国にとって重い負担とならぬよう無償部分が一定割合以上のものである。ODAは贈与・無償資金協力、技術援助、国連諸機関・国際金融機関などへの出資・拠出及び政府借款で構成されている。→ 国際環境協力
	生物化学的酸素要求量(BOD)	水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。→ 化学的酸素要求量(COD) 、 水質汚濁 、 富栄養化
	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は1993年5月に批准している。
	生物濃縮	生物が外界から取り込んだ物質を体内に高濃度で蓄積する現象のこと。動物には餌にするものと餌にされるものがあり(食物連鎖)蓄積性のある物質が食物連鎖により生物濃縮を起こす。例えば、DDT、BHC、有機水銀などの化学物質が蓄積された魚を人間が食べることにより、人間の体内にそれらの物質が自然状態の数千倍から数万倍にまで濃縮され、生体に悪影響を与えることがある。具体例として、熊本県の有機水銀による水俣病などがある。
	石油代替エネルギー	我が国は石油資源のほとんどを海外に依存しているため、石油ショック以降、石油に替わるエネルギーの研究が進められてきた。通商産業省が進めている「サンシャイン計画」では石炭ガス化・液化技術、水素の製造・利用技術から、太陽エネルギー及び地熱エネルギーといった自然エネルギーの利用技術まで幅広い方面で新しいエネルギー技術の研究開発が行われている。また、地球温暖化対策の見地から、石油よりもクリーンなエネルギーへの転換が求められている。

せ～	瀬戸内海環境保全審議会	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づいて設置された審議会。内閣総理大臣が任命する学識経験者 ³⁴ 人以内で構成されている。この審議会は、環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、瀬戸内海の環境の保全に関する重要事項の調査審議等を行う。
	ゼロ・エミッション	製品の製造過程で発生する廃棄物等を リサイクル (→)したり、他の産業の原料として活用することにより、最終的に廃棄物をゼロにすること。 循環型社会 (→)における産業活動のモデルとして取り組みが広がりつつある。
そ～	騒音	睡眠を妨げたり会話を妨害するなど、生活環境を損なう「好ましくない音」「ないほうがよい音」のこと。騒音は、航空機騒音などの特別な場合を除いて伝わる距離は小さく、音源から数100mを超えることはまれである。騒音の発生源は多種多様であり、工場及び事業場、建設作業、各種交通機関等からの騒音のほか、飲食店等の深夜営業に伴う騒音、拡声器による騒音、クーラーなどによる生活騒音等、様々な騒音が発生している。騒音による公害を防止するため環境基準が設定され、騒音規制法等に基づいて対策が進められている。→ 近隣騒音、公害
	ソーラーカー	太陽電池で発電した電気を使って走る 電気自動車 (→)のこと。通常の電気自動車では、発電所で作った電気をバッテリーに充電して走るため、火力発電の場合は間接的に排出ガスを出していることになる。これに対し、ソーラーカーは発電のときも排気ガスが出ないが、安くて性能の良い 太陽電池 (→)を開発することが課題になっている。
	ソフトエネルギー	石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料や原子力を利用したエネルギーに対し、太陽エネルギーや地熱、風力、波力などの自然のエネルギーをソフトエネルギーという。環境への影響が小さく、無限に利用可能であるが、気象などに左右されるうえ、効率よく取り出すことが難しいという性質がある。→ 石油代替エネルギー
た～	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持つといわれ、ベトナム戦争の時に使用された枯葉剤に微量含まれていたために、その後多くの奇形児が生まれる原因になったと考えられている。ごみ焼却施設などからの発生が問題となっている。
	大気汚染	代表的な汚染物質としては、 硫黄酸化物 (→)、 窒素酸化物 (→)、 一酸化炭素 (→)、 浮遊粒子状物質 (→)、 光化学オキシダント (→)などがあげられる。我が国では、1960年ごろから三重県四日市や倉敷市水島でコンビナートからの硫黄酸化物による大気汚染が問題となった。このため、大気汚染防止法による排出規制と、公害健康被害の補償等に関する法律による被害者の救済がなされている。近年は、 有害化学物質 (→)の排出抑制対策も推進されている。→ 公害
	代替フロン	オゾン層 (→)を破壊する 特定フロン (→)の代替品のこと。第4回 モントリオール議定書 (→)締約国会議で、先進国では1996年までに特定フロンを全廃することが決まり、フロンガスの代替品とフロンガスの分解技術に関する研究が進められている。特定フロン代替品としてはハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボンなどがあるが、これらの物質については 温室効果ガス (→)のひとつであり、 地球温暖化 (→)防止の観点から排出削減の対象となっている。
	太陽電池	シリコン半導体を利用して太陽光から電気エネルギーを得る装置のこと。発電過程で公害を発生させることがなく、無尽蔵な発電方法として注目を浴びている。石油ショック以降急速に技術開発が進み、現在では腕時計や電卓などのほか道路標識や街路灯などの電源にも使われている。しかし、大規模な発電を行うには、さらに高効率、低価格化の必要がある。→ 石油代替エネルギー、ソフトエネルギー、ソーラーカー
	炭素税	地球温暖化 (→)防止のため、 温室効果ガス (→)のひとつである二酸化炭素の排出に対し税金又は課徴金を課し、その財源は環境保護や新エネルギー開発等に活用するというもの。経済的手段により二酸化炭素排出量の削減を図るもので、オランダやスウェーデンでは既に施行されている。
ち～	地球温暖化	二酸化炭素 (→)、メタン、フロン、亜酸化窒素などの 温室効果ガス (→)の排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。現在の大気は、産業革命前と比べ2割以上多くの二酸化炭素が含まれているといわれ、今後こうした傾向が続いていくと、100年後には地表の平均気温は約2程度上昇すると予測されている。→ 地球環境問題

ち～	地球環境問題	影響・被害が国境を越え、ひいては地球規模に至る環境問題、又はその解決のために国際的な取り組みが必要とされる環境問題のこと。通常地球環境問題としては、 地球温暖化 (→)、 オゾン層 (→)の破壊、 酸性雨 (→)、 熱帯林の減少 (→)、 砂漠化 (→)、野生生物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題の9つの事象が挙げられる。→ 国際環境協力
	地球サミット (環境と開発に関する国連会議、UNCED)	1992年6月ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議で、国連環境開発会議とも称する。この会議には約180か国が参加し、100か国以上の元首、首脳が自ら出席するなど、史上かつてない大規模な会議となった。この会議では気候変動枠組み条約と生物多様性条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21及び森林原則声明などの重要な文書も合意された。→ アジェンダ21
	窒素酸化物 (NO _x)	物が燃える際に、空気中の窒素や物の中に含まれる窒素分が酸素と結合して発生する物質。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどで燃料が燃える際に一酸化窒素(NO)が発生し、これがさらに酸化されて二酸化窒素(NO ₂)となる。通常、一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物(NO _x)と呼ぶ。窒素酸化物は、直接人の健康に影響を与えると同時に、太陽光に含まれる紫外線により光化学反応を起こし、 光化学オキシダント (→)を生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。→ 硫黄酸化物、公害、大気汚染
	中央環境審議会	環境基本法に基づいて設置された審議会。内閣総理大臣が任命する学識経験者の委員80人以内で構成され、環境の保全に関する基本的事項、重要事項の調査審議等を行う。→ 岡山県環境審議会
て～	低公害車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車のこと。 ソーラーカー (→)、 電気自動車 (→)、 メタノール自動車 (→)、 天然ガス自動車 (→)、 ハイブリッド自動車 (→)などをいう。 地球温暖化 (→)対策や都市部での 大気汚染 (→)対策の一つとして期待されているが、今後の普及のためには、価格面や性能面で一層の向上が課題となっている。岡山県では、公用車への電気自動車導入や、環境月間行事で低公害車の展示を行うなど、普及に努めている。→ 石油代替エネルギー
	電気自動車 (EV)	バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。排気ガスを出さず、騒音も少ないため、地球にやさしい自動車として普及が図られている。速度や走行距離などの性能面や価格面でまだ一般のガソリン車に劣るが、近年の技術革新により飛躍的に改善されつつある。米国カリフォルニア州では、各自動車メーカーが販売する自動車の一定割合を無公害車にすることを義務づける方向が明らかにされたため、日本でも一層の研究開発が進められている。→ ソーラーカー、大気汚染、低公害車
	天然ガス自動車	天然ガスを圧縮して積み込み、エンジンに吹き込んで燃やす自動車。ガソリン車のエンジンがほぼそのまま使え、走行性能はガソリン車並みで黒煙を全く出さず、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない 低公害車 (→)である。現在、イタリアやロシアなど天然ガスが多く産出される国々で約70万台の天然ガス自動車が使われている。日本でも、各種の天然ガス自動車の開発や試作が進められている。→ 大気汚染
と～	特定フロン (クロロフルオロカーボン、CFC)	炭素、フッ素及び塩素からなる物質で、洗浄剤、冷却剤、発泡剤、噴射剤などとして広く使用されてきた。化学的に安定な物質であるため、大気中に放出してもほとんど分解されずに成層圏に達する。成層圏では、太陽からの強い紫外線をあびて分解し、放出された塩素原子が触媒となって オゾン層 (→)を破壊するといわれている。また、温室効果も高いため、 地球温暖化 (→)の原因となる。 モントリオール議定書 (→)により、先進国では1996年に全廃しているが、すでに製造されているエアコンや冷蔵庫などを廃棄する際、機器の中に充填されているフロンを回収することが課題となっている。→ 代替フロン
	土壌汚染	化学物質や重金属が自然の浄化能力を超えて過剰に土壌へ入ると、土壌や地下水を汚染し、人間や動物の健康を害したり植物を枯らすなどの 公害 (→)を引き起こすことになる。近年、工業技術の進歩により多様な化学物質が使用されるようになり、土壌汚染を含めて様々な環境汚染が新たな問題として注目されている。土壌汚染については、平成3年にカドミウム等10項目について、平成6年には トリクロロエチレン (→)等15項目について 環境基準 (→)が設定された。

と～	土壌侵食	土壌流出ともいい、雨や風の作用で表土が流されてしまうこと。これによって養分の多く含まれた耕土が失われ作物の栽培が困難になったり、下流では水路や貯水池に土壌が堆積して取水が困難になったり洪水の原因となったりする。現在、開発途上国を中心に森林の伐採や無理な耕作により大規模な土壌侵食が問題となっている。→ 砂漠化
	トリクロロエチレン	有機塩素系の化学物質でトリクレンとも呼ばれる。常温では液体で、いろいろな有機物質を溶かす力が強いので、工場や事業所などで油分や繊維製品のよごれを落とす目的で使われている。しかし、トリクロロエチレンは肝臓や腎臓に障害を及ぼしたり発がん性があるため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づき規制が行われている。→ 水質汚濁、大気汚染
な～	ナショナル・トラスト	貴重な動植物の生息地などを、寄付金などをもとに住民自らの手で買い取って保全していこうとする自然保護活動のこと。イギリスがこの活動の発祥の地とされ、現在では世界各国に広がっている。我が国でもこうした活動を推進するため、税制上の優遇措置(所得税、法人税、相続税、固定資産税、不動産取得税関係)が講じられている。
に～	二酸化炭素(CO ₂)	炭素を含んだ物質が燃えることによって発生する気体。近年、石油、石炭などの化石燃料の消費が増加したことから、二酸化炭素発生も増加している。二酸化炭素は、 地球温暖化 (→)の主因とされる温室効果ガスのひとつであることから、各国が協調して排出の抑制に努めることが求められている。また、二酸化炭素を分離・回収して深海や地中などに貯蔵したり、化学的に変換して再利用するといった二酸化炭素固定といわれる技術の研究も進められている。→ MtC
ね～	熱帯林の減少	熱帯地域に分布する森林が、過度な焼畑耕作、燃料としての過剰採取、放牧地や農地への転用、不適切な商業伐採などにより減少している。熱帯多雨林域の高温多湿な気候は、地球上で最も種の多様性に富んだ生態系となっており、地球上の生物種の半数がそこに生息するといわれている。また、熱帯林は大気の浄化や二酸化炭素の吸収、酸素の供給などにも大きな役割を果たしており、熱帯林の保全に国際的な取り組みが必要となっている。→ 地球環境問題
	燃料電池	水の電気分解と逆の工程で、水素と酸素を化学的に反応させて水とともに電気を取り出すシステム。排出ガスがきわめてクリーンで、発電効率も高く、発電の際に発生する排熱が給湯・暖房などに利用できるため、 地球温暖化 (→)防止や大都市における大気汚染対策として、都市部での コージェネレーション (→)・システムと組み合わせた利用が期待されている。通商産業省の「ムーンライト計画」の重点開発項目として取上げられ、現在、国内では1万KWのものが運転されているが、その性能向上、普及推進が求められている。→ 石油代替エネルギー
の～	農業汚染	農業は、農産物や樹木などに対して使用されるため、食品中に残留したり、肉類や乳製品に濃縮されたりすることによって、健康に影響を及ぼす可能性がある。このため我が国では農業取締法や食品衛生法により、製造・販売や使用を適正に行うよう規制している。→ 生物濃縮
は～	バイオテクノロジー	有用な生物を育種したり生体関連物質を利用したりする技術のこと。生命技術、生命工学ともいう。遺伝子を組み替えて生活に役立つ物質を造り出す技術や、異なる種類の細胞を融合させて新たな生物を造り出す技術などのほか、ポプラなどの樹木を用いて大気汚染物質を浄化したり、環境の汚染状況などを測るために生物をセンサーとして利用する技術なども、バイオテクノロジーの一種である。
	バイオマス	エネルギー資源として利用できる生物体のこと。利用方法としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と 石油代替エネルギー (→)の両方に役立つ。
	排ガス脱硫装置、脱硝装置	石油、石炭などの化石燃料を燃焼すると、 硫黄酸化物 (→)や 窒素酸化物 (→)が発生する。これらは健康に被害をもたらすとともに、大気中で硫酸や硝酸に変化し 酸性雨 (→)の原因となる。脱硫装置は、燃料中の硫黄化合物を除く方法と排ガス中の硫黄酸化物を吸収剤で吸収、除去する排ガス脱硫法がある。脱硝装置は、アンモニア接触還元法や接触分解法により排ガスから窒素酸化物を除去する。→ 公害、大気汚染

は～	排出基準	工場などから大気中に排出されるばい煙の量の許容限度のこと。現在、法令で排出基準の設定されている大気汚染物質としては、 硫黄酸化物 (→)、 ばいじん (→)、 窒素酸化物 (→)、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物がある。排出基準には、国が定めた全国一律の基準と都道府県が一定の区域を限って条例で定める上乗せ基準とがある。これらの排出基準を超えてばい煙を排出した場合には、知事からばい煙を排出する者に対し改善命令、一時停止命令を発することができるほか、罰則も課せられる。→ 公害、大気汚染
	ばいじん	大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、燃料の燃焼などに伴って発生するススなどのこと。ばいじんによる公害を防止するため、大気汚染防止法に基づいて排出基準が定められている。なお、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、物の破砕などに伴って発生したり飛散したりするものを粉じんという。→ 公害、大気汚染、浮遊粒子状物質
	ハイブリッド自動車	エンジンと電気モーターの2つの動力源を備えたハイブリッド(複合)システムにより、高効率で走行することができる自動車のこと。走行状況に応じて、エンジンの駆動力とエンジンで発電したバッテリーからの電力を使ったモーター駆動力を適切に組み合わせて制御するため、燃費が大幅に向上するほか、 窒素酸化物 (→)や黒煙などの大気汚染物質の排出も低減される。現在、営業バス路線で運行試験が実施されているほか、乗用車も市販されるなど、その普及が図られている。→ 低公害車
ひ～	ppm(ピーピーエム)	汚染物質の濃度を表示する単位。100万分の1が1ppmとなる。従って、大気汚染の場合は、1m ³ の大気中に1cm ³ の汚染物質が存在する場合の濃度を1ppmという。
	ビオトープ	野生生物が安定的に生息できる空間のこと。近年では、河川、道路、緑地、公園などの整備に際しても、ビオトープの維持や再生、創出に配慮した取組がなされるようになってきている。
	非政府組織(NGO)	政府や行政から独立して公共のための活動を行う非営利の民間団体のこと。中でも、自然保護やリサイクル活動などの環境保全活動に取り組んでいる団体を環境NGOと呼び、全国に約4,500団体が活動している。
ふ～	風力発電	風の力で風車を回して発電する方法。風力エネルギーは無尽蔵で無公害だが、気象による発電量の変化が大きい。岡山県でも、真庭郡美甘村に平成5年から発電用風車が設置されている。→ 石油代替エネルギー、ソフトエネルギー
	富栄養化	湖沼などの 閉鎖性水域 (→)で、栄養塩類(窒素及びりん化合物)の濃度が増加する現象をいう。 生活排水 (→)や農薬、肥料などが流れ込み、富栄養化状態になると、植物プランクトンが異常繁殖し、 赤潮 (→)やアオコが発生する。児島湖や瀬戸内海の富栄養化状態の改善のため、広域的な取り組みがなされている。→ 公害、水質汚濁
	浮遊粒子状物質(SPM)	ばいじん (→)、粉じんなどの大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル以下のものをいう。人の呼吸器に沈着し、健康を害するおそれがあるため、 環境基準 (→)が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。→ 大気汚染
へ～	閉鎖性水域	外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などの水域をいう。児島湖や瀬戸内海は閉鎖性水域に当たる。流入してくる汚濁物質が外部へ流出しにくいいため、大都市や工業地帯に面している閉鎖性水域では、 水質汚濁 (→)や 富栄養化 (→)が進行しやすい。
ほ～	放射性廃棄物	原子力発電所や原子力燃料の精製、再処理工場からは、放射能を帯びた廃棄物が発生する。上斎原村にある動力炉・核燃料開発事業団(動燃)人形峠事業所では、ウランの転換、濃縮等の試験を行っており、この過程で発生した低レベル放射性廃棄物はドラム缶などに封入され、施設内で保管管理されている。県では、動燃に対し放射性物質等の厳重な管理を求めるとともに、人形峠事業所周辺の環境放射線等の監視測定を行っている。
ま～	マニフェスト	産業廃棄物 (→)の不法投棄を防止し、適正処理を徹底するため、事業者が排出するそれぞれの産業廃棄物に付ける管理伝票のこと。廃棄物の受け渡しや処理の流れを明らかにすることにより、排出事業者が廃棄物の処理状況を自ら把握することができる。→ 最終処分場

め～	MtC（メガトンカーボン）	二酸化炭素 (→)の量を、その中に含まれている炭素の重量で表示（炭素換算）した単位。代表的な 温室効果ガス (→)である二酸化炭素の排出量を示すときに用いる。1MtCは、炭素換算で100万tの二酸化炭素の量をいう。
	メタノール自動車	石油代替エネルギー (→)のひとつであるメタノールを燃料とする自動車のこと。 二酸化炭素 (→)や 窒素酸化物 (→)の排出量が少なく、黒煙もほとんど出ない 低公害車 (→)である。また、燃料のメタノールはさまざまな原料から製造できるのも利点となっている。→ 大気汚染
も～	モーダルシフト	トラックによる貨物輸送を、船舶、鉄道などの大量輸送機関に転換すること。末端の輸送はトラックに依存せざるを得ないこと、シフトされる側の輸送機関の受け入れ能力など課題も多いが、排出ガスや二酸化炭素の抑制や道路渋滞の解消のため、検討すべき有効な手段である。→ 大気汚染
	モントリオール議定書	ウィーン条約 (→)に基づき、 オゾン層 (→)の変化による悪影響から人の健康及び環境を保護するため、オゾン層を破壊する物質の生産量及び消費量の規制措置等を定めたもの。1987年に採択され、その後1992年の改正では、クロロフルオロカーボン（いわゆるフロン）の1995年末全廃等が定められた。
や～	野生生物種の減少	地球上には多様な野生生物の種が生息、生育しているが、国際自然保護連合によれば5000種以上の動物が絶滅の危機にさらされている。野生生物種の減少の主な原因は、人間の活動である。いったん絶滅した種を、再び蘇らせることができない以上、野生生物の種の減少を防止することは、将来の地球、人類自身のためにも極めて重要なこととなっている。→ 地球環境問題 、 ラムサール条約
ゆ～	有害化学物質	人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律などで指定され、取扱いを規制された化学物質のこと。→ 公害
	有機塩素化合物	炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。溶媒や農薬として使用されたが、毒性があり分解しにくいと、地下水汚染、食物連鎖による 生物濃縮 (→)など環境や生体への影響が表面化した。このため、PCBやトリクロロエチレンなどについては、水質汚濁防止法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、その製造や排出が規制されている。→ 公害 、 有害化学物質
	有機水銀	メチル、エチルなどのアルキル基やフェニルなどの基と水銀とが結合している化合物のこと。かつては農薬などに使用されていたが、無機水銀に比べて毒性が強いので現在は禁止されている。熊本県水俣で発生した水俣病は、工場から排出されたメチル水銀が魚介類に蓄積され、これを住民が摂取したことが原因である。有機水銀は、 水質汚濁 (→)に係る 環境基準 (→)が設定され、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で厳しく規制されている。→ 公害 、 生物濃縮 、 有害化学物質
よ～	要請限度	騒音規制法及び振動規制法に基づき定められた、自動車交通に係る騒音・振動の基準のこと。自動車交通騒音・振動が、この基準を超えた場合、市町村長は都道府県公安委員会等に対して対策の要請等を行うことができる。→ 環境基準 、 振動 、 騒音
ら～	ライフ・サイクル・アセスメント（LCA）	製品の生産から消費、廃棄に至るすべての段階において、その製品が環境へ与える負荷を総合的に評価する手法のこと。これまでは、製品の使用や廃棄に伴う有害物質の排出の有無、処理やリサイクルの容易性など、特定のプロセスだけを評価範囲としたものが多い。このため使用、廃棄の段階での環境への負荷が少なくても、原料採取、製造、流通などの段階での環境への負荷が大きく、全体としては環境への負荷の低減には寄与しない製品が生産されてしまう可能性がある。そこで、経済社会活動そのものを環境への負荷の少ないものに変革するために、世界的にLCAの重要性が認識され、研究が進められている。また、国際標準化機構（ISO）においても国際標準化の作業が進められている。→ ISO14000シリーズ

ら～	ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地及び湿地特有の動植物の保全を図るため1971年2月に締結された。各国が適当な湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化等の情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。我が国では釧路湿原、クッチャロ湖、琵琶湖など9つを重要湿地として登録している。→ 野生生物種の減少
り～	リサイクル	不用となったものをそのまま、又は加工するなど必要な手を加えて再度活用すること。ごみの減量化を図り、環境にやさしい 循環型社会 (→)を構築するためには、使い捨てになれた私たちの意識の变革と、効率的なリサイクルシステムをつくりあげることが必要である。
	リスク・アセスメント	ある地域に住む人びとが、その地域で環境中に放出されるさまざまな化学物質にさらされることによって、起こるかもしれない健康影響の種類とその可能性を数量的に予測すること。複数の化学物質による汚染が、人の健康に与える危険性を客観的な数値として算定できるという点で優れたものであるが、正確な予測を行うためには多数の化学物質すべてについて、毒性、環境への放出量、環境中での移動、人への摂取経路がわかっていなければならない。→ リスク・マネジメント
	リスク・マネージメント	リスク・アセスメント (→)によって予測される健康被害を防止するため、いくつかの代替案の比較を通して最も適切な対策を選択していくための手法である。この中では、環境への放出を削減する方法や削減可能な量あるいは危険性の減少効果などを評価するとともに、対策を進める際の社会的、経済的な影響についても検討が行われる。
れ～	レッド・データ・ブック	絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。1966年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅のおそれのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、1989年に環境庁が日本版レッド・データ・ブックを発表している。今後、岡山県版のレッド・データ・ブックも作成する予定である。→ 野生生物種の減少
ろ～	ローカルアジェンダ21	持続可能な開発に向けた地方公共団体の行動計画のこと。1992年の 地球サミット (→)で採択された アジェンダ21 (→)において、地方公共団体が地球環境問題の解決に密接に関わっていることから、1996年までに各国の地方自治体の大半が「ローカルアジェンダ21」について合意を形成すべきであるとしている。我が国においては、平成9年3月31日現在で35都道府県、8政令指定都市でローカルアジェンダ21が策定されている。なお、岡山県では平成6年3月に「地球にやさしい地域づくり指針」という名称で策定している。
わ～	ワシントン条約	正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といい、国際取引の規制により希少な野生生物の保護を目指すもので、1973年にワシントンの会議で採択された。対象は生物だけでなく、はく製、毛皮、きばなども含まれる。この条約を受け、日本国内では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)により規制されている。→ 野生生物種の減少

10 環境関係年表

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
昭和9年 (1934)	3	瀬戸内海国立公園が、全国初の国立公園3公園の1つとして指定される。	
昭和18年 (1943)	9	三菱重工業㈱が水島で航空機製造工場の操業を開始。	
昭和23年 (1948)	3	岡山県史跡名勝天然記念物保存顕彰条例を制定。	
	7		農業取締法を制定。
昭和25年 (1950)	7	県が岡山市南部(岡南地区)の工業地帯整備に着手。	
昭和26年 (1951)	2	県営旭川ダムの建設に着手。	
	3	国が児島湾淡水化工事に着手。	
昭和27年 (1952)	3	岡山県企業誘致条例を制定。	
	9	県が水島地域の国有地を買収。水島港の整備と、臨海工業地帯整備に着手。	
昭和28年 (1953)	12		熊本県で水俣病第1号患者が発生。
昭和29年 (1954)	5	県営旭川ダムが完工。	
	8	県下初の飛行機による空中農業散布が藤戸町(現倉敷市)と勝央町で行われる。	
	9	倉敷市の三吉鉱山で我が国初のウラン鉱床が発見される。	
昭和30年 (1955)	11	人形峠でウラン鉱床の露頭が発見される。	
昭和31年 (1956)	11	日本興油㈱が水島港整備後の最初の企業として水島に立地。以後、石油精製、電力、鉄鋼、石油化学等の重化学工業の工場が多数立地する。	
昭和32年 (1957)	6		自然公園法を制定。
	8	上斎原村に原子燃料公社(後の動力炉・核燃料開発事業団)人形峠出張所が開設される。	
昭和33年 (1958)	2	倉敷市玉島で油臭のするアサリがとれる。	
	4		下水道法を制定。
	12		公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律を制定。
昭和35年 (1960)	7	岡山県公害対策調査会を設置。	
昭和36年 (1961)	3		三重県四日市市でぜん息患者が多発。
昭和37年 (1962)		備前市でブドウの葉枯れ、倉敷市でい草の先枯れが発生。	
	3	児島湾締め切り堤防が完成し、児島湖が誕生。	
	6		ばい煙の排出の規制等に関する法律(ばい煙規制法)を制定。
	10	岡山空港(現岡南飛行場)が開所。	
	12	県営寄島干拓事業に着手。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和38年 (1963)	4		大山隠岐が国立公園に指定される。
	11	県が、岡山市と倉敷市で硫黄酸化物及び降下ばいじん量の測定を開始。	
	12		「狩猟法」を改正し「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」制定。
昭和39年 (1964)	1	岡山県南地区が新産業都市に指定される。	
昭和40年 (1965)	2	倉敷市が窒素酸化物の測定を開始。 笠岡市・井原市・芳井町を、備後地区工業整備特別地域に追加指定。 岡山県公害対策審議会を設置。	
	6	倉敷市呼松地区の住民が水島工業地帯の公害について県と市に抗議。	
昭和41年 (1966)		硫黄酸化物の発生源の通報連絡基準と自主規制等を内容とする「水島地区い草等農作物被害防止応急対策」を開始。	
	3	高梁川上流、吉備史跡を県立自然公園に指定。	
	4	倉敷市に一般環境大気測定局を設置。二酸化硫黄の自動測定が開始される。	
	9	県の木に「アカマツ」が決定。	
	10	岡山県公害防止条例(旧条例)を制定。	
昭和42年 (1967)	1	岡山県企画部に公害課を設置。	
	8		公害対策基本法を制定。
	9	通産省、県、倉敷市による、水島地区大気汚染防止対策協議会を設置。 岡山県大気汚染防止対策協議会を設置。	
昭和43年 (1968)	3	倉敷市がばい煙規制法の指定地域となる。 県が倉敷市に大気汚染監視テレメータを設置し、常時監視測定を開始。(1970.4、倉敷市公害監視センター設立に伴い廃止) 倉敷市水島地区大気汚染防止対策を公表。	
	6		大気汚染防止法(硫黄酸化物K値第一次規制)及び騒音規制法を制定。
	10	笠岡湾干拓に着手。	
昭和44年 (1969)	2		硫黄酸化物に係る環境基準設定。
	4	移動測定車による大気測定開始。	氷ノ山後山那岐山が国定公園に指定される。
	5		初めての「公害白書」が国会に提出される。
	9		自動車排出ガス規制(一酸化炭素)が実施される。
昭和45年 (1970)	2		一酸化炭素に係る環境基準及び水質汚濁に係る環境基準設定。
	5	湯原奥津地域を県立自然公園に指定。	
	6		公害紛争処理法を制定。
	7	岡山県立森林公園が開園。	田子の浦港のヘドロ公害が問題となる。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和45年 (1970)	8	岡山県公害対策本部が発足。 高梁川水系、水島海域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	BHC、DDTの稲作への使用が全面禁止される。
	10	岡山県公害防止条例の旧条例を廃止し、新条例を制定。	
	11	公害紛争処理法に基づき、岡山県公害審査会を設置するとともに、県の公害苦情相談員、公害監視員を設置。	
	12	水島地域公害防止計画を策定。	いわゆる「公害国会」で、公害対策基本法、大気汚染防止法、騒音規制法等の大幅な改正及び水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の制定など、公害関係法律多数が制定及び改正される。
昭和46年 (1971)	2	旭川・吉井川水系、児島湾水域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)を採択。
	4	岡山県環境部を設置。 岡山県公害研究所が開所。	
	5		騒音に係る環境基準設定。 環境基準の水域類型決定。
	6		悪臭防止法を制定。
	7		環境庁が発足。
	9	岡山県公害防止条例を改正。	
	10	県が、備前市のブドウ葉枯れの原因はフッ素系ガスの疑いと発表。	水質汚濁に係る環境基準設定。
	11	倉敷地区・備前地区農作物被害対策協議会が発足。 川崎製鉄㈱、水島共同火力㈱が、県、倉敷市と公害防止協定を締結。以後、県内の主要企業と協定を締結。	
	12	岡山県環境部に公害苦情処理局を設置。 大気汚染防止法に基づくばいじん排出基準(上乘せ)条例、水質汚濁防止法に基づく排出基準(上乘せ)条例、自然保護条例を制定。	
昭和47年 (1972)	1	吉備路風土記の丘を県立自然公園に指定。	浮遊粒子状物質に係る環境基準設定。
	3	山陽新幹線、新大阪 - 岡山間が開通。(1975.3、全線開通)	
	5	水島地域大気汚染夏期特別対策実施要綱を制定。 県内10市の都市公害対策協議会が発足。 備前市内の耐火煉瓦工場で排煙脱弗装置の稼働が始まる。 県酪農試験場に家畜ふん尿処理実験装置が完成。	環境庁が初の環境白書を公表。
	6	水質汚濁防止法に基づく県の上乗せ排水基準条例が全面施行。	公害被害者の救済を図るため、大気汚染防止法が改正され、無過失損害賠償責任制度が導入される。 自然環境保全法を制定。 ストックホルムで「国連人間環境会議」開催。 「人間環境宣言」を採択。
	7	三菱石油㈱に県下初の排煙脱硫装置が設置される。	
	8	瀬戸内海に大量の赤潮が発生。	
	12	自然保護基本計画を作成。	国連環境計画(UNEP)設立。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
昭和48年 (1973)	2	笠岡湾干拓の東堤防が締め切られる。 寄島干拓の潮止め工事が完成。	
	3	全国に先がけ、開発行為を許可制とする岡山県県土保全条例を制定。 岡山県立自然公園条例を制定。	
	4	備後地域公害対策協議会を設置。	
	5	松食い虫の被害が拡大し、県に駆除推進本部を設置。	二酸化窒素、光化学オキシダントに係る環境基準設定。二酸化硫黄に係る環境基準改定。
	6	岡山県水銀汚染対策推進本部を設置。 水島の4工場が県漁連等の要求を受け、水銀使用部門の操業を停止。 (26日に操業停止。交渉妥結により28日から操業再開。)	工場排水による水銀汚染魚騒ぎが起こる。
	7	岡山県公有水面埋立協議会が発足。	
	8	岡山県公害防止センターを設置。	
	10	岡山県公害防止センターに大気汚染監視テレメータ中央局を設置し、常時監視を開始。(環境47局、発生源8工場)	瀬戸内海環境保全臨時措置法、公害健康被害補償法を制定。
	11	塩滝(落合町)と大平山権現山(有漢町)が県自然環境保全地域に、竜の口(岡山市)が県環境緑地保護地域に、大滝山(備前市)ほか4か所が県郷土自然保護地域に、曹源寺の松並木(岡山市)ほか3か所が県郷土記念物に指定される。以後、現在までに県環境緑地保護地域1か所、県郷土自然保護地域32か所、県郷土記念物30か所が追加指定されている。	
	12	全国に先がけ、行政指導による水島地域の硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制を実施。	航空機騒音に係る環境基準が設定される。
昭和49年 (1974)	1	県が、児島湖流域下水道計画を発表。 岡山県農業試験場がい草の先枯れは硫黄酸化物が原因と発表。	
	5	備前海域、玉野・児島・笠岡・牛窓の各海域、倉敷川、笹ヶ瀬川等の中小重要河川が公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	
	6	岡山県警察本部が瀬戸内海汚濁事犯取締本部を設置。	大気汚染防止法が改正され、硫黄酸化物に係る総量規制制度が導入される。
	9	笠岡・福山両市区域の大気汚染防止について、岡山県と広島県が覚書を交換。 岡山県公害防止条例施行規則を一部改正。	総水銀、アルキル水銀の水質環境基準強化。
	10	(財)岡山県環境保全事業団を設立。中国自動車道、美作・落合間が開通(1978.10、県内全線開通)	
	11	倉敷市水島地区が硫黄酸化物に係る総量規制地域に指定される。 水島の企業の硫黄酸化物による県南一帯のい草先枯れ被害の補償問題が解決。(1万3000戸を対象に総額10億3000万円を支払う)	
	12	三菱石油水島製油所で、大量の重油流出事故が発生。流出量は4万4000kℓに上り、瀬戸内海東半分に広がった。 備後地域公害防止計画を策定。	
昭和50年 (1975)	2	岡山県大気汚染緊急対策実施要綱を施行。県が緑化総合計画を作成。	P C Bに係る水質環境基準を設定。
	4	県・沿線市町・国鉄で、新幹線騒音問題連絡会議を設立。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
昭和50年 (1975)	7		新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定。新幹線鉄道振動対策指針値が示される。
	8	香川県直島町にある三菱金属直島製錬所の越境公害問題で、岡山・香川両県、玉野市、直島町の4者が環境保全確認書に調印。	
	10		環境庁が瀬戸内海富栄養化の調査に着手。
	12	公害病地域として、水島・児島地区の一部、玉島乙島、玉野市日比・向日比・渋川、備前市の片上湾周辺が指定される。 水島以外の倉敷市が硫黄酸化物総量規制地域に指定される。	
昭和51年 (1976)	1	県が、瀬戸内海の富栄養化対策のため、1日50 t 以上産業廃水を排出する175工場に窒素、リンの削減を要請。 第1回目の岡山県公害健康被害認定審査会を開催。	
	2	岡山・備前地域公害防止計画が国で承認される。	
	3	笠岡湾干拓の干陸開始式が行われ、排水が始まる。	
	4	岡山県公害防止センターと衛生研究所を統合し、岡山県環境保健センターを設置。三菱化成工業㈱(現三菱化学㈱)に県下初の排煙脱硝装置が設置される。	
	6		振動規制法を制定。
昭和52年 (1977)	1		社団法人瀬戸内海環境保全協会が設立。
	2	県が、県中部を横断する中国自然歩道の県内ルート案を発表。	
	3	県が、石油コンビナート等防災計画を定める。	
	4	山陽新幹線沿線地域に新幹線鉄道騒音に係る環境基準をあてはめ。	
	5	岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域硫黄酸化物排出許容総量等の設定に合意。 岡山県環境保全事業団が産業廃棄物処分場(水島)の建設に着手。 成羽町吹屋の町並みが重要伝統的建造物群保存地区に選定される。	
	6	倉敷市に係る硫黄酸化物総量削減計画を策定。	
	8		国連砂漠化防止会議開催。砂漠化防止行動計画を採択。
	9	備前市に係る硫黄酸化物総量削減計画を策定。	
昭和53年 (1978)	1	瀬戸大橋に係る環境影響評価書(案)に関する知事意見書を本四公団総裁に回答。	
	5		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を策定。
	6		瀬戸内海環境保全臨時措置法を瀬戸内海環境保全特別措置法に改正し、恒久法化。
	7		二酸化窒素に係る環境基準を改定。
	8	吉備高原都市、前期事業実施計画がまとまる。	
	9	瀬戸大橋の環境保全協定が岡山・香川両県の関係6自治体と本州四国連絡橋公団の間で締結される。 岡山県、香川県が、玉野市、直島町の硫黄酸化物排出総量の設定等に合意。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
昭和53年 (1978)	10	瀬戸大橋着工。	
	11	県は、新岡山空港基本計画調査結果に基づき、岡山市日応寺地区を新岡山空港候補地に決定。	
	12	環境保全に関する環境影響評価指導要綱を制定。	
昭和54年 (1979)	3	国の天然記念物に鯉が窪湿性植物群落（哲西町）が指定される。	
	5	水島に岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場が完成。	
	7	県・上斎原村・動力炉・核燃料開発事業団との間で、人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定書を締結。また、人形峠環境放射線等常時監視を開始。	
	9	動燃人形峠事業所で、ウラン濃縮試験工場が運転を開始。	
	10		滋賀県で琵琶湖富栄養化防止条例を制定し、合成洗剤を追放。
	11	岡山県郷土文化財団を設立。	
	12	備作山地地域を県立自然公園に指定。	
昭和55年 (1980)	2	岡山県合成洗剤対策推進要綱を制定し、石けん等の使用を普及させるために必要な事項を定める。	
	3	COD総量削減計画（第1次）を策定。	
	5	燐及びその化合物に係る削減指導方針（第1期）を策定。	幹線道路の沿道の整備に関する法律を制定。
	8	県が、婦人会、消費者団体とともに石けん使用推進キャンペーンを開始。	
昭和56年 (1981)	2	岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域窒素酸化物排出許容総量等の設定に合意。	
	3	岡山県自然海浜保全地区条例を制定。	
	4	岡山県環境部と衛生部を統合し、環境保健部を設置。 「岡山県自然保護推進員設置要綱」を制定。	
	5	吉備高原都市の建設に着手。 邑久町大平山に「野鳥の森」が完成。 県が、第2次総合緑化計画を策定。 倉敷地域窒素酸化物総量削減計画を策定し、行政指導による総量規制を実施。	
	6		窒素酸化物に係る総量規制制度を導入。
	7	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する県計画を公表。	
	11	本州四国連絡橋公団が岡山県等の要請を受け、景観上の配慮から瀬戸大橋の鷺羽山地区をオープンカットではなくトンネル方式に変更。	
昭和57年 (1982)	5		ばいじん排出規制を強化。
	6	児島湖流域下水道浄化センターの建設工事に着手。	
	7	県が空き缶散乱防止対策会議を設立。	
	12		湖沼の窒素及び燐に係る環境基準を設定。
昭和58年 (1983)	1	中国自然歩道の県内ルートが完成。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
昭和58年 (1983)	3	旭川中流地域を吉備清流県立自然公園に指定。	
	5		浄化槽法を制定。
	9	新岡山空港の本体造成工事に着手。	
	11	倉敷市の公害病認定患者等が、水島コンビナート大手企業8社を相手取り、大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、岡山地裁に提訴（倉敷公害訴訟第1次訴訟）。	
昭和59年 (1984)	3	産業排水及び生活排水について窒素、リンの排出抑制を図るため、岡山県公共用水域の富栄養化防止対策推進要綱を制定。 岡山県暴騒音規制条例を制定。	
	7		湖沼水質保全特別措置法を制定。 トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針設定。
	8	使用済み乾電池の効果的な回収を行うため、県と乾電池の卸・小売業界等による岡山県乾電池等対策協議会を設立。	環境影響評価実施要綱を制定。
昭和60年 (1985)	1	環境庁の名水百選に塩釜冷泉（八束村）と雄町の冷泉（岡山市）が選ばれる。	
	3	名水百選に岩井（上斎原村）が追加選定される。	オゾン層の保護に関するウィーン条約を採択。
	4	騒音に係る環境基準のあてはめを開始。	
	5	岡山県環境保健センターの大気汚染監視テレメータシステムを更新し、大気汚染監視体制を強化。	水質汚濁防止法施行令が一部改正され、窒素、リンが規制される。
	6	県下の緑の少年隊の連携を深めるため、岡山県緑の少年隊連絡協議会を設立。	
	7	岡山県鷺羽山ビジターセンターが完成。	
	8	県が、町並み保存地区整備事業を開始。	
	12	勝山町勝山地区を町並み保存地区に指定。 児島湖が湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定される。	
昭和61年 (1986)	4	騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法に基づく、それぞれの規制地域及び規制基準を設定。	
	5	県土利用の基本的指針となる、国土利用計画(岡山県計画)を策定。 燐及びその化合物に係る削減指導方針（第2期）を策定。	
	6	児島湖浄化対策本部を設置。	
	7	人形峠アトムサイエンス館が開館。	
	8	岡山県児島湖浄化対策推進協議会が発足。	
	11	倉敷市下津井地区を町並み保存地区に指定。	
昭和62年 (1987)	1	渋川海岸（玉野市）が白砂青松百選に選定される。	
	2	県が「児島湖に係る湖沼水質保全計画」（第1期）を策定。	
	5	岡山城跡と後楽園が国の史跡に指定される。 COD総量削減計画（第2次）を策定。	
	6		絶滅するおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律を制定。
	8	児島湖浄化対策推進協議会が「児島湖浄化推進月間」を実施。 高梁市の「美観地区道路」が日本の道百選に選定される。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
昭和62年 (1987)	9		オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を採択。
	10	大原町古町地区を町並み保存地区に指定。	
	12	瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	
昭和63年 (1988)	3	新岡山空港が開港。旧空港は岡南飛行場に改称。 岡山県景観条例を制定。	
	4	瀬戸大橋が開通。瀬戸大橋鉄道騒音が社会問題化。	
	5		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律を制定。
平成元年 (1989)	2	県が、ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要領を策定。	
	3	岡山県鳥獣生息分布調査報告書を作成。	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定。
	4		四塩化炭素の排出に係る暫定対策指導指針等の設定。
	6	児島湖の水質浄化活動への支援や水質浄化に関する調査研究を行う(財)児島湖流域水質保全基金を設立。	石綿を特定粉じんとして規制する大気汚染防止法の一部改正。
	9		「地球環境保全に関する東京会議」開催。
	10	津山市城東地区を町並み保存地区に指定。	
	11	県は、景観に配慮した公共事業を行う上での指針となる「公共事業等景観形成基準」を策定。 美星町が全国に先がけて、「美しい星空を守る美星町光害防止条例」を制定。	
	12	瀬戸内海景観研究会が県知事に対し「瀬戸内海における景観の保全、形成を図るための共通の指針について(提言)」を提出。	
平成2年 (1990)	1	高梁地区を岡山県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。	
		笠岡湾干拓が完成。	
	3	岡山空港周辺地域に航空機騒音に係る環境基準をあてはめ。	
	5	県が酸性雨の実態調査を県下10か所で開始。	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針の設定。
	6		モントリオール議定書第2回締結国会合でフロン等の全廃を決定。生活排水対策を推進するため、水質汚濁防止法を一部改正。
	7	邑久町の産業廃棄物処分場で自然界レベルより高い放射線量を検出。	
	8	岡山市足守地区を町並み保存地区に指定。	
平成3年 (1991)	10		地球環境保全関係閣僚会議で、地球温暖化防止行動計画が決定
	2	建設省、県、関係市町村等で構成する岡山三川水質汚濁防止連絡協議会を設立。 県内の産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の適正な処理等を推進するため、岡山県産業廃棄物協会を設立。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
平成 3 年 (1991)	3	児島湖の総合的な環境保全を目的とした児島湖環境保全条例を制定。 吉井川中流域を県立自然公園に指定。 COD総量削減計画(第3次)を策定。	
	4		再生資源の利用の促進に関する法律を制定。
	5	建部町で「全国野鳥保護のつどい」を開催。 燐及びその化合物に係る削減指導方針(第3期)を策定。	
	7	児島湖環境保全審議会が発足。(平成6年7月に環境審議会に合併)	水質汚濁防止法施行令が一部改正され、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンに係る特定施設が追加される。
	8		土壌の汚染に係る環境基準を設定。
平成 3 年 (1991)	10		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正。
	11	岡山県自然保護センターを佐伯町に開設。 県が環境影響評価項目に地球環境保全対策を追加。 児島湖流域の環境保全に関する基本方針を策定。	
平成 4 年 (1992)	1	公用車としては初の電気自動車を岡山県環境保健センターに配置。	
	3	県が、児島湖に係る湖沼水質保全計画(第2期)を策定。	
	5	県域レベルで地球環境保全に貢献することを目的とした「県における地球環境問題への取組方針」を策定。	気候変動枠組み条約を採択。
	6	後楽園、成羽町吹屋地区、旧閑谷学校の背後地などを県景観条例に基づく背景保全地区に指定。 瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	「地球環境開発会議」(地球サミット)を開催。 生物多様性条約、アジェンダ21等を採用。 絶滅するおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律を制定。
	12	県が「地球環境保全に配慮した県事業等の指針」を策定。	
平成 5 年 (1993)	3	県議会が、環境に配慮した行動を通じて人と他の生物との共存共栄を図ることを目的とする「環境宣言」を決議。	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目が追加される。
	6		悪臭防止法施行令が一部改正され、10物質が追加される。 水質汚濁防止法施行令が一部改正され、海域の窒素及びリンの排出基準が設定される。
	7	生活排水対策に重点を置いた清流保全対策を行うため、湯原ダム・旭川ダムの流域及び新成羽川ダムの流域にそれぞれ水質浄化対策推進協議会を設立。 吉備高原都市の前期事業が完成。	
	11	矢掛町矢掛地区を町並み保存地区に指定。	環境基本法を制定。
	12		水質汚濁防止法施行令が一部改正され、13項目の有害物質が追加される。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全 国 の 動 き
平成 6 年 (1994)	3	玉野市と倉敷市にまたがる渋川・王子が岳地区を県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。 倉敷公害訴訟第 1 次訴訟の一審判決。工場排煙による因果関係を認め、企業 8 社に約 1 億 9 千万円の支払いを命じる。(控訴) 県が、自然保護のため毛無山(新庄村)周辺に広がるブナ林約 191ha を買収。 県が、「地球にやさしい地域づくり指針」を策定。	
	4	岡山県環境保健部を環境部門と保健部門に分離し、環境部門を地域振興部に移す。	
	6		第 1 回「環境の日」のキャンペーンが開催される。
	7		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画の一部を変更。
	8	新庄村新庄地区を町並み保存地区に指定。	
	9		廃棄物の処理及び清掃に関する法律等が一部改正され、有害物質が追加される。
	12		環境基本計画を閣議決定。
平成 7 年 (1995)	3	公募により「県民の鳥」をホトトギスからキジに変更。	
	4	岡山県建設副産物対策基本計画(おかやまりサイクルプラン ²¹)を策定。	悪臭防止法施行令が一部改正され、臭気指数規制が導入される。
	6		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)を制定。
	7	県が景観モニター制度を導入。92 人の景観モニターを委嘱	
	8	行政機関と家電販売店などによる、岡山県フロン回収等推進会議を発足。	
	9	倉敷市玉島地区を町並み保存地区に指定。	
	10		地球環境保全に関する関係閣僚会議で、生物多様性国家戦略を決定。
	12		在来鉄道の騒音対策指針が示される。
平成 8 年 (1996)	2	中国四国農政局が、児島湖ヘドロしゅんせつ工事を開始。	
	3	県が、新岡山県自然保護基本計画(平成 8～12 年度)緑の環境づくり計画(平成 8～12 年度)を策定。	
	4	岡山県地域振興部に環境保全局を設置。 「廃冷蔵庫等からのフロン回収マニュアル」を作成。	
	5		大気汚染防止法が一部改正され、有害大気汚染物質対策推進の規定が整備される。
	6		水質汚濁防止法の一部改正。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
平成8年 (1996)	7	「日本の音風景百選」に「諏訪洞・備中川のせせらぎと水車」(北房町)と「新庄宿の小川」(新庄村)が選定される。 「日本の渚・百選」に渋川海岸(玉野市)と沙美海岸(倉敷市)が選定される。 COD総量削減計画(第4次)を策定。 窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る削減指導方針(第4期)を策定。	
	8	児島湖に流入する笹ヶ瀬川、倉敷川、妹尾川の河口付近で「淡水赤潮」が異常発生。	
	10	岡山県環境基本条例を制定。	
	12	倉敷公害訴訟が、被告企業8社の和解金13億9千200万円の支払いにより13年ぶりに和解成立。	
平成9年 (1997)	2		ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準の設定。
	3	岡山県清流保全総合指針(おかやま清流ガイドライン)を策定。 児島湖水辺環境整備基本計画を策定。 児島湖に係る湖沼水質保全計画(第3期)を策定。	地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定。
	4	岡山県環境基本条例が施行される。	瀬戸内海の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型指定(播磨灘北西部、水島港区水島地先海域、備讃瀬戸(イ)(ロ)(ハ))。
	6		環境影響評価法の公布。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正公布。
	8		ダイオキシン類の規制のため廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法の省令等改正。
	9		ダイオキシン類の大気環境指針値の設定。
	12		地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、「京都議定書」を採択。
平成10年 (1998)	2	岡山県フロン回収・処理推進協議会を設置。	
	3	岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)を策定。 平成9年版岡山県環境白書を作成(以後、毎年作成)。 瀬戸内海の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型指定(児島湾、児島湾沖、牛窓地先海域)。 岡山県ごみ処理広域化計画を策定。	